

平成31年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（橋 俊明君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、18人全員であります。

議事日程に入ります前に、教育長から発言を求められていますので、これを許します。

教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。

昨日の岩井議員の代表質問の中で、私が2点目のC S P 幼児版初級指導者養成講座の答弁を申し上げましたところ、その中盤でちょっと用語を間違えましたので、訂正させていただきます。

C S P 幼児版初級指導者養成講座は、子どもの発達段階とその発達段階に応じた期待値、効果的な褒め方を学び、また行ってほしい行動や悪い行動をどのように子どもに伝えるのかなどの手法を学ぶもので、虐待防止につながらないようにするためのものですというふうに申し上げました。これは反対でございまして、虐待につながらないようにするためのものですということに訂正をさせていただきます。反対のことを申し上げてしまいました、申しわけございませんでした。おわびいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は2月27日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（橋 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第15番、東郷正明議員、第16番、北村五十鈴議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

通告第2号、第1番、東郷克己議員。

○1番(東郷克己君) おはようございます。

第1番、新誠会、東郷克己でございます。

このところ暖かい日々が続いておりましたが、昨日の夜から冷え込みまして、今朝は身が引き締まるような朝でございました。私も改めて気を引き締めて質問に臨んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、痛ましい虐待が二度と起こらぬよう国を挙げて対策に取り組む中、またもや悲劇が繰り返されました。質問を始めるにあたり、栗原心愛さんをはじめとする全ての虐待被害者の方々のご冥福をお祈りいたします。

さて、報道により伝わる千葉県野田市の事件概要は、加害者である父親の残虐さに加え、信じられない最悪の対応が折り重なるように続いており、その結果尊い命が失われたということです。この犠牲を無にしないためにすべきことは、犠牲という結果を正面から受けとめ、問題の核心は何か冷静に分析し、それぞれができることをしっかり取り組むことと考えます。

このような趣旨から、野洲市における現状の聞き取りを進める中で、いじめ問題についての専門委員会開催結果の報告をいただきました。

この報告書を拝見して、私は愕然といたしました。事案の経緯を記した表から危機意識のなさがにじみ出ていたからです。命を預かっているという緊張感、これを守り育てるという使命感などが感じられません。これは冒頭申し上げた野田市の最悪の対応の重なりと当事者意識の低さ、緊張感のなさという点で通ずるものがあります。

虐待防止対策の強化のため、昨年7月の関係閣僚会議で決定された緊急総合対策、これは虐待といじめとの違いはありますが、対策の基本は共通すると考えています。これをみますと、「一体となって」という言葉や「一丸となって」と、関連部署が、関係部署が1つとなることを強調しています。また、緊急的に講ずる対策5項目の中に情報共有の決定と

情報共有の強化という「情報共有」という熟語が2度出てまいります。情報の共有が、組織が一丸となって事にあたる出発点であり、問題解決の王道は関係者が一丸となることであるためと理解しています。

しかるに、いただいた表には、「情報共有せず」が4度、「報告せず」が2度、「検証せず」が2度記されています。繰り返された「共有せず」「報告せず」「検証せず」という行動をどう認識されているか、教育長に伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷克己議員の、「全ての人権が守られる野洲市のために」の「N O. 1 野洲市立学校におけるいじめについて」のご質問のうち、1つ目の繰り返された「共有せず」「報告せず」「検証せず」という行動をどう認識しているかについてお答えいたします。

まずはじめに、議員のご質問には虐待の問題といじめの問題の2つが入っております。そのうち、今回市内の学校で発生しましたのは虐待ではなくいじめ問題ですので、このことについて答弁させていただきます。

ここで、今回のいじめ問題の経緯を簡単に述べます。

まず、5月から10月にかけて、被害を受けた児童生徒に対する複数のからかいがありました。また、10月に学校でいじめアンケートが実施され、被害児童生徒やその友人からいじめの存在を示す回答がありました。そして、11月には、被害児童生徒の友人からいじめの訴えがありました。しかし、これらの事案が放置され、いじめの認知や報告、取り組みが大幅に遅れてしまいました。

こういった事態に至った原因は、次の3つであると考えています。

1つ目は、教員のいじめに対する認識の弱さです。

いじめの認識、つまり人権感覚の低さから、本来すぐに校内で組織的に対応すべき事案であるという判断ができていませんでした。

2つ目は、適切な初期対応ができなかったことです。

事案の速やかな報告、全体での共有ができなかったことで、結果的に被害を受けた児童生徒を守ることができませんでした。

3つ目は、組織対応の不備です。

起こったことが校内で適切に報告され、それが早急に学校全体で共有されることで、迅速ないじめ防止の取り組みにつながります。今回、そのような組織体制の構築を教育委員

会としても当該校に十分指導できておりませんでした。

以上のことを踏まえ、学校は、先ほど議員が申し上げられましたように、子どもの命を預かっているんやということを十分踏まえて、当該校に対して研修や組織体制の整備に努め、教育委員会もそのことを踏まえながらしっかりと助言と指導を継続していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 認識の弱さ、初期対応の問題、組織対応の不備と3つ、この問題を指摘いただきましたけれども、最もお聞きしたいのは、こうしたいじめに対する緊張感あるいは危機感を組織の長として教育長が持っていらっしゃるか。また、同様に、学校という教育機関の責任を校長が持つておられるかどうか非常に問題であると思いますので、その点についてもう一度お聞きいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私も前の市の小学校現場にいてたときに、4年生の女の子に対する集中的ないじめがありました。そのときは、その子が田んぼに突き落とされて、まだ田植えが終わった直後で泥だらけになったことから、そこからずっとたどっていくといろんないじめが集中的にあったということがわかりました。それまでいじめに対しては注意を払っていたんですけども、なかなかそういうなんが見えにくかったと言えばちょっと言葉がよくないんですけども、そこからわかったのが、子どもたちが見張り役を立てて誰も来ない、先生にも見つからないように、例えば上靴に水を入れたりとかそういうことをやっていたというのがありまして、集中的ないじめが続きました。そこで、私は全校集会を開いて、本当にその子はどんな思いで毎日毎日学校に来ていたんやろうなということをみんなの前で話をした記憶があります。しゃべっているうちに、その子のつらさがもう伝わってきて涙ながらにいじめっていうのはこんな苦しいことを人にさすんやでということで、絶対許したらあかんよというような話をした記憶があるんですけども、今議員がおっしゃったように、やはり命を預かっている教職員がそういういじめとかのことに對して本当に敏感にならないとなかなか見えてこないという部分があります。そういうなんをしっかりと認識をした上で、それを防ぐというよりはそれが無い学級づくりにするためには、一方で仲間づくりを、本当にプラスの部分でのつながりをいっぱいつくっていくこと、先生が子どもたちと一緒に遊んだりとか思いを語り合ったりとか、そういうことが一番大

事なんではないかなというふうに思っております。

校長会でも若い先生方にそういうふうな指導をするように各校長にも伝えておりますので、昨日の代表質問にありましたけども、もう一度そういう集団づくりを徹底するというのを教育委員会としても指導もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 一定そうした問題意識、緊張感を持って対応していただけるという事で理解をいたします。

一方で、いじめというのが、今ご答弁もいただきましたけれども、願わざることはありませんが、現実には起こってしまう、ある面ちょっと言い方が悪いかもわからないですが、起こって当然なんだというぐらいの意識でいつも緊張感を持っていないといけないというふうに思います。いつどのクラスで起こっても不思議がないんだと。そのときにどうするか。あるいは、そういうふうにならないために何を備えておくかということが重要かと思えます。

今教育長からもお話をいただきましたけれども、一方、そういうふうに関わったときの対応のために、例えば各校で校長やスクールソーシャルワーカーの方を中心として事前に起こったという想定でシミュレーションをしておくことはどうかというふうに考えておりますが、ご見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今議員お話のように、いじめはあって当たり前というか、いじめが全くないというのはあり得ないことやというふうに思っております。子どもたちは人間関係を学校という集団生活の中で学んでいく場ですから、トラブルがいじめに発展するということは残念ながらあちこちで起こっております。そういうときにもそれが長期間にならないように早期発見に努めるという意味では、先ほど議員お話しのようにしっかりと人権感覚を、アンテナをしっかりと上げていじめにならないようにするという事は大事なことやというふうに思っております。

それから、起きたときにどう対応するか。それは先ほどもお話ししましたけども、やはり仲間の力が一番大きいというふうに思っております。先生が1対1で指導しても、それはまた別のところでまた発生しますので、仲間、集団がいじめを許さない集団を育て上げるということが一番大きなポイントかなというふうに思っております。そういう意味では、

各クラスの集団づくりに力を入れるということがいじめ防止に一番つながっていくというふうに思っておりますし、起きたときにもその集団の力で、仲間の力でそれを乗り越えていく、そういう強い集団関係、仲間関係を築き上げることが防止に大きくつながることであると。そういう集団を育て上げることが教職員の、特に担任の先生の大きな力になってくるのかなというふうに思っていますので、担任に対しては集団づくりの手法を、今若い先生がどんどん増えておりますので、そういうことも含めて教育研究所なりで指導をしていって、学級づくりの手法とかそういうことも含めて研修を強化していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 仲間づくり、集団づくりという、これも非常に重要かと思えます。

そこで、「仲よく」とかいうふうな張り紙を私も保護者として学校に伺ったときによく見受けるんですけども、それ自体をいけないというふうな否定をするつもりは毛頭ございませんが、そうした理想を覆いかぶせてその中の議論を抜いてしまうことのないように、先ほどちらっと教育長からもご経験に基づいたお話がございましたけれども、当事者になってみたらどう思うとかいう形で子どもたち自身が考えて、その結果として仲間ができていくというふうに持って行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の質問に移ります。

12月に市教委が問題を把握後、他の学校に対する周知や注意喚起はどの程度実施されたのでしょうか。そして、他の学校の現状はどうなっているか、伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2つ目の、問題把握後、他の学校に対する周知や注意喚起の実施、それと他の学校の現状についてお答えいたします。

まず、重大事態ということについてですが、これはいじめ防止対策推進法と文部科学省のガイドラインによりまして、いじめによって被害児童生徒の欠席が30日を超えた場合を重大事態というふうに呼んでおります。今回の場合その30日を超えておりますので、重大事態というふうな認知をして対応をしております。

今回のいじめ問題がそういう認知をした後です。野洲市いじめ防止基本方針というのに基づいて、すぐに教育委員会は当該校に必要な調査を指示しております。それと並行して、臨時の校長会を開いて、全ての学校にその事案、今回の事案を周知して、いじめ防止の徹

底とそれぞれの学校にそういう状況はないかどうかの再確認を図りました。また、順次ですが、これは各学校の教頭会、教頭先生を集めた教頭会や生徒指導担当者を集めた生徒指導会議というのを月1回やっているんですけども、それとか教育相談担当者会というのもやっております。そういうところに調査と検証から明らかになった問題点とその要因について周知徹底を図りました。それから、各学校にいじめ問題が新たに発生していないかどうかということの再確認もそれぞれの会議の中で確認をするように指示をしたと同時に、その防止についても注意するように指示をしております。

なお、現在他の学校からの重大事態あるいはその疑いのある事案は、報告はされておられません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 繰り返しになりますが、起こっていない学校もやはり、先ほど申し上げたことと同様、緊張感を持って取り組んでいただくことが重要かと思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

3つ目の質問です。

このような案件では、被害者へのサポートやケアが最も重要であることは論を待ちません。一方で、加害者側の児童生徒も成長段階であることを考えれば適切な指導が同様に重要であると言えます。どちらも心の領域であり、特に被害者にあっては特別な配慮が必要であることは明白です。本市では、こうした対応のために専門的見識を持つスクールソーシャルワーカーを独自に採用し、各学校に配置しています。こうしたスクールソーシャルワーカーの見識や能力を生かすためにも学校でしっかりと情報共有し、スクールソーシャルワーカーと校長、教頭ら管理職を含めた教員の連携を密にして子どもを守ることは他の教育目標の前提であり、最優先であることを全ての教職員が認識していることが重要と考えます。

ちょっと1つ目、2つ目の質問とダブるところがありますが、改めてご認識を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目のSSWの見識能力を生かして子どもを守ることを最優先であることを全ての教職員が認識することの重要性についてお答えいたします。

いじめ問題が発生した場合、どういった原因や背景があるのか、あるいはどのような取り組みが被害を受けた児童生徒を救うことになるかについて問題の全体を適切に見立てる

必要があります。そのときに福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの協力を得ることで多角的な視点で事案を評価することができます。

ただ、本市の場合、スクールソーシャルワーカーの活用が、活用というよりも余り言葉がよくないんですけども、活躍していただいているのが主に虐待とそれから不登校の方に結構集中しておりました。そういう意味では、さらにこういういじめ問題についてももっとも関わっていただくというふうな必要があるのかなというふうに思っております。

また、本市には全ての学校でこのスクールソーシャルワーカーが活躍できる、活動できる状況でございますので、今後はそういった人的資源と申しますか、さらに有効に活用していじめ防止に取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、そうすることが児童生徒をいじめの被害者だけではなくに加害者にもさせない、しない、結果的に子どもを守っていくことにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今のご答弁の中で、スクールソーシャルワーカーのご活躍いただいていたこれまでの部分が虐待と不登校が主であったということで、私も今のご答弁によってまた初めて新たな課題と申しますか、考え方を変わるとこれからは今回の問題を契機にしていじめの対応にもしっかりとあたっていただければまた状況も変わってくるのかというふうに期待もできるかと思えます。

何事においても言えることかと思うんですけども、固定概念に縛られないでいろんな人が問題意識を共有して事にあたっていくことが重要だと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

では、大きな2つ目、虐待の問題に、質問に入ります。

具体的な質問に入る前に、虐待の本質を再認識した詩、これは新聞の記事に出ていて私自身が衝撃を受けたものでございます。少し紹介をさせていただきます。

「おかあさん」と題した男の子の詩です。

おかあさんはどこでもふわふわ、ほっぺはぷによぷによ、ふくらはぎはぼよぼよ、ふとももはぼよん、うではもちもち、おなかは小人さんがトランポリンをしたらとおくへとんでいくくらいはずんでいる。

この詩は、平成19年の晩翠わかば賞で佳作となった作品です。母親への無条件の信頼

は愛情、元気な男の子が大きく手を開いて母の胸に飛び込んでいくような、お母さんが大好きな子どもの気持ち、愛らしい親子の姿が描写されているようで、私はとてもほほ笑ましい気持ちで読み進めました。

ちょっと個人的なことですが、私の子は2人とも男の子でありますので、彼らが幼かったときの家内との情景を思い出しながらこの詩を読みました。

しかし、それで非常にこうほほ笑ましい気持ちで読み進めたんですけども、そんな温かな気持ちはその後の記述で吹き飛び、言葉を失いました。そこに書かれていた言葉は、男児は翌年その母に絞殺された。9歳だった。

犯罪はどれも許せないものですが、最も愛し信頼する親などから受ける虐待の残酷さ、残忍さを改めて痛感させられた記事でした。

虐待への思いをまず共有させていただき、具体的な質問に移ります。

危機意識と情報共有について。

先ほどの質問で虐待防止対策について引用したので詳細な説明は避けませんが、まずは危機意識と情報の共有が重要です。同時に、既に市にも通告、通達され、取り組んでいると思われる国の総合対策でも触れているとおり、共有に要する時間を短縮するためにはICTを活用しリアルタイムで共有すること等は今後の検討課題です。

と同時に、その前提としてセキュリティーなど克服すべき課題が挙げられます。情報共有は事案ごとに対象範囲が異なると考えられますが、多くのケースで共有が考えられる野洲市家庭児童相談室、こども課、学校教育課、医療機関、警察などでの情報共有の現状や課題、今後の方向性について伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷克己議員の「全ての人権が守られる野洲市のために」NO. 2の虐待防止に向けた取り組みの中の1点目の危機意識と情報共有についてお答えいたします。

まず、児童虐待が子どもの命に関わることから、通報があった場合は危機意識のもと迅速な対応に努める必要があると考えております。

情報の共有につきましては、児童相談所、警察等の要保護児童対策地域協議会実務者会議、健康推進課との保健協議、要保護家庭等全ケースの保育園、幼稚園、学校等との情報共有などを定期的に行っており、必要に応じて個別ケースを開催している状況でございます。

個別ケース会議につきましては、対応件数が増加しており、関係機関との会議の日程調整に大変苦慮しており、勤務時間外での対応も増えているということが課題と受けとめております。

また、今後情報の共有ということで先ほどご質問がございましたけれども、国では迅速かつ正確な情報の共有の手法を一定決めて方針の方を打ち出しております。ICTの活用、導入の方針については重要であると考えておりますけれども、現在国の方が出しておられます児童相談所と市町村との情報共有につきましては、児童相談所が滋賀県の所管になっておりまして、現在問い合わせをしておる限りでは今のところまだ未定ということでございますので、国の方のアクセス、システムの関係、あるいは県の動向等を今後注視してまいりたいと、そのように考えております。

以上お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

この情報共有等につきましては、ICTありきでもありませんし、また課題として非常にこの件数が増えていて、勤務時間外の対応も増えているというふうなこともお話しいただきましたので、もう前提なしに、あるいはこれまでの経験値というふうなものは生かしつつもこれに縛られずに問題への対処、子どもを、何よりも被害児童への対応というのを最優先に今後も進めていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問です。

組織間、部署間の連携と体制の整備について伺います。

野田市の例を見ても、夫から妻への暴力、これは沖縄では夫から妻への家庭内暴力が中心であったというふうに報道で認識しております。このDVがこの転居を機会に虐待に転嫁しており、場合によっては家庭で虐待を受けた子が学校でのいじめの加害者になることもケースとしてあります。暴力あるいは虐待の横への連鎖です。これを防ぎ、あるいは解決していくためには関係する部署や児童相談所が十分な連絡を、連携をとると共に、担当者の要請や民間との連携、あるいは広域連携も必要となります。特に虐待が確認され、児童が隔離、保護された後、当該保護者へのケアは極めて重要ですが、現状は十分な対応ができず虐待が繰り返されてしまうケースも少なくありません。本市における現状や対応についての課題、今後の方向性を伺います。

なお、ちょっと通達の文書が少しかぶっていたかもしれませんが、乳児や幼児を抱える

家庭への対応については3つ目の質問で伺いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、2点目の組織間、部署間の連携と体制の整備についてお答えいたします。

児童の一時保護、措置につきましては、児童相談所の判断、対応となっております。一時保護が必要と判断された場合は保護者にその理由や目的等について説明をされ、保護中につきましては保護者に対し面談を通じて指導が続けられ、養育環境や家族関係の改善などに向けて取り組まれています。

また、保護者が一定条件を満たすことにより児童相談所が在宅支援に向けての準備を進められ、児童の家庭復帰が決まる際には保護者に対して家庭引き取り後の具体的な約束事を明確に示し、同意を取りつけられた上で家庭復帰とされています。

その後の児童相談所の対応といたしましては、定期的な保護者面談、親子面談、家庭訪問等を実施され、指導、支援の方を継続されています。

市の方といたしましては、児童相談所との連携により必要に応じて保護者面談、家庭訪問等により子どもや保護者に対する継続的な支援を行っているところでございます。

しかしながら、多くのケースは虐待発生の背景、そして要因が幾つか重なり、複合的に絡み合い、複雑化し、容易には解決には至らず、支援も長引いてしまう状況にございます。

このような状況ではありますが、児童相談所と市、関係機関が連携を密にしながら保護者へ丁寧な関わりを続け、粘り強く必要な支援を行っていく方向でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今回この質問をする、この件、虐待を取り上げるにあたりまして、それぞれの現場から直接課題と感じておられる部分について聞き取りをしました。

児童相談所や学校、警察、市の担当課にもお伺いをしました。が、そこから見えてきましたのは、家庭、もう少し言えば虐待をしてしまった保護者への支援、指導、援助の難しさです。

今ご答弁いただいたとおりでございますが、一般的に家庭は守られるべきで行政や他者が入り込むべきところではありませんが、しかし、虐待は多くの場合家庭を舞台にして起こっており、また、親の養育権等の問題もあり、被害児童を保護したとしてもその保護者に接触を拒絶されると一時保護は単に親と子を離しただけで根本的に何も改善されないま

まということになります。この点を現場の先生や担当の方々は非常に憂慮されておられます。

また、今も触れられたように、複雑化しているということも聞いております。こうすればというふうな妙案があるわけではございません。それは承知しておりますが、それこそ課題を共有し、取り組んでいくことが重要と考えております。

話が少し変わりますが、先日テレビで虐待をする親のカウンセリングを行うNPOが取り上げられていました。虐待をする、してしまう側の人自身が集まっておられて、そこでいろいろ話し合い等あるいはカウンセリング等を受けられる中で、考え方の問題や気持ちの整理などを通して変わっていく様子が放送されておりました。このようなことも今後必要な取り組みの1つかと思います。NPOなど民間との連携やさまざまな支援体制の充実の必要性、重要性についてご見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、民間との連携、協力等でございます。

しかしながら、当市、今おっしゃいましたような、例えばの例でおっしゃいましたそのような活動についての当市でやっておられることにも、私、存じ上げていない部分がございますが、そういうような活動がある場合につきましては、地域の力というような形で協力体制を組む必要があると、そのように考えております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

民間ありきということではありません。それこそ、繰り返しになりますが、何よりも優先されるのは被害児童の対応ということでもあるかと思えます。

参考に申し上げますと、この取り上げられていたNPOは神奈川県にあるNPOで、もともとはDVの対応をされているところがその虐待への対応も始められたというようなケースでありました。

野洲市だけではこうした民間も難しいかと思えますので、県内にはDVへの対応をされておられるNPO等もありますので、これは広域的な連携ということで思案に入れていただければというふうに思います。

3つ目の質問にまいります。

家庭への支援、啓発について伺います。

虐待は、時として悪気なく行われ、また時として衝動的に行われます。早期発見、早期対応が何より重要ですが、大きな課題として未就園で福祉サービスも受けていない家庭の問題があります。

ここで第9回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会というのがある、その資料によりますと、虐待で死亡してしまう子どもたちが平成28年4月1日から29年3月31日までの1年間の統計の資料で、心中死を除く数で49人の児童が虐待により死亡しているということでありましたが、その49人のうち0歳児が最も多く32人で65.3%。しかも、そのうち16人が月齢0カ月ということで、生まれてもうすぐというケースが圧倒的に多いという統計の資料が出ております。

野洲市では、保健師による0歳児訪問や民生委員・児童委員による1歳児訪問、昨日ちょっと答弁で触れていただきましたと思いますが、こうした事業に取り組んでいただいております。私も子ども・子育て支援会議の一員として直接この事業に携わっておられる民生委員の方からお話を聞いたことがありまして、非常に感動を覚えた、素晴らしいことをされていると認識したわけでありまして、この中でも会ってくれない家庭が結構いるんだと。繰り返し行かないといけないという大変さも聞いております。また、訪問する側の高齢化などによる不足等も指摘をされておりました。今回の現状、本市の現状と今後の方向性をお伺いいたします。

また、暴力をしつけと思い込んでいるケースも相当数あると思われます。過剰なしつけは虐待であることや、暴力を伴わないしつけ、先ほどちょっと教育長からも説明があったケースかと思いますが、こうしたしつけや家庭教育への啓発も重要だと思います。これらについてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、3点目の家庭への支援、啓発についてのご質問でございます。

子育て家庭訪問事業、1歳児の家庭の訪問でございますが、につきましては、訪問時に先ほどご質問ございましたが会ってくれない家庭との報告があった場合には、家庭児童相談室において関係機関の協力を求めまして、就園状況や乳幼児の健診状況などにより安全確認をし、確認がとれなかった場合につきましては家庭訪問を実施し所在確認をしているところでございます。

また、訪問していただく側の高齢化などによる不足が指摘されているということござ

いますが、現時点ではそのような内容の不足しているという指摘については家庭児童相談室の方には現時点では聞いてございません。

啓発事業の取り組みについてでございますけれども、5月の児童福祉月間、11月の児童虐待防止推進月間には市の広報紙による啓発をはじめ、オレンジリボンキャンペーンの実施を、また年間を通して生涯学習の出前講座や各学区の子育てサロンなどにおいて啓発活動を行っております。

先月の17日でございますけれども、アル・プラザ野洲の方で行いました人権YASU 2019の会場でも他部署との連携共同ということで、この児童虐待防止の啓発にも努めた状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） まず1点、不足の件はちょっと担当が違うのかもわかりませんが、民生委員さんがなかなか、各自治会で立てていただいている、自治会単位で立てていただいているというふうに思いますが、その民生委員さんがなかなか手が少ないと。今足りているかどうかというのはあるんですけれども、なり手という部分で難しくなっているということで申し上げましたので、まあちょっとその点よろしく願いいたします。

また、今啓発の件もお話をいただきましたので、ちょっと通告はしておりませんでした。私も年中オレンジリボンをつけておりますが、このリボンのことを知っておられる方というのは本当に少ないというのが現状でございます。

私も今回いろいろお聞きしていく中で、この189、いちはやくということで、虐待と思ったらすぐにつながる電話ということで110番や119番と同様の番号が設置されているわけですが、これの啓発がなかなか進んでいないということがございますので、あわせていろんなときにぜひ啓発を進めていただければというふうに思っております。

もう一つ、先ほどの統計数と同じ資料に実母の抱える課題という欄がございます。予期しない妊娠、計画していない妊娠という問題意識が記されております。望まない妊娠、そしてそこに出産ということがつながってまいります。また、その母親が孤立している状況から虐待に至っている。ちなみに、こうした統計によりますと、実母による虐待というのが、年によって割合の変化はありますが、おおむね5割から6割の虐待が実の母による虐待で、割合として最も多いというのが報告されているところであります。そうしたことを考えますと、まずは母親を孤立させないということが非常に重要かと思えますし、また

そのサポート、先ほど申し上げたそういう意味での家庭への支援というのも非常に重要な問題というふうに認識しております。

そして、望まない妊娠ということを考えれば、妊娠に至らないような教育、つまり性教育ということにもなってまいります。避妊教育、安直な避妊教育にならない、しっかりとしたというところ、どなたかかわりにくいところもありますが、こうしたことも重要と考えます。

ちょっと多く触れましたが、ご認識を、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、ただいま幾つか質問をいただきました。順次お答えの方をさせていただきたいと思います。

まず、啓発の関係でございます。チラシを見せていただきまして、いちはやくということでの、私も質問の経過からそういうチラシは持ってよせてもらっています。

おっしゃいますように、このいちはやく、警察の110番と一緒にですね。3つの番号でそのままつながる。これ、平成27年度から施行の方されまして、一番最寄りの児童相談所の方に直接つながるといって、そういうシステムの番号でございます。

滋賀県の方は、これ、いきますと、例えば野洲からかけていただきますと、中央児相、いわゆる大津の方につながるわけなんです。滋賀県独自の直通電話もまた併記してございまして、それにあとは野洲の場合につきましては野洲市の家庭児童相談室の方の直通番号。この3つを3段で載せているチラシ等をつくって啓発の方をさせていただいております。

議員ご指摘のように、これが十分伝わっていない。あるいはオレンジリボンの啓発がということ、普及がということのお話でございますけれども、先ほど、私、答弁の中で幾つかの啓発事業を答弁させていただきましたが、今のご質問も真摯に受けとめまして、啓発の仕方、あるいは場面等も検討を加えながら周知の方を図ってまいりたいと思っております。

それと、実母の関係で、確かにおっしゃいます、一番近似値でも、今年度でも全体の主な虐待の内訳からいきますと、106のうち61、6割ぐらいが実母からの虐待ということになっておりますので、5割、6割というその数字、当市の方も大体一緒でございます。

その質問のところには予期せぬ妊娠ということをおっしゃいましたけれども、この予期せぬとそれ以外も含めまして、先ほどは産後、生まれた子どもの、1カ月とかその保健師訪問がございまして、産前につきましてもリスクを抱える出産とかいろいろな悩みを持

っておられる出産ということで、産前の指導等につきましても保健師の方で実施の方をさせていただきます。先ほどありました予期せぬ妊娠のその部分につきましても、相談しやすい窓口の対応ということで図ってまいりたいと、そのように思っております。

あと、最後にございましたその予期せぬ妊娠のまだもう一つ前の性教育の部分につきましては、一般的なご回答になりますし、場合によっては教育部門の方でのご回答になるかと思うんですが、今おっしゃいましたその部分も含めた啓発等についてどのようにやっていくかということもあわせて検討の方もしてまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

それと、先ほど直通でつながると言いました、その部分、私、大津と言いましたけど、すいません、草津にあります児童相談所でございますので、訂正します。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 県の方も、児童相談所、2つであったところを3つにするとかいう形で取り組んでいただいておりますが、何よりもやはり市が直接の窓口ということにはなろうかと思いますので、ぜひとも今後ともご努力のほどお願いをしておきたいと思えます。

4つ目の質問にまいります。

被害児童へのケアについて伺います。

冒頭紹介した詩のとおり、本来なら無条件に信頼を寄せ、愛され保護されるべき親から虐待された子どもが受ける心の傷の深さは想像するに余りがあります。

その傷から、虐待を受けた子が成長して親になり、また自身の子を虐待してしまうという縦の虐待の連鎖が起こってしまうケースがございます。

滋賀県中央児童相談所でお聞きしたところ、その割合は3割とのことでした。7割の子は何とか乗り越え健全に育ててくれたということであり、当事者の子たちの頑張りやサポートに関わって下さった方々に対し頭の下がる思いである一方、3割の子は加害者になってしまっているという現実は大変重苦しいことでございます。

ちなみに、野洲市における児童虐待の数489件、昨日市長にご答弁いただいた数を、児童を育てている世帯数4,191で割った全体に占める児童虐待世帯の割合、おおむね12%と比べるとかなり高い。3割というのがかなり高い数字であることがわかります。

いたたまれない心の傷を負った子に対するケアは、その子に対する重要性もありますし、

同時に、さらにその先将来生まれてくる子どもたちに対するケアでもあるということを考えると、極めて重要な問題というふうに認識しております。

本市の現状や今後の方向性をお伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、4点目の被害児童のケアについてのご質問でございますが、基本的には児童が所属する園や学校、保育園を含めまして幼稚園、小中学校、高校がある場合におきましては、その所属において日々の見守りや、児童の様子によっては児童への丁寧な関わりを持ち、寄り添っていただいております。

在宅の乳幼児につきましては、健康推進課や子育て支援センターなどの関係機関との情報共有により家庭状況を把握し、その家庭に必要な支援を検討しております。

さらには、関係機関と連携のもと、例えば発達に不安がある児童につきましては発達支援センターと関わりを持ち、心身に障がいがある児童につきましては障がい者自立支援課や健康推進課と共に連携し、支援を行っているところでございます。

ご指摘のございました負の連鎖、約3割ということでございますけれども、昨日虐待の関係で市長が答弁の中で申されましたけれども、特効薬というのはやはりないということになってきますと、今後も今やっている施策を充実あるいは関係機関との連携、これをより密にして取り組んでいく必要があると、そのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今ご答弁いただきましたように、この問題、1つ目のいじめも同様かと思いますが、決して正解というものは存在しない案件というふうに思っておりますし、これだけやったらいいというものでも決してない。取り組み続けていくこと、あるいは工夫し続けていくことが何より重要かと思っております。

何度も申し上げましたように、前例等に縛られずにどうしたらこの子どもたちが救われるのかという観点で今後もぜひ続けて、支援活動等続けていただきますようお願いいたしますと共に、私も1人の親としてこのような問題が解決されるように協力をしてまいる所存でございます。

そのことをお伝えしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第3号、第13番、工藤義明議員。工藤議員。

○13番（工藤義明君） 皆さん、おはようございます。日本共産党市議団、第13番、工藤義明です。

本日は、4項目にわたりまして質問させていただきます。

なお、質問で出させていいただいております通告書、短い文章となっております。また、再質問等でも非常に短い文章で端的に質問させていただきます。その中で舌足らずの部分があるかと思いますが、その点、ご容赦願ひまして、質問に移らせていただきます。

まず1点目ですが、「交通弱者に優しいバス停を求める」ということから質問させていただきます。

この野洲市内は、公共交通機関によりまして各地域が結ばれております。多くの市民の皆さんの大事な足となっております。コミバスもこの4月より2路線が追加され、より便利となってきます。

この路線には、民間運営のバスも走る中、多くのバス停が共有されています。現在高齢者社会へと移行行く中で運転免許証の自主返納者も今後ますます増えることが予測されています。しかし、そのためにもより一層の公共交通機関の充実を行うことが重要です。

そこで、下記のことを問い、改善を求めていきたいと思ひます。

まず1点目ですが、民間運営のバス停というのは、この市内に総数は何カ所あるのか。その中でも屋根付きで椅子が備え付けられている場所、また椅子だけの場所、こちらの方を問ひたいと思ひます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、工藤議員の「交通弱者に優しいバス停を求める」のご質問の1点目の市内の民間運営バス停の数、そして屋根付きで椅子備え付けの箇所、椅子だけの箇所のご質問についてお答えいたします。

民間のバス停は民間が設置管理されているものでございますので市では把握しかねるところではございますが、ご質問いただきまして本市を運行する民間バス会社である近江鉄道株式会社及び滋賀バス株式会社に問い合わせてバス停数を確認いたしました。

近江鉄道株式会社においては、総バス停数は73カ所のうち屋根付きで8カ所、いずれも椅子付きということで配置されております。

次に、滋賀バス株式会社におきましては、総バス停数は18カ所、そのうち屋根付き4カ所で、またそのうち3カ所に椅子が設置されているという状況でございます。

また、椅子だけの箇所はということでございますが、これはないということをお聞きしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

引き続きまして、同内容につきまして、コミバスでの数をお聞きしたいと思います。

これは民間との共有というのが非常に多いということもあえてわかりながら質問させていただきます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） コミバスでの数ということでございますが、通告ではコミバスでの各路線の数ということですので、各路線の数をお答えさせていただいたらよろしいでしょうか。それとも全体的な数。全体的な数でよろしいでしょうか。

はい、かしこまりました。

それでは、コミバスのバス停数と民間バス停との共有ということのご質問でお答えさせていただきます。

コミュニティバスのバス停数は現行124カ所でございますけれども、4月から路線を再編成しますことによりまして122カ所となります。

また、民間との共有でございますけれども、コミバスの場合は、同じバス停であっても別のバス停を設置しておりますし、バス停の場所も微妙に離れてございます。また、同じ場所でも違う名称もございますので、そこら辺を加味して、正確な数字はちょっとお答えにくいのでございますけれども、大体31年度からでは43カ所程度ということと思われまます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。ちょっと文章表現が悪かったこと、大変失礼いたしました。

今、1、2と質問させていただきましたことを前提にしまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほど質問させていただいた内容で回答いただきました。ここにつきましては、交通弱者に配慮した設備ということで、屋根付き、椅子付きの設置の箇所をお聞きしました。

今回、特に質問させていただきますのが設置場所として病院及び公共施設、大型商業施設近辺には早急にこの屋根付きのバス停、または椅子が設置されるということが大変重要かと思っています。

文書の方に出しています、例として挙げていますのは、例えば野洲病院前、これは郵便局前と共通した場所になります。ここには以前長椅子が設置されていましたが、昨年度の台風の影響で一度飛ばされて、それ以後この椅子というのが外されております。そのために利用者の方から、実は請願といいますか、今までどおり何とか椅子を置いていただけないかということから、今回このバス停問題を取り上げた次第です。

また、他には、三上小学校前、さらには桜墓園前、続いて市三宅口、これは希望ヶ丘クリニックさん、さらには遠田整形前さん、こちらの方に通われる方のためのバス停というふうにして今設置されていますが、そこには椅子等もございません。そういったところの施設整備というものを特に設置をお願いしたいというふうに思いますが、その件についての見解を問います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目のご質問のコミュニティバスのバス停の設置ということで、特に病院、公共施設、大型商業施設等に早急な対応が必要ではないかというご質問にお答えさせていただきます。

屋根、椅子付きバス停につきましては、車道にまで及ぶわけにはなりませんので、歩道に設置するということとなります。しかし、歩道自体が確保できていない場合や、歩道があったとしても歩行者の安全確保のために道路法によりまして幅員2メートル以上の確保が必要となります。また、これを設置することにより歩道を通行される方や、あるいは車椅子をご利用の方、視覚障がいのある方などにとって通行の妨げとなる可能性もございません。したがって、現時点では市において新たに屋根付きバス停、また椅子等の設置を行う予定はございません。

それと、先ほどご質問の中にありました郵便局、野洲病院前の、長椅子のお話ですけれども、これは確かに台風の21号によりまして路上の方に飛ばされておりましたので、そのとき野洲市の方で撤去をいたしております。この椅子ですけれども、ちょっと所有者がわからなかったということで、野洲市が設置したものではございませんでしたので、そのあと近辺の方を訪ねましたが、所有者がわからなかったということで撤去させていただいている経緯がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 皆さんも市内ではたくさんのバス停を見受けられていると思います。

バス停でバスの到着を待っておられる方の中には、比較的年配の方が多いた方が現実です。市の地域包括ケアシステムでは、いつまでも元気で暮らせるまちづくりとうたわれ、高齢者への支援を行うとされています。高齢者が健康寿命を保つためには、お友達との会話を弾ませたり買い物に出かけたり、軽い運動をされることが大事とされています。それにはいろいろな交通手段を利用されているわけですが、バス利用者の方からは、小さな声ではありますが、切実な要望が出ております。全てのバス停への設置というのは無理でしょうけれども、せめて主な公共施設、病院等の利用者、こういった方のために屋根付きの待合所または椅子等をぜひ設置すべきだと考えます。

先ほどの質問とは一部ダブりますが、この件についてお聞きします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 工藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

全てとは言わないけれども、必要な施設にはバス停を設置するべきではないかということでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、同じ理由となりますけれども、かなり、設置するとなると路面の歩道の確保、また用地の確保等が必要となりますので、負担がかかりますということから設置の方は考えておりません。

ただ、現在備え付けのバス停等におきましては、民間バスが設置しているもの、また自治会で設置いただいているもの、設置者のわからないものもございますけれども、そういったものがございますので、もし地域にバス停を建てられたいという自治体がございますら、こちらの方は31年度から自治会の活性化補助金の対象としておりますので、負担なく、負担をちょっと軽減させていただいて自治会の方でも設置いただけるということを考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今お答えになった点で、バス停の新しい設置というのは特に今回は聞いていません。バス停のところに椅子をとということでお願いをしています。

それで、今お答えいただきましたけれども、こちらの方にパネルを用意させていただいて

おります。これが1つの例といたしまして、希望ヶ丘クリニック、また遠田整形前の現在のバス停です。これが現状のバス停です。

それから、私どもの野並議員が2012年にこの問題を一度取り上げております。これが当時のときのその同じ場所の待合場所です。この2012年のときはご覧のとおり雑草が茂っております、まだ近辺の開発も進んでいない中でのバスを待っている方の様子です。

これが現在このバス停に変わっております。何らこのときの要請したことに関しての、私たちが要望した椅子等の設置も現状はまだありません。これを見て、先ほどのパネルと同様に、どのようにこの問題を捉えておられるのか、非常に私どもは不思議に思っております。

現実に年配の方たちがここでバスを待ちます。その方たちはやっぱり交通弱者という方が利用されているのが目立つわけです。そのときに、2012年当時はこの草むらで、言葉が悪いですけど、お座りになってバスを待っておられる。現状は見てのとおり、その草むらのところに誰かが親切心でブロックを置かれています。3カ所ほど。少し見にくいかと思えますけど。そこに現実には腰かけておられます。

そういった姿を見て、市の方として、担当として、こういうバスの待っておられ方を見て、何とか市としては情けないというふうには思われませんか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 遠田整形外科のところのバス停のところにベンチがない、椅子がないということについてお答えさせていただきます。

以前にも野並議員からご質問いただいたということで、遠田整形外科のところはかなり受診される方が降りられるということで、遠田整形外科の方にバス停のところに椅子等を設置いただけるように交渉いたしましたけれども、その後返事がないという状況でございますので、市としては、ご質問いただいて、そちらの方には要望しております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私が聞いているのは市としてそういったところにバスを待つための設置を考えられないかということをお聞きしているのであって、今お願いしていることが実現できないということと少し様子が違うんじゃないかと思えます。

こういった人のために何とかそういった待合場所を。待合場所、今私ども要求してい

るのは椅子ですけども、せめて。そういった設置というのを今後考えていかなければならないというふうに思うんです。現実には高齢者以外にもバス停を利用されるのは障がい者の方やけがで通院される方、こういった方たちもおられます。市としてはそういった方たちのために、やはり優しいバス停のために椅子をぜひ設置の計画をしていただきたいというふうに思います。

それで、設置のためには、先ほど少し触れられましたけども、費用等もかかります。市独自でやろうと思ったときですね。

しかし、現実には民間のバス停とほぼ同じところにこのコミバスの停留所があるわけですけども、こういったところにこの椅子等を設置するのに民間バスとの話し合いをしていくとかということも非常に有効なことだと思います。

さらには、今名前が出ていますけども、遠田整形さんとかいうことが今出ました。遠田整形さんらと話をして、例えばその長椅子に、よくありますのがネーミング入り、例えば遠田整形という名前を入れて設置をしてもらうことによってその広告にもなりますので、そういった話し合いをしていく中で市としても少ない予算で設置ができますし、利用者の方にも大変喜ばれると思います、その点いかがでしょう。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 民間バスや事業所さんでの共同での設置ということでございますけれども、まず民間バスでございますけれども、民間バスの今現在バス停、椅子等ございますけれども、昨今の大型の台風等がございまして、そのような関係から民間バスにおかれましては順次撤去したいというようなことを聞いているところでございます。

椅子につきましては、先ほども申し上げましたように、費用もかかりますし、また通行される方の妨げ等になる可能性もございますので、市といたしましては設置をする方向ではございません。

ただ、コミュニティバスでございますけれども、遠田整形に降りられる方とか病院で降りられる方というのは、かなりお待ちになっているのは病院の中の待合室で時間が経つまで待っておられて、バスが来たら乗られるということを聞いてございます。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この問題の質というのは、そういう困った方のために椅子を設置できないかというのを基本に今お願いをしております。

また、今答弁をいただきました民間バスが老朽化したところを撤去するというような話、実は私どもも聞いております。今、パネルをここに出しました。これは、これ、生和神社でしたかね。神社前のバス停に備え付けてある民間が使われているバス停の長椅子です。ここにはネーミング入りの椅子が置かれております。少し見にくいんですが、矢印を付けているところ、ここは木製の板が実は張ってあります。この木製の板、もう腐りかけて真ん中の長い板はもう折れています。こういったことがまちの中に見受けられるのが現状です。さらには、少し離れた田んぼ付近のところには立派な設置がされているところがございます。しかし、これも長い年月の中に非常に老朽化したために、民間バスの方が撤去をするという話が出ております。確かに民間バスに非常に赤字のところの路線を廃止するというのも片方でありながら、経営は苦しいので、多分撤去してもそのまま何も言わなければならないのではないかということが見えています。このバス停に椅子を置くということを、ぜひ検討を加えていただきたい。ここまでの回答で行けば、一切もう設置はしないというのが見えてくるわけです。

この市内にあるバス停、先ほど数を言っていました。ぜひ一度担当者の方数人でこのバス停を見ていただきたいというふうに思います。非常に年配の方、こういった方が待たれるときの不安な状況といいますか、しんどい思いをされているということをお酌みいただきまして、少ない予算で済む部分があります。また、民間バスの話し合い、さらには近くの企業の方と話し合って、企業の方の協力も得ながら取り付けを、設置をお願いしたいというふうに思います。

その点、今の椅子の問題、今後検討を加えていく考えがあるのかどうかを最後にお聞きいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） コミュニティバスの椅子の設置について検討を加えるかというご質問についてお答えいたします。

民間の企業さんの方もご協力いただいて椅子の設置はいただいております。また、自治会の設置される場合は自治会の活性化補助金によりましてまた設置いただけるような制度は設けてございます。

市としては、今現在椅子を設置しておりませんので、その設置している椅子について撤去された後どうするかというのは、まだ検討の段階ではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 最後終わるつもりでしたけども、市が管理しておられる、例えば図書館、それから向かい側の支援センター、こちらの方にはコミバスの停留所となっております。その現状はご存知でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 図書館の現状でございますけれども、図書館の方はバス停の方は椅子はございませんが、屋根、ちょうどひさしがありますので、そちらの方で待っていただいていますので、雨はしのげるというふうに考えてございます。

発達支援センターの方は、路上にあるかと思しますので、屋根も椅子もないというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今の2カ所につきましてですが、まず図書館につきましては屋根の下に単独の1人が座れる椅子、これが2客置いてあります。多分これは図書館の方で気を使って置かれているかと思えます。これは市が設置したのではなくて誰かが善意で置かれているという椅子がございます。

さらには向かい側の支援センター。こちらにプラスチック製の長椅子があります。これも確かに屋根付きではないですけど、椅子があります。この椅子がどういう状態かはもう多分ご存知ないと思うんです。座れるような椅子ではございません。真ん中の方がもうへこんでおります。誰も多分座らないでしょう。ただ置いてあるだけ。ぜひ現実を一度見ていただいてこの必要性を検討していただきたいということで、今回のこのバス停問題については終了させていただきます。

引き続きまして、2点目の民生委員・児童委員、以下は民生委員として表記させていただきます。こちらの待遇改善について質問させていただきます。

任期3年で6学区を総勢現在115名の方々が社会福祉の増進を図るため日々活動されていることに対しては、深く敬意を表明したいと思います。

民生委員の方は、非常勤の地方公務員として位置付けされながらも奉仕者として給与は支給されず無報酬と規定されています。

現在この民生委員の活動に対して共通問題として挙げられているのが、民生委員の職務の多様化等からなり手が深刻化しています。

先ほど東郷克己議員からも一部この民生委員の件がありました。非常に民生委員の方には現在も活動されながら困っている点を抱えておられます。

それで、お伺いたします。

まず、市長に現在の民生委員の方々に対する思いを伺いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

工藤議員の民生委員についての思いのご質問にお答えいたします。

えらくバス停で、部長、頑張っているのに、えらく追及いただきましてありがとうございます。もうちょっといい答えをしたいと思うんですけど、今議会、条例改正案を出していますから、お認めいただいたら安心していけると思います。

もう今回、私、3年前に何とかバスをと言って、内部ではかなり抵抗があったんですけども、計画だけで一千数百万。そして今回二千数百万、もう恒常的な経費が上がってきます。まさにバスが便利になって、本数増やして、できるだけ確にという中で、私も思いは一緒ですけども、物理的な問題とか経費の問題を考えると部長の頑張りも私も評価いたしますので、ぜひ工藤議員もいい形でご議論いただいたらいいと思います。

それで、民生委員・児童委員さんの方々につきましては、日ごろから地域住民の方々からの相談、支援等地域福祉の推進の本当に中核となる立場で、使命感を持って活動いただいていることに対しまして、敬意を表すと共に感謝を申し上げます。

まさに頭の下がる思いであります。地域における民生委員・児童委員の役割は本当にますます大きくなってきていますし、その活動はおっしゃるように多岐にわたり、また一方個人としても負担も大きいと思っています。私も母親が20年以上民生委員をしていましたから、市長になる前は、車に乗れないので必要なときは送り迎えをしたり、支援されている方の送迎もしていましたので、そこは言葉だけじゃなしによくわかっているつもりです。

民生委員さんはこのように重要なものですが、制度は、これ、従来から私もおかしいと言っているんですけども、制度は戦前の方面委員の制度を受け継ぐものでして、戦後すぐにそれがすり替えられたといえますか、それを踏まえて制度設計をされて戦後70年以上経過して今日に及んでおまして、もう全く今の時代状況に合っていない。処遇の改善という話と違って、もう制度が全然だめだと、これ、私ずっと主張をしております。

課題の幾つかを申し上げますと、まず人選においては推薦いただいている自治会でも大

変苦慮いただいております、地域に日常活動いただける適任者が少なく、高齢化も進み、活動内容も多岐にわたり、負担も大きいものとなっている現状を見ると、現在の地域ごとの筆致では成立しにくい状況です。

毎年学区の行政懇談会をやっていますけども、幾つかの学区、特に野洲学区はもう毎年この問題が出ていまして、市に何とか何とかなんですけど、市もプライバシーの問題があるし、市から委嘱もできませんし、特に担当部長、いつも困ってくれています。

一昨年なんかは丸々2時間もうこの話題だけで、他の地域の話題がないのかというぐらいに野洲学区の行政懇談会の話題が民生委員さんの選任の問題だったというぐらいなので、もうそこは工藤議員よりも痛感しております。

その上、問題としましては、これ、国が委嘱しています。民生委員は、これ、名誉職で、共同社会に挺身奉仕すべきものと旧来の考え方から来る行政実例上の非常勤の地方公務員とされていまして、身分的にも全く不明確なものとなっていることに加え、その職務に対してもご指摘のように若干の活動費はありますけども無報酬であると。理想的な奉仕という。もう古典的なんです。だから、ここの問題を、私、ずっと言っているんですけど何も変わらないし、国会議員、政治家、誰も取り上げません。まあそういうことなので、大きな問題を抱えています。

もう少し具体的に申し上げますと、この民生委員・児童委員の選任は都道府県知事または政令指定都市、今は指定中核市、この長以外、この長は推薦できるんですけど、私たち通常の市町の長には全く権限がないんです。市町の長に権限のない地方公務員で、これ、日本の憲法から言ってもおかしいし、これ、ずっとごまかしてきているんですよ。国が任命しといて、地方公務員。で、無報酬。ぜひそのあたりを鋭く、こちらへ向かってじゃなしに日本共産党としてやったんでご指摘をいただきたいと思っています。

民生委員のいわゆる身分は厚生労働大臣が委嘱することになっていまして、これ、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員であるという、矛盾というか、わけのわからん、よくこんなもん残っているなと思うんですけどね。

ここに一緒にやっている人たちは地方公務員です。皆さん方も特別職の公務員。これは市民が選んでおられたり、私も市民が選ばれて、あと職員さんを採用していると。民生委員さんは違うんですよ。で、地方公務員と。身分は。これ、見えているんです、国が。なり手がなかなかなくなりますということで、まずは報酬を含めた身分保証が必要ですし、国としてその財源手当を正当に行えば意欲のある方の参加ももう一段進むと思っています。

私、従来から提案していますのは、今民生委員さん、本当に使命感を持って活動いただいている方もたくさんおられますから、その方を含めて市が委嘱するとか任命するという、まさに自治の根幹に帰らないとだめですし、そして、各自治会でお一人とか2人とか、もうこれは厳しくなっていますから、国の制度はそうなっているんですけど、もう私、もしか選ばれなければ市がバックアップしますよと、できるだけ選んでいただきたいけどもだめだったら市がバックアップしますというふうに申し上げていますので、そういう抜本的な制度改正が必要でして、具体的にはもう市が嘱託さんでいくのか正職員でいくのかは別として、国がきちっと財源手当てしてくれれば、例えば選任でいければ5つの自治会ぐらいは見られると思いますし、場合によっては7つ、8つ見られます。

というふうに、もう全く制度を変えてもらったらいと思うんですね。ボランティアさんも嘱託とか何かでご協力いただくというふうにして、もう制度設計を、ぜひこれ、提案いただいたらいい制度設計になると思いますよ。議論するよりはぜひ。工藤さんのところだけでなくぜひご提案をいただきたい。

私、前から言っているんです。全然誰も関心を持たないので、もうちまちまちましましたことしかできていません。

それで、市としては、今この深刻な制度疲労に陥っている民生委員さん、児童委員さんの状況をぼやいていても仕方がないので、何をやっているかといいますと、現に見ていただくわかるように、かつて民生委員さんがやっていた仕事のかなりの部分を市がやっています。生活困窮者対策、虐待対策等々、あるいは学童もそうですし、保育園の充実もそうですし、あと健康推進課で乳幼児、3歳児の健診に絡めて虐待のチェックとか無健診の児童への訪問とかやってくれています。かつては、これ、民生委員さんがやっていたんですが、仕事量で見れば今市の職員とか市のサービスでカバーしている部分かなりありますので、そういうことからしてもまだ民生委員制度をもう一回抜本的に改善して市民の活力は当然生かしていただく制度設計をぜひしていただきたいというふうに私は思っておりますので、そういう方向になるというのは、なる方が好ましい。そんな難しいことはないと思うんですけども、法律改正をしんとだめですし。

それともう一つは、民生委員さん、よくも悪くも、厚労大臣から委嘱されているというふうに思っておられて、なかなか自治会長さんとの調整がうまくいかない。いつも結構ごたごたしています。私は大臣から委嘱されてるんやと。あなたは市長から委嘱されているだけですよとかね。あと、プライバシーの保持についても、民生委員さんは少し権限があ

るので個人情報も持てますけども、自治会長さんは、条例で1回担保しようと思ったんですが、やはり法律に抵触するというでなかなか、せつかく一生懸命支援しようと思っ
ていただいている自治会長さんにも個人情報をなかなか渡せないという問題もありますの
で、本当にこれからの地域社会、バス停以上に大事だと思いますので、ぜひ積極的にご検
討いただきたいと思います。

以上、私からの思いをお伝えいたしました。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

あとの質問に関係することまで市長が詳しく言っていたので、非常に質問がしに
くくなりましたけども、あえてさせていただきます。

今市長の言葉にもありましたように、非常に今自治会等が選任をするのに困っておられ
るのは現実にあります。

それで、それとは別に、実際活動されている民生委員の方、こういった方々から市の方
に対しましての意見とか問題点、こういった点が挙げられてきていないのかどうか、また
要望、そういったものが出ていないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、2点目の業務内容の改善等のご質問にお答え
をいたします。

各学区の民生委員・児童委員協議会、また民生委員・児童委員個人の方から直接要望等
は伺っておりませんが、各学区でお聞きしたご意見では、経験が浅く、活動のやり方にお
困りとの声もありました。

そこで、本市と野洲市社会福祉協議会が関わる中で、現在民生委員・児童委員協議会に
おいて民生委員・児童委員活動のサポートと、サポートにつながる仕組みとして、その役
割や活動内容などをわかりやすくまとめたマニュアルとなるQ&Aの策定作業を現在鋭意
進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

私どもも今回の質問をするにあたりまして、実際やっておられる方、また過去にやっ
ておられて実績を持っておられる方からの聞き取りも行いました。

この方々から聞きますと、活動をしていく中におきまして、個人情報とさらには守秘義務が負わされているということから活動に必要な情報というのがこの委員の方に出されていないということから実は困っているということが何人からも聞こえてきました。

例えば、何度も訪ねていってもなかなか会えない。2度、3度行っても会えない。こういった方々を訪ねていっているわけですが、市の方に問い合わせしても簡単に答えてくれないということがあるんだと。中には、結果的には死亡されていたと。また、入院されているということから留守をされている。こういった情報をこの民生委員の方々が訪ねたりしたときに答えてもらう。さらには、あえて事前に、事前といいますか、あえて民生委員の方にその情報を提供していただきたいというふうに思いますが、この件についてお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 工藤議員のただいまのご質問にお答えいたします。

今ご質問のあった内容が、市に聞いてもということが、その内容が、市があらかじめ把握している情報であるのかなのかということがわかりませんので、民生委員さんが求めておられる支援の内容がわかって、その方の家庭の状況が、市が市として把握しておられて対応すべき内容があれば必要に応じて提供することは可能かと思いますが、市も全てのお宅、野洲市の全戸のお宅の状況を把握しているわけではありませんので、ちょっと質問の前提が、個々の状況がわかりませんので、客観的に提供できた情報であるのかどうかということがちょっとわかりかねますので何とも申し上げにくい部分があるんですが、ちゃんと状況が把握できていて民生委員さんが対応すべき状況であれば、必要の情報であれば提供することは可能であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） その要望は私も聞いているんですが、今部長答えましたように、民生委員さんはできたらいろんなサポートのために情報が欲しいとおっしゃるんですけども、そして市はたくさん情報を持っていると思っておられますけども、あんまり情報が無いわけです。特に福祉関係でいえば、障がい者として認定させてもらうとか、高齢者の場合介護の認定をしている場合とかという、いわゆる制度の網で関わっていただいている方の情報はありますが、でも、その制度の網に関わっていただいても、リアルタイムでこの介護施設を利用しておられるとかサービスを利用しておられるとか、それはわかり

ません。

それと、もう一つ国に生活困窮者支援で要望していて、この間も総務省の税務局長に言ったんです。税制局長かな。に言ったんですけども、頑として税情報を自治体には渡さないといひますか、福祉には使わせないということになっています。

ですから、ご期待に、拒んでいるんじゃないし野洲の場合は本当に必要だったらお渡しをしたいんですけども、国の制度とか、あるいは制度の限界があつて細かいことまでわからないというので、むしろいい議論をしようと思つたら具体的に民生委員さんがどういふ情報を市に求められて出てこなかったのかというのを突きつけていただいた方が建設的であつて、一般論で、市に聞いたけども情報が出てこないというんだつたらもうそこで終わってしまいますから、ぜひ次回はそこまで聞いてきていただいてご質問をいただければと思います。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長の今の指摘どおりなんですけども、具体的内容を多分申し上げたら、民生委員のどなたかちゅうのが多分窓口の方はその人を特定できると思うんです。

それで、あえてその部分だけを申しますと、ある担当者の方から「答えられない。それは個人情報だから」ということで突っぱねられたということがある民生委員の方からは具体的に挙げられておりました。

ですから、その横での共通した答弁の仕方、そういったことが担当の方でできているのかどうかというのは、少し私も現在も不安を持っています。ぜひ、こういったことが現実に民生委員の方からの聞き取りで聞こえてきましたので、機会がありましたら、部署でその部分を一度検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、質問をさせていただきます。

3点目といたしまして、先ほどから何回も出てきました。民生委員の方は無報酬です。給与というのはありません。

しかし、国の制度の中にも活動補助金というものが交付されるというふうにあります。これは資料が少し古いんですけども、2012年度の資料では、全国平均で7万8,234円が交通費や通信費などの活動補助金として支払われているというふうにありますけども、野洲市での現状、これは大きな数字で行けば予算書に書いてありますが、あえてその点をお聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、3点目の活動補助金の現状のご質問についてお答えをいたします。

本市では、現在の民生委員・児童委員の活動補助につきましては、その名のとおり民生委員と児童委員2つの役割があることから、県費補助分としてそれぞれに1人当たり年間2万9,500円、合計で5万9,000円。また、市単独補助分として1人当たり年間2万9,500円。さらに、民生委員・児童委員協議会での部会活動費として1人当たり年間2,340円。合計で1人当たりの年間活動費といたしましては9万840円を補助しておるところでございます。

以上、答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今お答えいただきましたように、約9万円ほどが活動補助金として予算書にも載っております。

それで、これ、1つ提案なんですけど、委員の方が実はこの予算書等を見られる方、一般の方はここまでは見られません。しかし、その辺の数値まで見られる方がおられまして、委員さんが非常に嫌な思いをしているということをご紹介して提案をさせていただきたいんですが、この9万円というのが個人の方に直接お金が支払われているというふうな捉え方を実はされていまして、民生委員の方が9万円ももらっていいなということを言われて、説明はしたけども理解してもらえないということで、非常に嫌な思いを過去してきたということがありました。

そこで、提案と一緒にお願いなんですけど、この予算書なり金額を明示される、市が出している資料の中に、この金額というのは協議会の方に出しているということが明記できないかどうかをお聞きして、また提案したいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） ただいまのご質問ですが、当方といたしましては、活動費というふうに明示をさせていただいております。報酬という書き方はさせてもらってはいないんですが、とり方の問題でそのように受け取っておられる方がいらっしゃるかわかりませんが、その資料にありまして逐一その至便先を、これは個人とか、あるいは組織であるとか、逐一ちょっと明示する必要性が、1つ書きますと他にも派生してくる問題ですので、それはきちっと、例えば民生委員に関わる資料であつたりそういったものについてQ&A的なものでお示しすることは可能かとは思いますが、ちょっと予算あるいは予

算資料の中でそこまでちょっと明示することは考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） そういうお答えが返ってくるかとは思いました。

しかし、現実に資料の中には全て単価で表現されての9万円になっています。どこかでそういうことが市民の皆さんに知らせられるような表現ができるようなときがあれば表現をしていただきたいということをお願いして、時間の都合上次に移ります。

4点目といたしまして、先ほど市長からも先に言われましたので、非常に言いにくいんですが、民生委員と同様に奉仕者として無報酬で活動している人権擁護委員の方や保護司など他にもございますが、社会として必要な行動を行う方に対しまして特別職公務員として一定の身分保障を行うなどの制度改善を国に求めるべきというふうに考えますが、先ほど市長から答弁がありましたけど、再度お伺いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、ただいまの身分保障に関する国への要望の件についてお答えをいたします。

市長とかぶる部分があるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

ご質問のとおり、民生委員・児童委員は厚生労働省、人権擁護委員、保護司は法務省所管で国から委嘱されておられる無報酬の役職でございます。

これらの方々はその活動を維持していく上での保障等については、まずは制度を構築している国が責任を持って保障していくべきものと考えており、それぞれの地域におけるその活動実態、また選任の困難さ等、現状の問題点については機会を捉えて県等を通じまして厚生労働省及び法務省に対して要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ぜひ強く要請をお願いしたいというふうに思います。

そこで、最後に、この件に関しまして1つだけ申し上げておきたいと思います。

なり手不足というのが盛んにこの問題では捉えられております。そこで、聞き取り調査した中で非常に気になるところを紹介させていただきたい。

聞き取り調査の中で、現在民生委員をやっておられる方に聞きました。

それは、今年11月で任期を終了して12月よりまた新しい民生委員の方が決められま

す。それで、現在の人に次の人のために誰かを紹介できますかという問いを共通で行いました。すると、ほとんどの方がこの民生委員の仕事が思った以上に大変やということから、推薦はようしませんというのがほとんどの方からの回答でした。こういった担い手不足というのが非常に大きな問題として全国で捉えられております。ぜひ市の方も各自治会の皆さんと共にこの協議会の皆さんとよく今後も話し合っ、ぜひ民生委員に手を挙げていただく方を増やしていただきたいということを最後に申し上げたいと思います。

それでは、続いて。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。質問の途中でございますが、暫時休憩をさせていただきます。申しわけございません。

○13番（工藤義明君） わかりました。

○議長（橋 俊明君） 時間の割り振りの関係でございます。再開を11時5分といたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） まず、最初に次の質問に入る前、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどパネルの方で長椅子のパネルを出させていただきました。あそこのバス停の名称を、私、「いくわ」神社と言うべきところを「せいわ」というふうに表現しました。大変申しわけございません。訂正をお願いいたします。

それでは、引き続きまして、3点目の質問をさせていただきます。

青土ダムの緊急放流情報についてお聞きいたします。

昨年の第6回定例議会におきまして、私、質問させていただきました。野洲川上流の青土ダムからの緊急放流情報につきまして、放流1時間前に甲賀市と県には連絡が行く。しかし、下流域の市町には直接連絡はなく、琵琶湖河川事務所経由で連絡が入るとの認識答弁と共に、確認をするとありましたが、その後の経過があればお願いをしたいというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 工藤議員のご質問でございます。

昨年の第6回定例会の一般質問の答弁後の青土ダムの緊急放流情報についての経過につきましてお答えを申し上げます。

その際の答弁で申し上げましたとおり、青土ダムの緊急放流時には青土ダムただし書操作要領によりまして、野洲市などの国直轄管理区間の沿線の市には直接連絡が入らない体制となっております。このことから、ダムの管理者でございます滋賀県に対しまして下流域への連絡体制の見直しを要望しております。

平成31年、今年でございますが、1月9日に実施をされました野洲川改修促進協議会の研修で青土ダムに視察に伺った際に、協議会の会長でございます山仲市長から緊急放流時には野洲川の国直轄管理区間の沿線の市にも直接連絡が入るように連絡体制の充実と見直しを求められました。これに対しまして、県からは検討しているという回答をいただいております。

その後、1月18日でございますが、滋賀県大規模氾濫減災協議会が開催されまして、この中でダムの洪水調節機能に関する検討会からの提言を踏まえた県が管理をする治水ダムの今後の取り組みについて県から説明がございまして、その中で青土ダムの放流警報通知を行う情報伝達機関に従来規定されている機関のところに野洲市、守山市、栗東市及び消防署を追加し、今年の出水期までを目標に直ちに取り組むということが報告をされております。このことによりまして、連絡体制の見直しが実施されるということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） これでこの青土ダムの放流についての安心が少しできるかと思っております。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、4点目の質問に入らせていただきます。

4点目は、生活保護しおりの窓口への常時配備をということで質問させていただきます。市が取り組みを行っている生活困窮者対策は全国から注目と称賛の声が今も届き、市民の1人としても誇りに思っています。年間を通して全国各地域から多くの議員も研修に訪問され、市長をはじめ担当部署が丁寧に説明、対応されていることに対して敬意を表したいと思っております。

しかし、生活困窮者に陥っている方の中には、せっぱ詰まり、生活保護を受けたいが敷居が高くて窓口へ行くに戸惑うという声もあり、重立った公共施設にこのしおりが配備さ

れていればまず自ら読み、理解をして窓口相談に行くことができます。

そこで、しおりの窓口への常時配備を要請していましたが、その後の経過を問います。

また、申請書も同じく配備すべきと考えます。

なお、ここ数日前に窓口へ行きますと、しおりが置いてありました。これがいつから実施されたのかも含めて、お願いをいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、工藤議員の生活保護のしおりの窓口常備配置のご質問にお答えをいたします。

ご質問の生活保護のしおりにつきましては、今ご質問のありましたとおり、現在所管する社会福祉課の窓口を設置し、どなたでも手にとってお読みいただけるようにしております。設置の時期、何月何日かというところはちょっと後ほど確認をとってお答えをさせていただきますと思います。

また、生活保護の2つ目の申請書の件につきましては、申請の意思を示された場合いつでもすぐに渡せるように窓口、カウンターのそばに設置しております。これにつきましては、申請された方の資産等、あるいは相談も含めてですが、その方々の資産等個人情報を包み隠さず記入いただいたり預金等の調査を行うために同意書に署名していただく必要があるため、申請にあたってはそのことを十分にご理解いただく必要があると同時に、肝心なことは保護制度を説明し制度そのものをご理解いただくことが重要であると考えていることから、窓口において丁寧な説明を行うためにも申請書は手渡しでお渡しする方が望ましいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 時間ありません。

最後に、確認をさせていただきます。

この生活保護のしおりの窓口について、窓口をお願いしていて最近置かれております。これは先ほども申し上げたとおりです。

この湖南4市の中でもこのしおりを窓口に置くということが他のこの野洲市以外ではまだ実施されておられません。その点は、この生活保護しおりを窓口に置いていただくということを決定されたことに関しましては先進的に進んだのではないかというふうに思います。

また、申請書につきましては、今後、今説明された内容も含めまして、再度こういう窓

口に置くことができないかということは再度検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、もう一つ、時間が余っていますので、お願いをしたいと。

それは、非常に今の窓口のあのカウンター、場所が狭いですね。そのために、今しおりを置かれているのが1つのボックスにまあたくさんパンフレット等が混在しております。場所が狭いということで苦勞されるかと思えますけども、あそこの整理をしてもう少し訪れた方がそのパンフを手にとることができるように改善をしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。先ほどのことですね。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 工藤議員の1点目の質問の中でいつから設置ということにつきましては、本年年明けから窓口の方にしおりを設置しております。

以上、お答えいたします。

○13番（工藤義明君） ちょっと時期についてはちょっと後でまた、終了後ちょっと確認させていただきます。ちょっとおかしいなと思うので。

ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第4号、第9番、田中陽介議員。田中議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。それでは、質問を始めさせていただきます。

まずはじめに、1つ目の質問です。

同性カップルに対するパートナー証明書について質問いたします。

最近LGBTという言葉をよく聞くようになりました。これはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーという性的マイノリティーの方々の頭文字をとったもので、昨今ではその先にも多様な生き方が認識されておりまして、この文字の後に続くこともありますけれども、統計によりますとLGBTを自認される方は約8%と言われております。もちろん、これは誤差はあるとは思いますが、野洲市におきましてはこうした方々に対する配慮から印鑑証明の性別表記をなくしたり、住民票の性別表示を非表示可能にしたりという取り組みを次年度から始めるということですので、まず第一歩かなと思っております。

とはいえ、同調圧力が強いと言われる日本では公表する人は限られており、なかなか身近にそういった存在は見えにくいというのが現状です。

私はいろいろな活動を通じて何人ものそういった方と友達になりお話する中でいろんな

話を聞いてきました。彼らは特殊な人間でもなく、たまたま性的嗜好や性自認がそうであるだけの同じ人間であります。そもそも公表する必要性があるのかどうかというところに関してはそれほど重要とは思っておりませんが、しかしLGBTに関わらず他者の権利を侵害しない限りそれぞれが自分らしく自分の人生を生きる権利は保障されるべきだと考えております。

野洲市は人権のまちを表明しておるわけですがけれども、誰もが公平に権利を認められなければならないのは言うまでもありません。それがダイバーシティであり多様性を認めるということです。

では、野洲市にLGBT、またその他のいろんな多様性に対して理解、基本的人権が浸透しているかという、おそらくまだ不十分ではないかと思えます。しかし、この今でも自分を認められない無言の同調圧力のようなものを認めない、世間に苦痛や不安を感じておられる方はおられるはずで。私はまず行政から積極的に公平な権利を認める制度設計を行って、その姿勢を示して、市民の方に理解を促していく必要があると考えます。

世界的には多くの国で認められている同性結婚というものも日本は国家として法的に認めていません。地方行政として結婚した夫婦と法的に同じとまではいかなくても公的機関として同性カップルを認めていくことは何も特別なことではなく当たり前のことだと思いますし、それが今後の法整備の後押しになるのではと考えております。

そこで質問します。

野洲市ではLGBT、またその他法的に守られていない方々の基本的人権をどのように考えておられますか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員のLGBTの方々の基本的人権のご質問にお答えをいたします。

何かご質問の趣旨といきなり基本的人権、えらい落差があるなと思うんですけども、基本的人権と言われて、この今の日本の中で話している限りは憲法の11条以降に定められている基本的人権ですね。その中には、大きくは3つのはずで。できたらそのあたりから起こしていただきたいんですけどもいわゆる思想信条の自由の自由的基本権、それと平和で福祉的にもきちっと対応されて生活できる社会・経済、昔は社会でしたけど、まあ経済的な自由も含めた基本権、そして皆さん方のように政治に参加する、あるいは政治に参加する方を選べるという参政権を主体とする政治的自由権です。

基本的には日本の国民である限りはLGBTの方であろうがなかろうが、年齢で幾つかの差はありますけども基本的人権が認められています。

じゃ、LGBTの方であるから認められていないものというのと、何かというのと、まあ1つは同性婚は認められていませんね。ただ、結婚の場合は、今ちょっと見直ししようとしているみたいですけども、年齢制限がありますから。年齢制限があります。そして飲酒とか喫煙も制限がありますね。日本は残念ながら飲酒はまだ二十歳みたいですけども、ドイツは16歳でビールを飲めますけどね。そやから、そういう大きな中で人権を考えていかないとだめなので、もうちょっと絞り込んでご質問をいただかないと、まだまだこれ、大演説をしないとあかんの違うんじゃないですか。LGBTの人権と言われると。せっかくご関心があるんだったら。

あえて申し上げれば、結婚はできないですね。そやから、そこの大人で年齢、いわゆる大人というか、結婚年齢に達していながら、結婚は両性の平等と定めていますから、両性を前提にしています。まさにゲイとかレズビアンの方は性はあるんですけども、トランスジェンダーは性が特定できないという課題で、おっしゃるように4項目だけではないので、もう少しまだ多様性がありますが、いずれにしても性という概念が存在している限りはそこで認められていない権利があります。

だから、あえて、もうちょっとご質問、絞っていただきたいんですけども、あえて言えば差別、自由権のところでも差がある。それともう一つは、そこに絡めて結婚していると相続があったりとか夫婦であれば病院の看護に携われるとか、あるいは社会経済的にも及びますけども、扶養控除が受けられるとか、あるいは企業でも夫婦である方へのいろんな福祉的厚生手当があると。だから、まだまだ幾つかあるわけですけども、田中議員は何を問題にしておられるかももうちょっとお話しいただいた方が答えやすいので、もうこれ、いつまでやっても仕方がないので、一番大きいのはやはり社会的な差別、あえて言えばそういう偏見というか、さっきおっしゃった社会的な圧力。ですからそれが法で解決されるのかというのと、逆じゃないかなと思いますけど、社会意識とか人たちの人権意識とかということですよ。

それともう一つ言えば、日本のこの今の男女の感覚というのは明治以降、本当切り替わられています。先般も読んでいた本、私も同感だったんですけども、日本は江戸の末で1回滅びている文明だと。新しく国をつくり直していますから。だから、男性、女性の考え方とか年齢の感覚とか随分変わっていますから。それを法律で変えられるのかどうかです

ね。だから、そういう議論なので、基本的人権ということで今の問題が解決するかどうかというふうにも思いますので。

まとまりがないご質問なので、まとまりのないお答えの方がふさわしいと思いますので、これをもってお答えとしておきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） あえて少し大きな枠組みで質問して、その全体的にイメージをどのように持っておられるかという確認をしたかったわけなんですけれども、今市長がおっしゃったように、憲法にも両性の合意というふうな形で書かれています。それは認めておりますけれども、ただし、ここにはそもそもの意思決定の自由というところがありまして、もともとの憲法におきましては、そこまで、同性婚というところまでは想定されてつくられていないという意見が、弁護士等々でも多い。それを憲法が認めているかというところ、積極的に認めてはいないけれども否定もしていないというのが大まかな今の見解かなと思います。

その中で、やはり今市長がおっしゃられたように、保障されるべき権利ですね。異性間の結婚、異性間のパートナーであれば認められる権利が認められていないというところにやはり問題があるのかなというふうに思っております。

その認識がとおりだということですので、同じだということですので、次の質問に移りたいと思います。

異性間では当然の権利である結婚が今は認められていません。

しかしながら、今自治体の中で、法的な効力はないもののパートナー証明書というものを発行するということが取り組まれております。僕が調べた限りでは現在11の自治体がこの制度を、中身は微妙に違ったりはするんですけれども、とられておって、350組程度のカップルが、それ、登録されておると。まだまだ法的な根拠がありませんので、なかなか弱いといったところはありますけれども、やはり企業等もだんだんこうした問題に目を向けてきている中、やはり市としてやっぱり「人権のまち野洲」と言っておりますので、まずそういった受け皿ですね。やっぱり公共の市がやはりそれをきちっと認めておるんだよということを表現するためにも、野洲市がそういったパートナー証明書というものを発行するのは非常によいのではないかと思うんですけれども、そういったことはお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） パートナー証明書についてどう考えているかというご質問ですが、まずLGBTという広い課題とパートナー証明書というのはえらく別物だと、私、思います。まさにトランスジェンダーの方にしてみたら、パートナーとかという話と違いますね。大きなくりの中ではありますけども。だから、いきなりなぜパートナー証明書に来るのか、皆さん、何もLGBTという範囲の中での人たち、何もパートナーになりたいと全ての方が思っていないわけですね。だから、パートナー証明書とLGBTって、私、別だと思えますけども、日本の場合、さっき言いましたように憲法で男性、女性というのを前提にしています。ただ、両性の合意となっているので、何もそれは異性とは言っていないので、性が2つある前提だから、多分読み込めば男性男性、女性女性もありだしと思えます。

ただ、実体の方がそうになっていません。そこにパートナー証明書を出すことによって何が受益として、かたく言えば法益として存在し得るかということですね。市が出して相続が認められるのか。企業の厚生的なサービスがそれで受けられるのか。今少し動きがあるのは、例えば賃貸住宅で家族として扱いますよとかサービスが及んでいたり、あるいは民間の融資でいわゆるパートナーとして夫婦間と同等に扱えるとか幾つかはありますけども、ちょっと今の段階で市が証明をできる根拠が何があるかというのと、その証明を出したことの受益が何があるかというのをもう少し検討しないといけないのと、本来ですと、一番大きいのはやっぱり相続とかですね。そのあたりに聞くんですけども、それ、やり出したらもう全然別の人とパートナーになって相続制度、相続制度、本当はいいかどうかあるんですけども、戸籍を前提にしている相続制度が崩れてしまいますし、だから市が証明するというふうになると一定の対抗要件として使えますよね。

だから、ファッションとしてやっている自治体はありますけども、どこまで真剣に考えているのか。本来市が証明するんだったら国とけんかするぐらいのつもりで、この方とこの方はパートナーだから相続権も発生しますよとか、あるいはもう少し身近な、さっき言った病院の見舞いを認めますよとか。

市でできることも幾つかあるんですよ。今度、市民病院を持ちますから。普通は家族しかお見舞いができないところを市が証明し出したら家族として少なくとも市が権限を持っているところはやらんとだめですけども、今パートナー証明を出しているところで市民病院を持っているところはそういうふうなところまで及んでいますかね。あと市営住宅も同じことで、ご夫婦として認めるのか、夫婦というか、男性男性、女性女性。だから、たち

まち市のサービスにも関わってきますし、子育て支援サービスにも関わってくる場合がありますと思います。

ですから、私、否定的ではないんですが、まさにおっしゃったように日本の社会の枠組みから変えていかないと。ヨーロッパでは多分16か5ぐらいやっているといますし、アフリカは1つですかね。幾つか広がっていますけどね。社会の仕組みと連動するので、いきなりパートナー証明を無責任にファッションで出していいものかどうかですね。

というふうに今は考えております。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 市長おっしゃられるとおり、もちろん無責任にファッションや流行ということで出すということは考えておりませんし、想定もしておりません。

また、制定されている市町では、その町内の企業さんや区域の病院にそういう指導を行って、そういうような動きが広がっているというところは実際あります。それはいろんな事例を見てもらったらわかると思うんですけども。

そして、民間におきましても、生命保険の会社なんかも受取人として認めることを可能とするというような動きも出ていますので、一定のやはり効力はあると思います。

ほんで、この制度を利用した方の感想というものがあるんですけども、その方々の意見を読みますと、これはその制度を利用されている方です。

私たち自身は生命保険についてはまだ検討中なんです。でも、現在法的には同性婚ができない中で同性カップルにとって財産の相続は大きな問題の1つです。生命保険の受取人になれることで、どちらか一方が亡くなった場合の金銭的な不安が1つ解消された意義は大きい。実際同性カップルからの問い合わせや申し込みは増えているそうです。私たちにとって一番何が変わったか。それを考えると、何かあったとき、さっき市長がおっしゃられた、例えば病気をしたときや引っ越しをするとき、証明書を持っていれば家族扱いされるだろうという期待、安心感かなということです。

法的な効力はないんですけども、やはりまちがそういったものを出すということで一定の安心感は得られるというのを僕はすごく効果だと思います。

証明書はお守りのようなものですねと言われております。お守りって基本的に法的な根拠なんかありませんよね。それはもう気持ちの問題的なところなんですけれども、やはりその気持ちの部分に寄り添っていくというのにこのパートナーシップ、もちろんLGBTだけではなくて、例えば内縁であったりとか、いろんな今の制度の中で同じように同等の

権利を受けられない方に対しての一定の受け皿になり得るのではないかと。そして、それをすることが今の現状を、例えばそれを、何ですかね、不安に感じている方の安心感を得られるのであれば、そしてそれほどの予算的にもそんなにかかるものではないと思いますし、制度設計はもちろんしっかりしないとだめですけども、野洲市においても取り組める問題だと思っています。

これは、お隣、三重県の伊賀市でもされていますし、群馬県の、これは大泉町、ここはまだ1件も登録がないようですけれども、4万人のまちでもされています。ここ野洲市とそんなに違うかと言われると、そんなに現状変わらないと思います。その中でできているということですので、野洲市でもできると思いますので、そのあたり、今僕が言った本人の方々の意見を言うたわけですけども、そういうことを感じた上で、市長としては、それでもやっぱりパートナーシップ証明書はまだ野洲市としては進めていく段階ではないというお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、さっき答えましたように、否定はしないけども慎重に制度設計しないと。証明書とおっしゃっているんでしょう。でも、今聞いたらお守りを出してほしいわけですね。お守りとおっしゃいました。

○9番（田中陽介君） ああ、お守りです。お守り的な。

○市長（山仲善彰君） 市がお守りを出す。だから、今おっしゃったどこかのまちは4万人ぐらいで誰もまだ使っておられない。私、こういうものがやはり、もちろんなかなか声を上げにくいけど、やはり市民の動向を見てやる分であって、ファッションになっている部分が、私、あると思います。

それと、やるんだったら制度改正まで迫るぐらいの覚悟で、私、やりたいと思いますし、お守りが欲しいとおっしゃるんだったら、お守りでよければ、お守りということであれば証明じゃなくて何らかのことを考えますけど、それをあえて市がやるものかどうか。予算は、私、要らんとしますよ。むしろ責任を持つ証明が出せるかどうか。

それと、強烈なやはり法益を裏に想定しておかないと。それがあれば安心だというレベルだったら、市のげんきカードよりもう一つ値打ちがないですよ。そんなこと、ここで大いに議論するかどうか。じゃ、NPOで1回お守り、NPOというのも社会的な存在ですから、田中議員の活動の中でまずやっていただいてもいいかな。

ほんで、私、否定はしませんけども、いきなりこの質問をもらって十分な調査をしてい

ない。聞かれたのは基本的人権とパートナー証明を出すかどうかなので、田中議員の本気度とか、どこまで議論をされたのかわからなかったので、今日素手で臨んでいるから原稿を読んでいないでしょう。それでも対応できるぐらいのお守り議論だったら、この程度でいいんじゃないんですか。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） お守りというのは例えの問題です。

（発言する者あり）

○9番（田中陽介君） いやいや。人がしゃべっているときに途中から口を挟まないで下さい。これはルールやと思いますよ。

だから、そのお守りになり得るかどうかはやっぱりその担保なんですよね。要は、僕が適当に書いて、それがお守りになるか。いや、ならないですよ。そんなものではないんですよ。じゃなくて、ちゃんと公が認めるというところからやっぱりその担保が生まれる。

もちろん市長がおっしゃるように、きっちり制度設計を行った上で国のそういった流れを指摘していくというのはもちろん大事なことで、ただ、それをできるまで待っていたら、じゃ、その人たちの不安はどこに行くのかなという。

ほんで、特に比べられるわけですよ。そういうのを取り組んでいる市、もちろん意識も多分違うと思います。そういうのを法的に、法的というか、公共で整備しているまちと、していないまち。じゃ、市民の方は当然そういう制度があるということも理解がされますと思うし、その中で、賛否両論いろんな意見があるのは大いに結構なんですけれども、だから、それを促していくじゃないですけど、その議論を進めていくためにも1つまず始めていくことから大事かなということを私は思っておりますし、そういうふうに、野洲市はやはり人権のまちということにもありますので、大事なことだと思って質問しております。

ここでやる、やらんという話ではないので、慎重に制度設計を含めて考えていかれるということですので、これで終わらせたいと思います。

では、次の質問に行きたいと思います。

では、2つ目です。

市民活動センター移転の効果について質問をいたします。

協働のまちづくり、第6条、市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。

市民の役割、第8条、市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。

市民活動団体の役割、第9条、市民活動団体は、誰もが気軽に市民活動に参加できるよう、多くの市民にその活動の楽しさとやりがいを伝え、活動の輪を広げます。

というのが、これは野洲のまちづくりの最高規範であります野洲市まちづくり基本条例の条文であります。

昨年度、議会の決議によりまして、市民活動センターが野洲図書館から移転となり、北部合同庁舎の方に移りました。その際には、市民部長から委員会において市民活動のより一層の活性化のための移転だというふうに説明を受けまして、委員会におきまして人員も減る中で本当にそれが可能なのかという議論が議員間討議でも、その議論の中でも行われました。

そして、市民部長から、必ず責任を持って、これは活性化するためのものだから絶対活性化させますという答弁のもとに我々も決議いたしました。そして、そのときの説明の中で市長からも前向きな移転であるという言葉があったかと思えます。

その市民部長は、今はもうやめられておるわけではあるんですけども、現状北部庁舎の窓口は市民活動センターという名前はなくなって行って、市民サービスセンターという形になっております。市民活動という言葉が余り見受けられない。そして、インターネットでも、情報を探しても市民サービスセンターの中の項目の中の2行、特にリンクもなくただ2行で職務分掌というような形で市民活動支援というようなものが書かれているのみとなっております。先日、市の会議の中で「どうなんですか」ということをお聞きしたときに、社協さんや商工会などと同じ建物に移って連携がよりとれていると。場所は確かに狭くなったんだけども連携はとれているから大丈夫ですという説明は受けたんですけども、やはり北部庁舎に移転したことで市民活動が活発になっているというのが表立ってちょっと見えてこないというのが私の率直な感想です。

そこで質問いたします。

市民活動支援業務の中で、移転したことにより他団体と連携がとれて、そのことにより活発に活動されているというケースはどれぐらいあるのか、質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、田中議員の市民活動センター移転の効果についての中の1点目、移転したことにより他団体との連携がとれて活動されているケースはどれぐらいあるのかのご質問にお答えいたします。

これまでの市内の市民活動団体での自主的、自発的な取り組みにあつては、ご承知のとおり野洲市市民活動情報の登録に関する要綱に基づきまして約300の市民活動団体が登録をいただいているところでございます。これによりまして、機能移転に関わらず各種分野で広く市民活動団体が活動いただいているというふうに認識をしているところでございます。

したがいまして、これまでも団体の連携によりまして活発に活動されている団体もございます。新たに活動されている事例ということで挙げさせていただきますと、高齢者と障がい者の生きがいをづくりを目的に軽トラックの荷台をお店に見立てて地域の高齢者と作業所が連携して、手づくりの野菜ですね、これを販売されている軽トラ市。これ、チラシ等でご案内させていただいておりましたけれども、これが中主学区の団体、大樹会がでございます。これをちょっと例に挙げさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今ご説明いただいた軽トラ市を連携の活発に活動された新たなケース。

どのぐらいというのを件数的にはそれ1件ということによろしいのかということと、私も軽トラ市は関わっております。その最初の会議にも出ていますし、いろいろ話も聞いております。その中で、これは言おうかどうかと思ったんですけども、軽トラ市の市民団体というか、リーダーとしてやっておられる方は、本当はもっとしっかり計画を練ってやりたかったということは聞いております。ちょっと急ぎで12月でしたかね、11月か12月、寒い時期にちょっとやったんですけども、その上でもやはり市の予算、市民活動支援の予算が現状余っていたと。市民活動センターから何とかこれを使ってほしいという依頼があったということも聞いております。依頼というか、そういった相談の中でそういった話があったんだと。今やったら使えますよというような話があったんだと思うんですけども、逆に言うと、そうして用意した予算が残っているというか、執行、どうしようかというような形なんです。だから、もっといっぱい応募があつてどうしようかとなるぐらいが本当は振興している状態だと思うんですけども、何か今の軽トラ市のケースというのは、何かそれで活発に活動になったというふうにはちょっと思えないんですけども、別にそれを出すことはだめという話ではなくて。

ケースとしては1件ですか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） ケースとしては1件かということでございますけれども、数として把握しているのではなくて、市民活動団体というのはもう自主的、自発的に取り組んでいただけるものであって、連携して活動いただいている例もあるということで、今年補助金の申請をいただいた団体も、今のが軽トラ市でございまして、その他にも幾つか団体があるということで認識しております。

以上、お答えといたします。

○市長（山仲善彰君） ちょっと、反問していい。私も通告されているから。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午前11時47分 再開）

○市長（山仲善彰君） 私も通告されていますから、それも想定して。

田中議員は場所の問題を言っておられるのか、職員の数の問題を言っておられるのか、活動の盛り上がりを言っておられるのか、あるいはその要素がどう関連しているかという問題意識なのか。

以前も東郷正明議員は、東郷議員のお住まいに近いところへ持っていったんですけど、反対しておられましたけどね。だから、場所の問題でひっかかっているのか、ちょっとそのあたり明確にさせていただいた方がいいと思います。私の答え、またいっぱいたくさん用意はしてあるんですけども、桁一ぐらいと違うんですがね。もう少し明確にそのあたりを言ってもらった方が部長も答えやすいし、私もいい答弁が準備できると思いますけど。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。田中議員。

○9番（田中陽介君） 今ただいま市長の反問なんですけれども、どういった問題意識かということなんですけれども、やはり移転をするということで活発になるという、要は説明を受けたわけですね。それはもう、もちろんほんで、移転するときには、例えば相談コーナーという、今まで独自の場所があって、それは場所というのは立地の問題じゃないですよ。立地の問題というよりかはそのスペースとしてそういったものが確保されていた。そして人数も一定の人数がいたという環境が今の市民サービスセンターに移転することによってどうなったのかという。それで活性化したのかというところ。そこが問題意識となっております。そこは本当に活性化しているということであれば全然問題ないんですけれども、その現状認識。

そして、もっと、これ、後の質問にも関わってきますので、その中でも詳しくは話していきたいと思うんですけども、私の問題意識としてはそういうところです。

○市長（山仲善彰君） 場所の問題なのか、人数の問題なのか、もうちょっとそこを聞いた後、端的に。そして、その活動の内容の問題か。場所は悪くないのかどうか。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 私自身、別に場所は悪いとは思っておりません。ただ、そのスペースとか複合的なそのサービスの問題です。

○議長（橋 俊明君） 反問はこれで終了します。

引き続き、田中議員、質問を続けて下さい。田中議員。

○9番（田中陽介君） では、次に移りたいと思います。

実際に人員が減ったわけですけども、もちろんその説明としましては、貸し館業務が今まではありましたので、それがなくなったことによる人員の減ですよということなんですけれども、単純にそれだけなのか。他の業務は、じゃ、その方々は担っておられなかったのかということも含めて、支援業務は、例えば人員が減ってできなくなったとか、ちょっと難しくなった、規模が縮小されたような支援業務というのはどのようなものがどれぐらいあるのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目の人員が減ってできなくなった支援業務はどのくらい、どのようなものがあるのかというご質問にお答えさせていただきます。

機能移転後の10月以降の人事配置、これにおいて減少した市民活動の支援業務はないと認識しております。少なくなった、また難しくなった業務はございません。移転前と変わらない内容にて実施をさせていただいております。

なお、先ほど田中議員がおっしゃいました貸し館事業につきましては、図書館の方に移管しております。ただし、市民活動団体には従来どおり変わらずご利用いただいておりますので、変わらないということで認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） すいません、もうちょっと確認なんですけれども、移転する前の市民活動支援センターにおられた常勤というか、人数というのはちなみに何人で、今は市民サービスセンターでその業務を担当されているのは何人でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 移転前の職員と移転後の職員の配置ということでお答えさせていただきます。

まず、移転前の配置でございますけれども、センターの所長の正職員が1名と市民活動支援をする支援員、嘱託職員が1名、あと臨時職員が2名で、計4名でございます。移転後の職員の配置でございますけれども、市民センターの所長をはじめとして正職員が再任用を含みまして4名、それと市民活動の支援業務を行う嘱託職員が1名、そして臨時職員が1名で計6人となっております。市民活動支援を行うのはこの嘱託職員が専属でありますし、あとその他所長は以前市民活動支援センターにいた所長がそのまま移転しておりますし、あと正職員が兼務で対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 専門の支援員の方は1名と変わらずというところで、所長の業務が増えた部分が分散されているのと、あとは他にも人がいるのでみんなでカバーし合ってやっていくという認識かなと思います。わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

他のまちでは、企業からの寄附等の市民活動支援の仲介とか市民活動団体の広報紙の発行、これは今もされているんですけども、野洲でも。市民と団体のマッチングとさまざまな取り組みをされております。指定管理でやっているところもあると聞くんですけども、移転後、具体的に取り組んでおられるこうした事業というのはありますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、移転後に具体的に取り組まれた事業ということで通告をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

前段でおっしゃいましたような民間からの寄附等につきましても、団体に紹介等させていただきますので、こちらの方もしておりますので、ちょっと申し添えます。

それでは、移転後に具体的に取り組まれた事業についてお答えいたします。

移転後の具体的な事業につきましては、同じ北部合同庁舎に設置されております野洲市社会福祉協議会と定期的なミーティングを行っております。社会貢献活動を目的とする市民活動団体との連携等について情報共有や、今後の事業について協議を行っているところでございます。

今年度それで実施した事業といたしましては、市民活動きっかけづくりの事業である「とことん野洲」の第6回目の講座でございます。これ、2月に実施したものでございますけれども、社会福祉協議会と日赤奉仕団との協力によるボランティアの基礎講座と、非常食の体験学習を実施させていただきました。参加者からも大変好評をいただいたところでございます。

今後こういった社会福祉協議会であるとか多機関との連携、多機関と協議しながら新しい事業等、また今までの事業等に盛り込んだ事業の実施を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

先ほども少し触れたんですけれども、市民活動センターのチラシですね。「つながり」ですかね。「つながり」というのがあるというのを、僕、ちょっとこれ調べていて、すいません、初めて知ったんですけれども、これはどういったところら辺にどういうふうに配布されているものか、ちょっとご質問します。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 「つながり」の配布先ということでございますけれども、各種団体にお配りしているのと、あと公共施設、あと北部合同庁舎に移りましたので、お近くの銀行さんとか企業等とか、そういうところにもお配りをしているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

登録されている約300の団体の住所というか、そちらに送られているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） メール等でお送りさせていただいているというふうに認識をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

今の話についてなんですけれども、他の市町の市民活動支援の業務を見ていると、結

構ホームページとか充実しているんですね。要は、何かしたいと思う人がどういった支援があるんだろうと見たときに結構ビジュアル的にわかりやすいというか、どんな支援をされていてこういったことですよというような結構詳細に書かれているのに対して、野洲市のホームページがちょっと余りに情報発信の点からして今はちょっとお粗末かなということをおっしゃるを得ない状況でして、そのあたりの改善というのは考えておられるでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） ホームページの改善ということでございますけれども、なかなか調べにくいということでございますので、またホームページの方は工夫いたしまして検索しやすいような並びとか、またいろんな情報は載せていきたいということで検討していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

もちろん、既存の団体の方々をよくわかっていらっしゃるのでもいいと思うんですけども、これからというところはやっぱりそういう導入の、入り口の説明が大事になってきますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次、まちづくり基金についてなんですけれども、該当の市民活動や事業はどのように決めておられますか。質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、まちづくり基金の事業についてお答えいたします。

まちづくり基金は、まちづくり寄附条例によります寄附金を6つの事業として原資としております。その選定につきましては、市で実施している各種事業の特性を検討して適正に充てているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） それは市の中で決めているということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） まちづくりの寄附金をいただいたときに6つの事業に分かれてございます。多分ご存知かと思うんですけど、広報等に載せさせていただいております。

その中で市が実施します事業の、そこら辺の特性を検討いたしましてその事業に充てているということでございます。

例えば、市民活動の活性化補助金ですと、まちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業ということで充てさせていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

調べていく中で、野洲市には、認め合い育てる市民活動（仮）市民活動評価制度というのがあって、説明が書かれているんですけども、これは今現状どういう感じで機能しているのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） すいません、「認め合い」というのは、市民活動の……。すいません、もう一度。どこに書かれていることなのかをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ホームページの市民活動の何か基金とかの使われ方みたいなどころに「市民活動団体の課題と望まれる支援は、資金面だけでなく、人材や情報交流など複合的な現状にあることから、まずは多彩な市民活動を多くの市民に知っていただき、市民活動の実績とその成果をみんなが認め合う『(仮)市民活動評価制度』からスタートを検討しています。みんなが活動の成果を認め合うことで支援の輪を広げ、新たな支援メニューを追加していく予定です」というのがホームページに載っているわけですけども、これ、ちょっと僕、現状がわからなかったので説明をお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 市民活動促進の補助金のことではなくて、全体的な市民活動のことということでお答えしたらよろしいでしょうか。

ちょっとすいません、ちょっと私、そのホームページの方がちょっとわかっておりませんでした。申しわけございませんが。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） いや、僕もホームページに書いてあることを今抜粋して読んでおりますので、そこにその具体的な、今のリンク先とか何もなかったもので、こういうのを何

か追加していく予定ですか書いてあって、これはどうなっているのかなという確認ですので、もし今答えられないということであればまた後日お聞かせいただけたらと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） ちょっと内容を確認いたしまして、またお答えさせていただきます。

ホームページがなかなか充実していないというようなご意見もいただいておりますので、それもわかりやすいようにまた重ねて検討していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） では、今のいろんな質問をしましたがけれども、市長にどのような形で市民活動を活発化していくことを想定されているのか、どのような支援を行う見通しを、新規も含めて持っていていただけているのかというところを聞きたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市民活動の支援とかあり方ですけども、さっき基本的人権、ご質問いただきましたけど、さっきのそういう枠からすると田中議員が市民活動というのをどういうものとして位置付けておられるのか、どうイメージしておられるのかがわからないんでね。

例えば、野洲市は市民活動センターがありました。これ、前、1回議会でもお答えしたと思います。一時ファッションではやっていたわけです。滋賀県も今のピアザ淡海のところに巨大な空間をつくって、財団法人を設立して、初代が私の副市長さんでしたけども、直営でやっていたわけですね。当時はやっていたんですよ。

私が考えるのは、本当は市民活動というのは、今日本でNPOと言われてはいますが、私も外国のNPOをやっている人とも結構交流しましたが、もっと強烈なイシューグループだと彼らは言いましたね。例えば生活の問題。障がい者の方の問題。この個別問題を通常のガバメントの仕組みでは抜けてしまっているから。環境問題もそうですね。そういうものとして動かんとだめなんです。もちろん、仲よしサークル、趣味のサークルも大事ですけども。野洲は特に環境を含めて私は盛んであるし、さっきの部長の答弁、私、全部部長さんに任せていますから軽トラしか出てきませんでしたけども、この間。お名前を言うとまた声を出されるから、いい方なんですけども、ビワマスのフォーラムで、これ、最初からもう市民の強烈な問題意識と活動で本当に成長してきています。

あるいは、ヨシ植えの活動もそうだし、山に木を植えて琵琶湖をよくしようという活動もそうですし、家棟川に遊覧船を市民の力で動かして、どんどんどんどん成長していています。これは環境面ですけども、あと本来でしたら障がい者の問題。さっきおっしゃったLGBTなんかもそういう中で上がってくるものだと思います。

野洲の場合、図書館をつくる理屈にあの巨大な空間と、そしてコンピューターシステム。国の補助金を受けられるからというので。私になったときにもう機能していなかったんですよ。大きなお金をかけて更新するのか。いわゆる最初期のSNSシステム。その当時は100%お金が出たからですけども、実際もう頓挫していました。更新するかどうか考えたんですけども、官製SNSを今さらやるものじゃないだろうと。まだそのときはフェイスブックもツイッターも出てきていませんでしたけど。ということで改めて活動をして、今回あの施設と一体と誤解をされていたので、むしろ社協とか、社協は今部長、説明しましたように、赤十字とかも事務局を持ってくれていますから。それと、市民サービスという、いわゆるあらゆる市民からのご相談に答えるという中で支援をすればいいだろうということで、あそこへ場所として持っていくと共に、本来のもう少しいい意味でのポリティカルの活動も含めて育てていってもらいたいという思いです。

それと、もう一つは、市は可能な限りまちづくり情報を、多分全国で一番だと思います。だからいっぱい何か病院でも敏感な情報を出しているからご質問いっぱい来ますけども、これを出すことによって市民の方がチェックされて、ここは抜けているよとかいうので活動いただいているわけで、地道には障がい者の問題もいろんな問題も活動いただいています。

私の考えは、そういうことがどんどんこれからの市民活動になるということで、まだ向こうへ移してから、向こうという失礼ですけど、北部合同庁舎へ移してからまだ日も浅いので、余り性急に物事を考えないで、むしろ自分が使ったけどここが問題だから何とかせえというご質問の方が積極的で、何か遠巻きにどうですか、どうですかというよりは、強烈な問題意識と実践の上に立ったご指摘をぜひ期待をしております。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） おっしゃること、よくわかります。

あくまで私も市民が主役であると思っていますし、行政はあくまでそのバックアップ、支援を行うロジスティクス、場所の提供であったり参加の機会の周知であったり外のつながりであったり、あるいはその資金も一定サービスの必要もあるかもしれないですけど、

必要に応じてですね、それは。

今おっしゃられた、どういう活動であるべきかというところは、これは正解はないと思います。それぞれいろんな意見がありますので、大きい小さい含め、その人のできる限りの範囲で社会に関わっていこうという活動は、やはり市は応援していくべきだと思いますし、この開かれている感じですよ。何か市民活動という文字がやっぱり市民サービスセンターの中のどこかにやっぱり、ここが窓口なんだとか、やっぱりわかるというのは必要だと思いますし、そういった見せ方、見せ方と言ったらおかしいですけど、わかりやすくしていただくことも活発になる1つの要因かなと思っております。

では、次。

○議長（橋 俊明君） 申しわけないです。質問の途中でございますが、時間の兼ね合いがございますので、暫時休憩をいたします。再開を1時10分とします。

（午後0時08分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長より発言を求められておりますので、これを許します。市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、田中議員のご質問の市民活動センター移転の効果についての中でご質問いただいております市のホームページの内容でございますけれども、お調べいたしましたので、報告させていただきます。

市のホームページでは、認め合い育てる市民活動（仮）で、市民活動評価制度という見出しがございまして、このことを問われていたと思っておりますけれども、これはかつて市民活動促進補助金について検討いただいたときの内容の見出しでございまして、取り組んだ内容が削除されていなかったもので、この分については訂正をさせて、ホームページも訂正をさせていただきます。

それともう一点、市民活動促進補助金について、予算が余っているので利用いただけるというような担当の発言があったということでございますけれども、担当の方に確認させていただきましたところ、相談があり、制度の説明、また補助申請の手続の説明はさせていただいたけれども、このような発言はしていないということなので、ちょっとここでご報告させていただきます。

○議長（橋 俊明君） 田中議員、発言席へお戻り願えますか。

それでは、午前中に引き続き一般質問の続きをお願いします。

田中議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中です。では、午前中に引き続き質問させていただきます。

3つ目の質問です。

放射能副読本についてと書いているんですけども、これ、ちょっと誤りで、放射線副読本についてです。失礼いたしました。

文部科学省から配布されたとされる「小学生のための放射線副読本」「中学生・高校生のための放射線副読本」この副読本には誤解を招く表現やトリックと思われるようなものが含まれております。

例えば、日本の水や食料の放射線の基準は世界でも最も厳しいという表がありますが、この表は日本の平時の基準と諸外国の緊急時の基準を何の断りもなく横並びに掲載して、日本の基準は厳しいというものであったりとか、そういったトリックを忍ばせ、もとに教育をするという、学校という権威ある機関から配布するということが大変悪質な政治的誘導ではないかと感じております。

また、自然界にも放射性物質はあるとして過剰に恐れることはないよというような結論に導こうとしているんですが、本来なかったはずの不当な被曝が事故の加害責任として問題にされるべきだという視点も抜け落ちています。

自然放射能と人工的にできた放射性物質からの放射能というのは物質としてまた全然違うものでして、今から言います自然界の放射性物質は非常に特殊なものだったり、あるいは比較的ありふれた放射性カリウムのような場合とかは代謝や崩壊が早いので自然にバランスがとれて人体に余り影響を与えないということがあります。ほとんど問題にならないものもあります。

しかし、そのような正確な知識を飛ばして人工の放射性物質と自然の放射性物質を同列のように扱い、ありふれたものであり安全であるという印象を操作しようとしていることは明白です。

これだけでも問題なんですけれども、これが文部科学省から直接各学校に送付されている。教育委員会等が気づかり知らないうちにそうしたものが配布されて、原課に行って確認したところ、一部の小学校からはどうしたらいいのというような問い合わせがあったということも聞いております。

そこで質問いたします。

この副読本、市内の小学校、中学校全てに届いて、全て既に配布されたのか。各校でどのような対応がされたのかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 田中議員の放射線副読本についてのご質問のうち、1点目の市内の小中学校の対応についてお答えいたします。

ここにその現物がございます。「小学生のための放射線副読本」というのと、それから、中高生の方はちょっと手元になかったもので、これ、ネットから引いた分ですが、がございます。

内容はほとんど一緒でございます。これが昨年10月に、お話のように、文部科学省から直接市内の小中学校に無償配布というふうに送られてまいりました。その活用については、教育委員会は全く知らないところで届いておりまして、各学校に委ねておるという状況でございます。

ちなみに、調べました配布状況ですが、中学校は2校が配布、それから小学校は4校が配布で、あとは検討中ということでございます。

これ、児童生徒分、それから先生の分、合わせて全てその数分を直接学校に送付されたということでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

中学校は2校、小学校は4校が配布ということなんですけれども、逆に配布されていない中学校、小学校というのは何かその中で議論があってされていないというのか、何かその理由があってされていないのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 1校は問い合わせをしていますのでどうしようということでしたけども、あとの学校につきましては、そこら辺の、この辺の関係する授業がもう既に終わってしまっているの、来年の1学期にそこら辺がちょっとあるのでそんなときにも使おうかなということで、ただ、それは1つの学年に限定されますので、あとの学年がどうなるのかとかその辺は不明です。

それから、来年度も来るのかどうかとか、今、今年配ってしまえば来年は、例えば6年生で来年勉強するのにどうするんやというふうになりますので、そこら辺は全て学校任せ

というふうになっております。

近隣市も問い合わせてみますと、教育委員会の指示とか何もなくて、結局学校に任せているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

中身を確認していただいたということなんですけれども、教育長、これ、先ほど僕が指摘したいろいろな点がありまして、そういった部分も含めてこの取り扱いについて教育委員会としては何か指針といいますか、方針は持たないんでしょうか。それとも持つんでしょうか。

○教育長（西村 健君） これについてですか。

○9番（田中陽介君） そうです。配布について。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校には、いろんな業者とか団体からいろんなものが勝手に送り付けられるという場合が結構ありますので、基本には学校判断というふうに任せているんですが、この部分につきましては文科省からの配布ということで、国民の税金が使われているということもありまして、そのままとめて捨てるというわけにもいかないということで、学校は苦慮されているということですね。

ですから、市教委としましては、こういうものに関しては授業で使いなさいと指示があれば教育委員会を通じてそういう指示をしますけれども、そういうなんもないので、参考にどうぞという程度になっていきますので、別にこれをどうこうしなさいということは何もしておりません。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 一部のまちですね。たしか高槻市だったかなと思うんですけれども、そういったところでは、ちょっとどういう議論が行われたのかわからないんですけれども、ちょっと問題ありと感じたのか回収をしたり、それを配布しないというふうにしたりとか議論をしている最中かちょっとわからないんですけれども、そういったことをとっているところもありますし、やはり学校として配る以上は、先ほどいろんな業者からいろんなものが来るとおっしゃったんですけど、多分中身は精査されると思うんです。これは本当に配るべきものなのかどうかとかいうことも含めて。

やっぱり学校、教育と政治というのは余りにも迎合してはいけないと思いますし、特に福島原発事故に関する記事とかそういったことも余りに抜け落ちている部分が問題だと思っております。そういうことも含めて、今後の、もう配ってしまったところに対する対応をどうするかというのはまた難しいんですけども、そして、例えば問い合わせをされているところもあるわけですね。問い合わせをされるということはやはり何かしら問題あるん違うのという問題意識の表れだとも思いますので、その辺の対応を、中身、まあ難しいですけど、何が正しくて何が正しくないかというのは難しいとは思いますが、そういった疑義を招くような案件であるという認識で取り組んでいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今おっしゃったように、そこの中身についてはやっぱりなかなか国がつくっているということで、組織をされてつくられたやつということで、なかなか教育委員会としてそれをどうこうするというのは非常に難しいのかなというふうに思っております。

ただ、これを授業に使うとかそういう部分に関しては少し問題があるのかなというふうには思っておりますので、その辺についてはまた学校には指示をしたいというふうに思っています。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

やはり命に関わることで、やはり正確な知識をもとにみんなが共有していくことでもあると思いますので、その辺慎重な対応をお願いして質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、稲垣議員から発言を求められていますので、これを許します。稲垣議員。発言席をお願いします。

○10番（稲垣誠亮君） 議長のお許しを得まして、発言させていただきます。

昨日の代表質問の3件目になりますが、野洲市民病院公金差止等請求事件に係る弁護士費用の代表質問の中で、市長答弁の中で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・内容の発言がありました。そのような事実は一切なく、発言の削除をお願いするものであります。

以上です。

○議長（橋 俊明君） ただいま稲垣議員から申し出がありましたご報告につきましては、代表質問の方で発言されたことをございますので、発言の取り消しにつきまして市長の考えをお願いしたいと思います。市長。

○市長（山仲善彰君） 突然何かご提案いただいたんですけども、議論ですから、もしかそういうことであればその場で一切ないとおっしゃって、ああそうですかというふうにしたらよかったのではないんですか。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただ代表質問の中なので、私も代表質問のまだ途中であります。最後まで制限時間もありますし、最後に向かって進んでいる段階ですし、それは人間って、そら、市長は優秀な方ですよ。切り返しも早いし、僕なんかには到底まねできません。瞬時にそんなに頭を切り替えて、僕はそれだけすぐに反応する能力がないので、それができませんでした。

なので、今現在素直に発言の削除をお願いしています。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そうですか。いや、私も優秀だと思っていまけんけども、そんなことは別として、今おっしゃったことはあの場でも言えたかなと思ったので、自分で否定されたら、私が納得できたら、そうでしたねという形で素直に議論の中で取り消されますよね。だから、なぜそれをされなかったんですかと。1日経ってから、かつ朝でもなかったですし。今突然昼過ぎに言われたので、びっくりしたんですけども。

昨日の朝もよく似たこと、ご提案があって、言われましたですね。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そのことについては、本日の朝8時半ごろ議長と議会事務局長に発言の機会をいただくようお願いしました。やはり動議的に、僕、出すのは好きではないので、事前に議長と議会事務局長の方に話を通して筋は立てたつもりですが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、もう貴重な時間なので余りこだわらないんですけども、昨日と同じことで、議論の本筋かどうかといえばそんなに本筋ではないです。

ただ、自分で情報公開なり公文書公開を求めているとおっしゃいましたし。自分でですね。私、だから、どなたが公文書公開しておられるかどうかは一切どなたにも言っていない。最終的に私の決裁で出ますから。でも、自分で議場で突然おっしゃったから。潜在

的には、あのときも言いましたように、膨大なものを求めておられて、もう職員の疲労度がすごいんです。これは責務ですからやりますけども、本来は市民のための制度だと思っています。議員さんはここで質疑とか委員会で質疑ができますから。でも、保証はされていますから、やられたらいいんですけども、昨日ある議員がマナーとおっしゃいました。マナーは大事です。マナーで言えば、あり得ないぐらいに情報開示を求めておられます。

.....
.....
.....
.....。

それだけの情報の蓄積があつての発言だと私は思っていますから。

ここにおられる他の方が言われたら、私、全然そんなことはあり得ません。万が一、同じシチュエーションで私が情報公開を求めていますけど云々で。でも、議員の場合は昨日の、常識レベルで言えば、マナーレベルで言えば、もう常軌を超えているぐらいにたくさんご請求いただいていますし、過去には、私、とめたんですけども、わざわざ来ていただきまして、最初はコピーをとって、議会図書室でしたか、控室でしたか、持ってこいと言われて、膨大なものを。そんなんしたら、皆さん、市民の方は1枚何円で手数料をもらっておられる。職員は知らなかったからもう用意したんですけども、最後に私、相談を受けたから、それをしたら不公平になりますよと。だから、通常の開庁時間に事務室で閲覧に来ていただきなさいと言って、閲覧に来ていただきました。あの要求は、ある意味で市民の方と均等ではない。ただ、職員さんは人がいいですから、議員さんから言われたら仕方がないと思って市の経費でコピー代を持ち出して提供したわけですよ。だから、どこで見るというたら、市民の方は閲覧だったら閲覧です。本来でしたら原文書を閲覧するんですけども、余りにも要求が細かいから、黒塗りをしんといかんから、附箋を張ったってめくられるから、完全に黒塗りにしたら原本がだめになるから、もう大変な作業でコピーしたわけですよ。

○議長（橋 俊明君） 市長、端的に。

○市長（山仲善彰君） いやいや、だから、そういう背景があったから、あのやりとりの中で言ったわけで。

いや、皆さん、こんな異常なことになっているのを、今私が言ったような異常な事態が起こっているのを今初めてお話ししていると思いますよ。

そして、私、昨日も言ったように、ざっと全部見ました。だから、あれ、ここまで要求できるのかなど。というのがあったから、断言はしない形で、ある程度やはりいい意味で、どう言いますかね、警告をしないとイケないというのがあって申し上げたわけで。

だから、自分はこう言ったけどこの部分を削除してほしいとおっしゃったら、いずれにしても私は、責任を持った発言ではありますけども末節ということで対応はいたします。だから、議事録を出してもらってこの部分を抹消してほしいということであれば。

昨日の場合は大体わかりますからいいですけど、今の場合は背景が存在するから。応じると、大枠には応じるということはおっしゃっています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そもそも住民訴訟の添付されている、市長は何でも基本的に野洲市は積極的に情報公開をさせていただいているので、裁判の変更の訴えの写しの方も議員の方に配付させていただいております。

そこで添付されている原告側の添付資料については、基本的に例えば全員協議会とかで配付されているようなもので、私が情報公開請求を今回している書類と一致するものでは、中に一致するものがごく少数あるかもしれませんが、基本的には全員協議会とかで通常議員に配付されている資料であって、情報公開の請求の件とは関連性がないと思っております。

なので、先ほど申し上げた原告側に文書、書類を渡しているという云々のところについて純粋に削除をお願いしたいと申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、断言していませんよ。今、議員が膨大に求められた。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そのこととは。

○市長（山仲善彰君） だから、状況証拠で。断定したらだめですけどね。状況証拠で言えば、去年の12月の議会に、議会中誰も知り得ないのに裁判が起こされましたなんてここで言われました。帰っていったら裁判が起こりました。あれがわかるのは一定の情報を持っている方しかあり得ません。積み上がってきているんですよ。本当に知り得ない。議会中に、後で聞いたら、記者会見をしておられたわけですよ。マスコミを集めて。稲垣さんはその情報をここで知っていて、私に突きつけて、見解はおっしゃいました。

そういう背景があるから、断言はしないけども、あれほどたくさん求めておられるし。一番最初の膨大な閲覧コピーというのは、私はあまり適正じゃないと思いますよ。だから、

その後あそこの2階のカウンターへ来てもらって見てもらっていましたが、あれを当初の稲垣議員の要求のとおりに行っていたら不公正な市民サービスを行ったことになりません。そのぐらいに求めておられるんですから。

いや、ですからもう、本論はもう1回この部分を削除してほしいということであれば、今まだ本会議は最終日までありますから、そこで速記録を見ていただいてここを消せとおっしゃったら、大卒は、私、その部分は削除してもいいということはお約束いたしますから。

言葉だけで本当に、そこが、断言は、私、絶対しなかったと思います。稲垣さんがと。でも、蓋然証拠がある。

細かく言えば、さっきちょっと職員に、田中部長が修正したからですけども、ついでにしようかな言うて冗談を言ったんですけど、先のご質問でも、パートナーシップは証明書は伊賀市は出していません。お昼、全部調べました。証明書を出しているまちはありますけども、これは後見人制度で公正証書を巻いている場合であって証明はできないので、単なる宣誓を受け付けているだけで、受領書を発行しているだけです。伊賀市は受領書の発行であって、だから、証明書を出しているまちとおっしゃいました。だから、そこまでこだわって普通やらないですよ。

あとはもう議長に任せますけど、今ここで何をどう修正したらいいのか。昨日の場合はパーツでわかりますけどね。こことここを私がこう言ったけど、私がこう言ったから、こういうことを言っていたら応じます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） なので、私は最初から先ほど渡しているのだろうが、渡しているかもしれないがと正直に申し上げます。

ただですね、市長、確かに疑問型の内容にはなっていますが、この文章を一般的に聞くと、もう十分それは使走しているようにも感じますし、端的にそういう事実が、書類1枚僕は渡していないですから、渡しているわけではないので、普通にそこに関連するところについて、議長に私もある程度もう一任はしていきたいと思いますので、削除をお願いしたいと思っておりますが、お願いできないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） それでは、よって、稲垣議員から申し出にありましたが、会議規則第64条の規定に準じて、議事録から基本的に削除させていただきます。

ただし、その部分なり内容につきましては、市長と稲垣議員と確認した上で今回は留保

するというような形にさせていただきますけども。

(「留保って、どういうことや」の声あり)

○議長(橋 俊明君) 確定ではない。まだ議事録を見ていませんので、議事録からどの部分を削除するかというのは双方の意見を聞いた上で調整して今回は留保させていただくと。基本的には削除します。そのどの部分やというのを留保させていただくという形でご了解をよろしくお願ひしたいと思ひます。稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) それは外部に正式な議事録として発行する前にきちんと対応していただけるということですね。

○議長(橋 俊明君) もちろんでございます。

○10番(稲垣誠亮君) はい。いや、それ、当てていただけますか、それ。署名人に。

○議長(橋 俊明君) はい。当然。

○10番(稲垣誠亮君) じゃ、僕、署名人にお願いしますので。

○議長(橋 俊明君) 当然、議事録のある程度完成した時点でございしますので、それに署名されますので。暫時休憩をいたします。

(午後1時36分 休憩)

(午後1時37分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) じゃ、適切に対応いただけるということをお約束いただきましたので、それで、これで発言を終了したいと思います。

○議長(橋 俊明君) 次に、一般質問の続きを行います。

通告第5号、第2番、山崎敦志議員。山崎議員。

○2番(山崎敦志君) すいません、第2番、新誠会、山崎敦志。2点ほど質問させていただきます。

高齢者が自立生活支援、介護支援を利用しやすい環境整備ということで、介護保険の認定を受けた方や介護予防・日常生活支援総合事業の対象となっている方に対して、その人が望む自立した生活が送れるようケアマネジャーが自立支援するケアプランを作成することについて、市は保険者として指導を行っておられます。

また、必要なときにサービスが利用できるよう、指定業者の確保に努められている他、サービスの質や提供体制を確保するために必要に応じて事業所の指導を行う等実施されて

います。

そこでお伺いします。

高齢化率が進んでおりますけれども、直近で介護認定者の増加状況、野洲市の高齢化率が進んでおりますけれども、健康な老人が増えているよりも、健康寿命よりも寿命の方だけが伸びている滋賀県ですので、野洲市の介護認定の直近の人数の増加をちょっと確認したいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、山崎議員の高齢者が自立生活支援・介護支援を利用しやすい環境整備についてのご質問の介護認定者の増加の状況についてお答えいたします。

直近5年の要介護認定者数につきましては、平成26年度認定者数が2,025人、続きまして27年度につきましては、2,108人、対前年度比で83人の増です。続きまして、平成28年度は2,186人、対前年で78人増です。平成29年度は2,191人で、対前年度比が5人の増です。平成30年度につきましては、10月末までの数字でございしますが、2,268人で、対前年度、年度途中ですけれども単純に比較しまして77人の増となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

やはり団塊の世代というか、戦後のベビーブームの方がちょうど介護を受ける年齢に近づいてきているということで、今後ますます増加していくと思います。

それで、今全体の人数をいただきましたけれど、65歳以上の高齢化率という形でいつも指数を見せていただいているんですけど、兵主学区と三上学区というところら辺がかなり大きいんですけど、特にその地域で全体的に、これ、何人増えていますけど、これ、市内全体で増えているのか、一部の地域で増えているとか、そういうなんわかりますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 申しわけございません。今、ただいま私が申し上げました認定者数につきましては、野洲市全体の数字でございます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

私、これ自身利用しやすい環境的なことを申しておりますので、いろいろと今年度も特老の施設とか認定とか、そういうなのを計画されているというのを報告いただいておりますので、この人数、増加人数も含めて推移を見ながらそういう施策をとっていただいているというように感じておりますので、そういうのをどんどん高齢化に進む、ある程度のところではあると思うんですけど、今現状伸びつつありますので、その辺については手厚く施策を進めていただきたいと思います。

それで、これは直接そこには関係ないんですけど、市内の特別養護老人ホームがありますけれど、野洲市地域防災計画の中でちょっと調べさせてもらったら、今緊急避難時の施設ということで、今現在野洲市内にある4施設が登録に上がっているんですけど、今後、今言いましたように人数が増えてきた場合、増加についてその辺はどのように。介護者が増加するのに対応する収容についてお伺いしたいんですけど。よろしくをお願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、福祉避難所の、現在4施設ですが、介護認定者が増加するときの対応についてのご質問にお答えをいたします。

福祉避難所につきましては、平成25年度に、月でいいますと26年3月になりますが、市内の介護4施設、これは特別養護老人ホームだけではなくて老人保健施設も含まれる施設でございまして、当初は福祉施設も含めましてそういう指定をしようということで進めてまいりました。現在本市では支援を要する避難者、要支援者とも呼んでおりますが、指定避難所では避難生活に困難が生じる場合の二次的な避難所として福祉避難所を市内で現在特養が3カ所、それから、特養の中には地域密着も含まれる施設でございまして、で3カ所、介護老人保健施設で1カ所、計4カ所ということで協定を締結しております。

当該指定にあたりましては、介助者が必要となる方がおられるなど避難者の心身の状況によって、その収容できる人数は変わることが想定されることから、それぞれの施設における収容人数は特に定めているものではございません。施設、今申し上げましたように、両方とも長期入所が原則であって、そこにはショートステイでありますとかデイサービス、あるいは老健施設ですと通所リハといった通所系、あるいは短期入所の施設が、そこは予約制ですので、ずっと入っているということではありませんので、実際的にはそのあたりの施設を利用しての状況対応になるということですので、既に予約が入っている場合があったり、災害の種類によって、例えば地震が起きたとき、支援者が、従事者がそこへ施設に到達できるかという問題もありますので、その場、その場で収容人数というのは流動的

になりますので、特に収容人数を定めているということではございません。

そういうことはあるんですが、今ご質問のように、支援を要する方が増えていく見込み、状況になっていきますので、まだまだ絶対数としては不足というふうに捉えておりますので、今後も障がいの関係の施設も含めて、その後新たにできた老健施設、董会、できました。今後また新たに計画がなされております特養の方にも、できた暁にはそういう話を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。丁寧に説明していただきまして。

実際今の特養でも長期に入っておられる方が多数おられます。それに対して、今高齢化が進んで新しく施設を増設していただくと、認定していただくという形でこれからの伸びた分についてのいろいろな対応を即座にとれるような施設の設置を必要に応じて拡大していただくというふうをお願いしたいと思います。

3つ目なんですけれど、平成30年5月に平均寿命男性日本一長寿滋賀県が発表され、長寿の要因分析を、長寿の秘密は県民の健康的な生活習慣とそれを支える生活環境づくりとされています。本市においてどのような活動をされているか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、本市の活動についてお答えの方をさせていただきますと思います。

本市におきましては、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病の発症予防、重症化予防を図ると共に、「人がやさしく支え合い、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を目指す健康推進計画、いわゆる第2ほほえみやす21健康プラン、平成30年度から10年間の計画を策定しております。この計画によりまして、自分の健康は自分でつくるということを市民の皆様に働きかけると共に、個人の健康づくりを支える生活環境づくりを推進しており、市民をはじめ関係団体、企業、学校等のさまざまな人々の主体的な参画による地域のつながりを基盤とした健康づくりを推進しておるところでございます。

市の取り組みの一例といたしましては、野洲市の死亡原因の半数を占める生活習慣病を予防するために食生活、禁煙、運動等の生活習慣改善に取り組むことが有効でありますので、個人だけではなく家族や地域で取り組むと楽しく実践できると、効果があるということでございまして、そこで各自治会からご推薦いただいた健康を考える会の委員様、90

名おられますが、のご協力のもと、7つの学区ごとに健康を考える会を開催いただき、さまざまな取り組みや研修会などを開催いただいております。

また、こと高齢者に関しましては、元気に自立して日常生活を送るためには低栄養予防、しっかりかんで食べること、適度な運動、そして社会参加が重要であると認識しておりますので、市の具体的な取り組みといたしましては、筋力の維持・向上を図る元気に過ごすためのいきいき百歳体操自主グループの活動を支援しているところがございます。現在45団体が活動し、地域での運動の集いの場となっております。

その他、老人クラブ、ふれあいサロン等の活動の支援はもとより、そこへ参加者等にいわゆる出前講座的に市の職員が出向いていきまして、栄養状況をよりよく保つための食事のとり方や歯磨き、口の体操、定期的な歯科受診の必要性等について周知啓発を行っているところがございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

地域によって、今100歳体操なんか取り組まれています。私の地元地域はやっていまずけれど、学区全体でいえばまだまだ活動が少ないと。あと、高齢者のふれあいサロ的なもの、補助金をいただきながら高齢者が生き生きと生活できる体制もつくっていただいております。

1つ私も関わっておりますけれど、やはり適度な運動、スポーツという形で、今野洲市には、ほほえみクラブ、さざなみクラブという2つがあります。それと、学区体育振興会等々ございます。やはり、目に見える活動ができているかどうかはわかりませんが、やっぱり学区体振的な活動をやらせてもらうと地域のコミュニケーションとその地域の方、高齢者の方から子どもまでいろんな事業をやっていますので、その辺も健康づくりに1つでも役立つようなことを進めていただいていると思います。

あえて事例を聞くことはいたしませんので、取り組みに対して各団体に対するご支援をお願いしたいというように思います。

じゃ、すいません、それでは2つ目の方へ移らせてもらいます。

地域防災拠点整備についてということでお伺いいたします。

近年異常気象による過去に例を見ない災害が多く発生していますが、地域住民が不安を感じたときには避難所を開設していただいております。今年の台風21号、24号の直撃

により、防災拠点、コミセン及び消防の詰所で被害が出た報告を聞いております。

そこで、数点お伺いします。

公共施設の経年劣化及び施設環境見直し等について、どのぐらいの期間を目安に実施されておりますか。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、山崎議員の地域防災拠点整備についての1点目でございます。公共施設の見直し期間の目安についてということでお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

公共施設の経年劣化等につきましては、各所管において法定点検や日常の管理により把握しているところでございます。また、見直し期間につきましては、一律に年数等で定めているわけではなく、野洲市公共施設等総合管理計画に則し、中長期的な公共施設の更新、統廃合、長寿命化などのあり方を定める野洲市公共施設のあり方（第1期）の整備方針において方針決定後、アクションプランとして個別施設計画を平成32年度までに策定することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

法定日常点検で運用に問題ないように、ないしは総合中長期計画でその地域に合った計画をまた立てていただくということで進めていただければいいのかなと思います。

じゃ、2つ目。来年度予算ではコミセンしのはらの大規模改修が計上され、次年度以降にコミセンぎおう、次にコミセンみかみと計画され、避難所の安全確保に取り組んでいただいております。

そういう地域防災計画で避難所としてあるところの整備も順調に計画されておりますけれど、地域計画等により住居増加地域が出ていますが、災害発生時初動活動に寄与している消防団詰所については、いろいろと新しくしていただいたり設置場所の検討もされていきますけれど、その辺今後どのような計画があるのか。特に地域計画、小篠原台ができたり、そういうなんで、その辺について計画があるのであればお教えいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、山崎議員ご質問の2点目の消防団詰所の移転及び更新、改修等の計画についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、所管課で策定しております消防団詰所更新計画において決めておりますけれども、建築年が古い野洲分団詰所については平成37年（2025年）度までに、三上分団詰所については平成38年（2026年）度までに建て替え、移転を検討するという事としております。

また、兵主分団詰所については、平成38年（2026年）度に、中里分団詰所については平成39年（2027年）度にそれぞれ建築より34年を経過することから大規模修繕を実施することとしております。

その他の詰所につきましては、新築や大規模修繕から経過年数が浅いことから現在修繕予定等はありません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

ますますこれから野洲市、住みよいまちにしていただくのに土地基盤整備等々出てきた場合に、前は計画が2025、26からずっと続く予定ですので、まちのさま変わりに合わせてやはり活動しやすい場所、団員が活動しやすい地域に設置することも今後計画の中でやっていただきたい。

特に私が一番心配しますのが、三上分団詰所が、バイパスができたときにあの辺の交通ないしはこども園等々が開設されますので、あの近隣の土地利用というのがかなり有効な場所になると思いますので、今後の計画の中で取り入れていただきたいというように、個人的には考えております。

それでは、地区防災計画の中にあります指定避難所、市内に35カ所プラス野洲川を越えた向こう側にありますので、吉身小学校が指定されております。

最近の災害は、地震、洪水が多く、地震はいつ発生するか予知できません。この市内の35カ所施設中3カ所が耐震対策ができていないというか、地震発生時の避難所の中ではバツにしております。その1つの中には三上保育園、4月で廃園となるという形ですけれども、ちょっとこの辺が、吉川自治会館、菖蒲自治会館が地震対策に対しての避難所とはバツになっております。公的な施設というか、自治会施設を地域で管理していただいているところを、多分エリアで人が集まれるところがないから指定されていると思うんですけど、この辺2つの地震のときでも避難できる対応をするために市の方から何か働きかけはされているのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目のご質問の吉川自治会館、菖蒲自治会館の対策状況についてということでお答えいたします。

吉川自治会館と菖蒲自治会館につきましては、指定避難所に指定しておりますけれども、各自治会館の耐震対策等については自治会に対応していただくこととなります。

また、両自治会館とも耐震ができていないことから、野洲地域防災計画において、地震、洪水などのときに使用できない指定避難所として位置付けております。地震等の災害には近隣住民の方には他の避難所を案内することとして対応させていただきたいと思っております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 今そういう回答が出てくると思うんですけど、別の表では、これは土砂災害だけ丸がしてありますので、あと内水もありますけれど、吉川と菖蒲というのは吉川自治会館で避難のときの収容人数が164名、菖蒲自治会館で60名というように防災計画の中には入っております。やはり野洲市内というか、旧中主エリアで吉川、菖蒲というのは琵琶湖沿いのかなり離れた地域で、特に吉川地域がこちらへ移るにはかなり距離があると思います。近隣の指導されるという避難所というのがどこを目安に今言っていたか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 近隣の避難所の目安でございますけれども、こちらの指定避難所の方にもございますように、地震のときではコミュニティセンターのひょうずというところになるということでございます。

また、洪水等につきましては、一旦こちらの方は菖蒲と吉川自治会館、バツにはなっておりますので、B&Gの海洋センターであるとか中主中学校というふうに。

失礼いたしました。洪水のときには中主の中里、兵主学区等、洪水全てなかなか満たすものはございませんけれども、その場合については、そのときと場合というか、その被害の状況によりましていち早く避難していただけるようお願いしたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

やはり、ここ全部洪水は余りほとんどないですよ。指定されているところで行ける

ところも。やはり琵琶湖に近いところというか、下流域については上流が決壊すると一番下まで行きます。やはりこういう防災全てを拠点とするところを改修することはできませんけれど、やはり市長もいつも言われます。いろんなことをやりたいけれど、やっぱり財源が限られているから優先順位をつけてやると。やはりその市町の計画をするためには必要な税金というか、とりながらということが都市計画税の導入的なもので基盤整備をやっていただいて、防災関係、そういう福祉、そういうものには一般財源を十分に充てていただいて地域住民が安心して暮らせるまちづくりをつくっていただきたいと思います。

じゃ、最後に、すいません、ちょっと私も企業人だったのであれなんですけれど、各種業界及び企業と災害発生時の支援協定を結んでおられます。各種業界とのあれは地域防災計画の中にも業種団体、加盟団体も書かれております。企業関係の方との協定とか支援等とかございましたらお教えいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目のご質問の各種業界及び企業との災害発生時の支援協定についてのご質問にお答えいたします。

現在、22の各種団体や企業と災害時に生活物資や資機材の提供、また専門分野での労力の提供、所有施設の避難所としての開放など、さまざまな支援や協力をいただく協定を締結し、万一の災害に備えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

大体その協定場所はわかるんですけど、野洲には野洲工業会というところがあって、地域災害時の初動活動という形で、全ての災害だけじゃなくて、いろんな国ではやられるクーデター的なそういう化学物質とかそういうようなものも野洲の企業の中で専門の方がおられるとか、そういうようなのが登録されていると思うんですけど、いざそういう連携だけは常にとっていただいて、地域の方が安心できる支援団体との交流ないしは情報交換を継続してやっていただきたい。多分野洲工業会の登録企業との協定の中の項目の見直し更新がちょっと最近できていないように思いますので、その辺をしっかりと進めていただきたいなと思います。

今お願いで終わりますけれど、申しわけございません。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第6号、第15番、東郷正明議員。東郷議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

今日は大きくは3つの質問についてお伺いいたします。

まず最初に、虐待・いじめ対応について質問いたします。

現在児童の虐待が大きな社会問題となっています。こうした背景には親の長時間労働や非正規雇用で低賃金、待機児童等複雑な社会環境も原因となっていると考えられます。

最近では、千葉県野田市で小学校4年生の栗原心愛さんが死亡したことで両親が逮捕されるという本当に痛ましい事件が発生したことは新聞やテレビで連日のように報道されました。このような事件は、今回の事件に限らず増加していることは本当に残念でなりません。

そこで、虐待や学校での対応についてお伺いします。

今回の千葉で起こった事件のように、学校内ではなく家庭でのこうした虐待の相談件数は野洲市では何人あるのでしょうか。過去3年間のケースを教えてください。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、東郷正明議員の虐待・いじめ対応についての1問目、虐待の過去3年間の件数についてお答えします。

平成27年度が419件、平成28年度が420件、平成29年度が450件、今年度1月末時点で489件となっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） この3年間の相談件数は年々増えていって、本当にこれだけの多くの相談件数であれば市のこども課担当の職員で今後も全て迅速な対応ができるのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の対応のことをございますけれども、この先ほど申し上げました相談件数につきまして、新規で毎年それだけということではなく、終結していない継続性も当然ございます。そういうことも踏まえまして、陣容の専門化、あるいは数等についても年ごとに強化の方を図っております。そういうようなことから、できる限り丁寧な対応に努めるということで、今個別ケースとかあるいは面談とかいろいろなそういうことの対応はさせていただいているんですが、より以上の面談の回数

とかそういうことについては人的な限度もございますので、できる限りの対応を現時点ではさせていただいているということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） ということは、相談件数が積み重なっていつて長引いている案件もあるということだと理解します。

こういう相談がある、たくさんある背景には、先ほども最初に述べましたように、非正規や長時間労働、こういった要因が含まれると私は思っています。

昔は結婚されると主人が働いて奥さんが家事とかお料理されて、そういう生活やったんですけども、憲法にも明記されているように、婚姻は、両性の合意のみによって成立し、同等の権利を有すると共に相互の協力によって維持されなければならないと書いています。ということは、今の長時間労働の中で夫婦間で本当に厳しい長時間労働、私も12時間勤務とかそういう勤務をやりましたけども、そういう中で子育てをやっておられる、そういう働いている職場の環境の中で長時間労働で、低賃金で、いらいらしておられる、そういういらつきもあって子どもに当たってしまうということも残念ながら起こっていると思います。こういう今の社会環境が大きく影響しているのかと思います。今後もまたこの虐待の相談体制について充実していただきますよう、またお願いをしておきます。

次に、虐待の通告はどのように寄せられているのか。アンケートによる本人の通告も含めて、地域の児童委員や医療機関など類型別にわかるものがあれば数字で教えて下さい。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、通告の累計についてということで、平成29年度の実数で申し上げさせていただきます。

児童虐待相談における通告の、これ、いわゆる経路と私ども呼ばせていただいています。につきましては、健康推進課107件、学校73件、発達支援センター、子育て支援センター等の市の機関50件、家族・親戚34件、他市からの転入による移管や学童等のその他が34件、その他福祉事務所33件、保育所33件、児童相談所21件、幼稚園21件、近隣・知人20件、医療機関15件、教育委員会学校教育課等6件、民生委員・児童委員から3件の計450件となっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） この通告の内容でいくと、健康推進課が一番多い内容となっています。ということは、学校内じゃなくて家庭内の虐待が多いのかなと思いますけども、昨日の教育長の学校内での答弁でいきますと、半分半分ぐらいになるのかなと思いますけども、子育ての中の保護者への虐待防止のセミナー等の教育が必要であることから、こうしたセミナーの開催をこれまでされているのか、また、されていないのなら今後セミナーの開催をしていくことが必要と思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのセミナーのご質問でございますけれども、セミナーとして特別に行ってはおりません。例えば、CSPの、先ほど、今までの答弁がございましたように、その関わっている、お子さんに関わっておられる所属において、その研修を受けた者が保護者等と面談をしてその辺についての話を聞き、指導等もやっております。それ以外に、先ほど健康推進課が経路の中で一番多いというお話もございましたが、そこでただそれを通告するだけではなく、そこで関わった所属がその保護者等にいろんな話を聞き、その場での指導等もやっております。そのような状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） この案件に関わった方たちへの指導とかそういうのはやっているということなんですけど、幅広く今後虐待をなくしていくためにはやっぱりセミナーの開催も必要かと思います。また検討いただきますようお願いをいたします。

次に、虐待の通告を受けた場合の対応で、児童が一時保護をされる場合の最終的な判断はどのように行われているのか。また、一時保護と決定された場合、その決定に対して家族から疑義を申し出るなどのケースはないのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの一時保護の判断と家族からの疑義についてのご質問でございます。

一時保護の判断につきましては、子どもの生命の安全確保を最優先に児童相談所が行っております。その判断につきましては、通告内容の確認や子どもへの聞き取りなどを行い、アセスメントシートの客観的な指標を参考にしながら受理会議という会議を催して決定されております。

次に、家族からの疑義につきましては、児童相談所が一時保護の決定を行っていること

から児童相談所が対応しており、問い合わせいたしましたところ、疑義の申し立てについてはないと聞いております。

ただし、中には親御さんの方から子どもを返してほしいというような形の、申し立てではなくそのような要望で相談所の方に電話あるいは出向いてこられるケースもあると。その分につきましては、一時保護した理由や目的等について説明し、繰り返し保護者面談を実施し丁寧に対応しておるといように聞いております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 千葉県の前の子どもの虐待、やっぱり早く保護されていれば命をなくすことはなかったと思います。家族からの返してほしいという内容があっても、総合的な判断でやっぱり子どもの安全を守るという、命を守るという立場でまた対応をしていただきたいと思います。

次に、児童養護施設に入所するケースはいろいろとあると思いますが、本市での児童養護施設などへの児童が入所施設へ移行になったケースはどれくらいあるのか、虐待は親である保護者の問題と思いますが、保護者に対する対策処置はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の児童養護施設入所者数と保護者対策についてでございますが、野洲市における児童養護施設入所者は現在2名でございます。そして、保護者対応につきましては、先ほど入所の関係についての権限につきましては児童相談所ということでございますので、児童相談所の方が一義的に保護者面談や家庭訪問により指導や支援を継続して行っているということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 児童が施設に入った後、児童の様子等やその後の経過はもちろん、保護者への虐待防止のための対策が重要と考えるが、家庭相談所との連絡網はきちっと整備されているのか。その後の経過をどのように把握されているのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 申しわけございません。今の質問で家庭相談所とおっしゃった。ちょっとその施設が。

○15番（東郷正明君） 児相。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 児童相談所ということですね。

○15番（東郷正明君） はい。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今までの他の議員の方でもご説明の方をしましたがけれども、最初につきましては児童相談所の方で保護者等の対応をしていただいておりますけど、施設措置の解除あるいは一時保護の解除で家庭に帰られる前とかそういうところにつきましては児童相談所から連絡を受け、市の方も連携をしながら保護者等への指導面談等もやっており、連携を持った対応の方をしている状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 次、行きます。

児童養護施設に入所する場合、児童福祉法41条で保護者のない児童、虐待されている児童、その他の環境上養護を要する児童となっておりますが、そこでお尋ねしますが、父母と死別した児童、父母に遺棄された児童、家庭環境不良の児童、これは両親が行方不明とか長期入院とかそういう離婚、いろんな場合です。4つ目に保護者がいても児童虐待を受けている児童等とされていますが、本市の場合それぞれどれぐらいあるのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問でございますが、先ほどの答弁で入所対象2名というお答えをさせていただいております。その2名とも要因につきましては児童虐待ということが要因でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 家庭での困っていること、夫婦間で仲が悪くなって子どもに当たるなどのケースでの虐待が増えていると思います。この場合、両親とも非正規雇用で働いている場合が少なくないようにも思います。保育園、入れないで待機児童も発生するなど、そうした環境整備が必要です。子育て安心のまちづくりのための決め手は何だと思われれますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問ですけれども、1つのこれをもつ

て全てが安心してということは非常に困難だと思います。

東郷議員、今おっしゃったように、いろいろなその要因ですね。その要因を一つひとつクリアできるようにし、いろんな事業でそのクリアを目指していくことが肝要かと、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 確かに総合的にいろんな問題から事が起こっていると思います。

相対的に環境整備の方をまたよろしくお願いします。

児童虐待の重篤化を未然に防ぐため、京都市では児童相談所と区役所、支所が虐待情報を共有するシステムを今年度より導入します。それぞれの情報をシステム化し、連携の強化を図り、支援の充実につなげるための施策ですが、検討を求めたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、児童相談所と市のシステムの連携についてのご質問でございますが、厚生労働省の方がこのシステムについては導入する方針を既に決めておられます。なお、児童相談所につきましては県の所管になっておりまして、先ほど、前の質問でもお答えしましたが、県の方に問い合わせたところ、今のところ導入の見込みはないということでございますので、今後国、及び県のシステム化の動向を注視してまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今答弁いただきました、児童相談所と市役所が情報の共有化で相互連携を図って虐待防止に向けた取り組みができるシステム、引き続きまた県や国に求めていただきますよう、よろしくお願いします。

次に、保護者からの体罰によるしつけの行き過ぎは、児童の成長の妨げともなりかねません。東京都では、しつけによる体罰を禁止するための児童虐待防止条例を提案して、今年4月から施行されます。野洲市でも児童虐待防止条例が必要であると思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 児童虐待防止条例の制定についての考え方でござい

ますが、現在国の方では児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正の中で、しつけで体罰を禁止する方向を今現在検討の方をされておられます。よりまして、本市におきまして条例の制定につきましては、現在のところ予定はございません。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 東京都や、今答弁されましたように、国の法律の改正、児童虐待に対する改正の対応もしておられます。

しかし今、全国で虐待による事件が多く発生している中で、この野洲市がこの問題を真剣に考えているかが今問われます。虐待防止禁止が入った虐待防止条例をつくるべきであると私は強く思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回虐待といじめ、何かちょっと混乱してご質問もいただいているようでありますけども、ずっと言っていますように、やはり現場でどれだけ丁寧にやるかの方が大事でして、条例は、私、否定しませんけども、条例をつくったら防げるというような簡単なものじゃないです。もう制度が多過ぎるんです、このごろ。また制度ができたらいろんなことが絡まって、せつかく現場で職員が対応する、それが逆に制度のお守りのためにまた人的な経費も要ります。

だから全く、つくるといのは簡単だと思いますよ、文言は。でも、そんなもので解決するような事態じゃないという深刻さを非常に痛感いただきたいと思いますし、野洲市で胸を張って本当に職員も関係機関も一生懸命やってくれています。

もうそれよりはお願いしていただいて、こちらこそお願いしたいんですけども、ぜひ財源確保にお願いしたい。もう基盤整備に回しているお金をもっともっと民生に、よそのまちから比べたらすごく回していますよ。

もうさっきからずっと、東郷正明議員の会派からはそうです。今日の新聞、見られましたか。先生がどこかの県内の学校では弁当の買い出しに行っているという話じゃないですか。横浜市も、お弁当が1,000円か何かだったんだけど売れないから三千何百円かかっているという話です。もう少しよそのまちのことは見られるんだったらきちっとよそのまちのことは見ていっていただきたい。よそが条例をつくっているから野洲市もどうだとじゃなしに、野洲市はこれだけ現場で皆さんが頑張ってくれているからこれで安心だというんやったらわかりますけどね。ぜひ、あともいっぱいありますけども、もうできるだけ

簡潔に、本当に中身の議論をしていただきたいと思います。

条例については、当分は制定するつもりありません。もっと大事なことがあります。

○議長（橋 俊明君） 東郷克己議員。

○15番（東郷正明君） 条例については制定しないということですが、ほんまにいろんな動きのある中で、市の方向性がやっぱり市民に見られていると思いますので、やはり、条例をつくったら虐待がなくなるというものでは、私もないと思います。市の職員さんも一生懸命やってはるしね。やっぱりより一層この問題について迅速な対応ができるようにまたよろしくをお願いします。

次に、いじめについて伺います。

いじめは学校内外であります。そのようないじめの実態をどのような形で把握されているのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 8点目のいじめの実態把握についてお答えいたします。

学校内外でのいじめにつきましては、子ども本人や友達からの直接の相談、あるいは保護者からの相談、また関係機関からの情報提供などからいじめの情報を把握しています。

また、学校で定期的に行いますいじめアンケートや、教員と児童生徒との間で個別に行う教育相談、こういうの、もう学期に大体1回ぐらいは行っているんですけども、そういう中でいじめの把握に努めています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） アンケートもやられているということで、このアンケートの結果の精査はどのようなメンバーで議論、検討されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめは、基本的には担任とあとは生徒指導担当という職員がおります。それから教育相談担当という職員もおります。この辺が複数でそのアンケートを見ながら、これはいじめであるというふうな、疑わしいというふうな認定をして、学校の校内のいじめ専門委員会にかける、あるいはかけない、こういうふうな判断をしています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 今まではいじめの現状について対応でお伺いしました。

今、子どもたちが大人になって虐待を繰り返さないための、子どものころからのいじめに対しての早くからの教育というか、そういう子どもの、大人になったときに自分の子どもをいじめないと、そういうような教育のような対応が必要だと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめは重大な人権侵害という捉え方をしております。人権問題であるというふうなんで、子どもたちにも人権学習等で学習を積み上げています。

また、道徳が教科化になりまして、道徳の時間という中でもいじめを扱うということが必須になっていますので、そういうところでもやっていきます。

それから、そういう教科だけではなしに、全ての教科、いろんな学習活動全体を通じていじめはいけないということの指導を先生自ら自分を語ったりしながらその防止に努めているというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 次に行きます。

千葉の小学校では、学校で行ったアンケート調査で児童がSOSを出していたにも関わらず保護されなかったために残念な結果となりました。

本市でもアンケート調査をされているとは思いますが、これはいじめではと思われるものについて、まず最初にどのような対応をされているのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめアンケートでいじめと疑われる事案があった場合の対応についてお答えいたします。

まず、この千葉県のアンケートは、虐待について子どもさんが発したSOSのアンケートでした。いじめに関するアンケートというふうに認識して議員のご質問にお答えしたいと思います。

市内の小中学校では、年に3回以上のいじめアンケートを実施しています。そのアンケートの回答は、先ほど申しましたけども、担任とそれから他の複数の教員で点検をしています。そして、いじめあるいはそれが疑わしい事案が発見された場合は、すぐに直接その本人から事情を聞いたりして確認をしていきます。また、必要に応じて周りの子どもたちにも話を聞いたり、あるいは保護者さんにも話を聞いたりというふうな確認を行って、

校内のいじめ対策委員会等で論議をしてその防止、対応を検討していくという状況です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 年に3回アンケートをされているということで、やっぱりこれ、野洲市はきっちりそういう問題にこうやって真剣にやっておられるなという姿が見えます。

そういう中で、これはほんまにいじめだ、早く対応しなければならないという最初の認知度が一番重要だと思いますが、重要となる案件について、まず最初に何をされるのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめが重要となる案件といたしますか、いじめ問題が重要と判断した場合には、すぐに校内でいじめ対策専門委員会という校内の組織がありますので、そこで対応を協議して動くことになっております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 重複する部分がありまして、すいません。

いじめが原因で不登校となった認知件数は、小学校、中学校それぞれ何人いるのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申しましたアンケートとかあるいは教育相談を定期的にはやっておるんですけども、そんな中で、残念なことに先般市内の小中学校でいじめ重大事案が発生をいたしております。このいじめが原因となった不登校については、この件1件1人というふうに今のところ認識をしております。

この件につきましては、現在野洲市いじめ問題専門委員会で検証を行っておりますので、全てが完了して答申をいただいて、その上で個人情報に配慮しながらまた公表をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 次、行きます。

長期間不登校になっているいじめられた児童への対応、いじめた側の児童への対応、双方の対応はどのようにされているのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめが原因で不登校になった児童生徒といじめの加害者への

対応についてお答えいたします。

今回、いじめに遭って不登校になった児童生徒に対しましては、ほぼ毎日学校から家庭訪問を行って、その児童生徒の登校に向けての支援や、それから学習支援を行っています。

一方、いじめの加害者側の児童生徒に対しましても、自分のやったことを見つめ直させるような指導を継続して行っています。また、その指導にあたっては、スクールソーシャルワーカー等の専門家も入れながら今協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 長期間不登校は少なくとも学校で学ぶということができていない児童の将来に大きく関わってきます。不登校の児童に対して学習の保障といたしますか、そういうようなことはどのように対応されているのか、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今の件での支援ですか。今の件での支援は、先ほど申しましたように、ほぼ毎日のおうちに伺って学習支援をしたりとか、あるいは何とか放課後少し学校には来られるようになっていきますので、そういうところでの支援を行っています。

それから、あとは、いじめとは関係ない不登校については、ずっと前の質問でお答えしたように、別室指導でありますとかというところで、特に中学校ですと空き時間の先生が教科の授業を展開して支援するとか、そういうことを行っています。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） ぜひよろしくお願ひします。

次、文科省は平成29年度にいじめ防止対策のためのスクールロイヤーに関する調査研究を開始しています。宮城県の仙台市や岐阜県岐阜市では教育委員会がスクールロイヤー制度を取り入れています。本市でもスクールロイヤー制度を取り入れるよう求めたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市でのスクールロイヤー制度の構築についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、本市では学校での問題についても適宜市の顧問弁護士にずっと相談をしております。いじめ問題等につきましても、そういう相談で十分対応できておりますので、今のところスクールロイヤーを教育委員会として別に雇用するというふうなことは考えて

おりません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 弁護士と十分な対応をさせていただいて、またいじめ対策になるようよろしくお願いします。

このスクールロイヤー制度はまだ国が研究開始、少しの県はやっておられますけども、今後また地方自治体にも十分政策を反映していくように私らも国に求めていきたいと思えます。

次の質問に入ります。

2つ目です。

旧中主ふれあいセンター等公共施設のあり方についてお伺いします。

野洲市は旧中主町と野洲町が合併して10月で15年目を迎えます。これまで市まちづくり計画等に基づき合併特例債などを活用しながらまちづくりが進められてきました。高度経済成長からすると、今日の経済は法人市民税の減少や高齢社会が急速に進む中で、介護、福祉等の待ったなしの対応が今求められています。

さて、そうした社会環境において重要な役割を果たしてきたのが公共施設です。

平成29年3月の野洲市公共施設等総合管理計画では、旧中主ふれあいセンターの管理者視点では今後利用検討とされていました。その後、昨年10月に行われた井戸端会議の配布資料では廃止解体という方向性が示されています。理由は、既に条例廃止されているためとされています。

この旧中主ふれあいセンターは、2020年度に社会福祉法人すみれ厚生会が大篠原地先に開設される特別養護老人ホームの工事着手に伴い、移転が必要となる御上会による介護関係事業の移転予定場所として、御上会からの依頼に基づいて旧中主ふれあいセンターの一部を貸し付けることが全員協議会で説明されました。

そこでお尋ねしますが、この貸し付け期間は期間限定ではありますが、ふれあいセンターがまだ使用できる施設であるということにもなります。すみれ厚生会の貸付期間が終了した後のふれあいセンターはどのようにしていこうと考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷正明議員の旧のふれあいセンターの活用と伺いますか、今後のことについてのご質問にお答えをいたします。

位置付けは今おっしゃったようなことです。従前から申し上げているように、壊すのは本市ではありませんし、普通財産にしたのも法的なサービスのための利用がないからしたんであって、使うつもりがないから普通財産にしたわけではないです。

かなり老朽化しています。ただ、緊急避難的に、今ご指摘の福祉団体が、他にいいところがないので、随分逡巡しておられたようですが、老朽化が激しいのと空調等電気関係がかなり効率が悪いということで。ただ、あのスケジュールから考えるとどうしてもということで判断をされて、そうなっています。福祉団体と御上会両方の意向ですけれども。

そもそもあそこはご存知のように旧中主町が福祉的な機能としてやっけていまして、私になったときにはまだ社協が入っていて、無料のお風呂があって、トレーニング室があつてということでした。お風呂の水回りがもう傷んでいるということで、直すということでもう試算してもらったらかなり大きな経費がかかるということと、多分その前後でしたか、あそこで、昔風の銭湯風のタイル張りでしたから転倒されて最終的には亡くなられたんですかね。そういうことが私になってからあつたと思います。ということで、もう閉鎖をしようということになりました。私もなったときにはまだ活用されていましてから、現場を視察に行きましたけど、その事故のときじゃなしに。ということで、あそこはもう使わないと。

それと、トレーニング室も1回入れた機器ですから、ああいうのも更新しないとだめなので、それも更新はできないと。巨額なお金がかかりますから。

最後に、今社協だけが残ってお守りもしながら使おうとおっしゃっていたんですが、次の段階で、実質ほとんど市が補助しているわけですが、光熱費は。余りにも光熱費の金額が高すぎるので、北部合同庁舎に入りたいということで。

一番最初の北部合同庁舎も、ご存知のように、遊休施設にして、3案あつて、売却するとか、あるいは何等かの活用とかあつて、最終的にあつたんです。そのときにも社協に声をかけたんですが、もう少し頑張るとのことやったんですが、最終的には、結果的に無理してあいていた会議室を今社協が使つておられるということです。

ということは、活用の見込みがもう全くないので、普通財産にやったということです。

さっきからいろいろお願いをされているんですが、本当に子育てとか子どもの方にどんどんお金をやっています。今日の他市の給食を見ていただいたらわかると思います。その負担は今中学校まで地産地消で直営で、安心して食べていただける給食を、今日ちょっとまた事故があつたようでして、人体は大丈夫なんですけども、ボルトが、破片が混ざつて

いたということで対応して、供給いたしました。これ、全部正直に出しているからそうなるので、おそらくよそもあると思うんですけども、まあ、でも、それも正職員と嘱託さんが頑張ってくれている。そこまでのサービスをしています。

ですから、あそこに建物があるから直しに行っておうという余裕がありません。

ただ、あその場所というのは有名ですから、あの建物、本当に、この間も職人に見に行ってもらったらもう裏の方がかなり老朽化していて、再利用は厳しいという報告を受けています。ですから、そんな状況ですが、あのエリアに今たまたまですけども、訪問看護も入れています。訪問看護等については市が責任を持とうと思っていますから、まあどうするか。

私、壊すのは本意ではないし、できるだけ、活用というよりは新たな拠点が可能かどうかも含めて検討はしたいなと思っています。

次に通告されている質問とも絡みますけども、不思議なんですね。合併したからといってコミセン2つつくってしまったわけですよ。豊積の里ふれあいセンターという。じゃ、その容量、キャパシティはどのようにするのか、維持管理費、どのようにするのか。調べましたが、全然考えられていません。コミセン2つは要らないと、もう私、市長になったときに地元の人もおっしゃっていたのにできてしまっている。そうすると、新しい使い勝手のいいところを使う。ほな、自ずから使われなくなっているということになっています。

それと、さっき、いじめですけども、さっき東郷克己議員は報告をもとにして鋭くご指摘いただきました。もともと去年の年末に一報があったときに会議があるということのも秘密にしようということだったんですけど、何とかぎりぎりに私は公開してまいりました。その後の動きも明かしていたんですけど、全然公開されない。この間皆さんにお出ししたのも、私が最終責任ですから、いじめ問題は。ただ、今は教育委員会が持っている委員会でやっているんで任せていますけども、あのスケジュール、過去のスケジュールを見ていただいたら、ぜひあれをもって指摘をしていただきたい。

さっきお褒めいただいて、野洲市はきちっとやっている。いや、とんでもないんですよ、もう重大事案。私、去年の12月に一報を受けたときに、これほど。従来から、私、人権のまちとは言っていないんですよ。人権のまちでいい気になっていたら危ないですよ。さまざまな問題が本当に起こっています。私、就任したときに野洲は人権のまちと言われていたけども逆ですよ。当時人権団体の方と交渉しました。人権のまちやと、うち、やっている。じゃ、保育園が大半耐震できていない。学校の耐震も半分や。これ、皆さん

方認めてこられたんですか言うたら、いや、そんなこと、私たちが知ったことじゃないと。これがその人権なんです。だから、ぜひもっと厳しく。まだ私、報告を受けていないので、報告を受けたら、場合によっては市長の権限で開く第三者委員会もありだと思っておりますので、さっきえらい穏やかでしたけども。

それと、ついでで、さっき田中議員にはいいご質問をいただいて、今、これいただきました。政治性、党派性なく、これ読んで本当に残念です。すごいことですね。これ、広島、長崎に配れるのかなと。福島県に配れるのかなと。3回も被爆被害を受けている世界で唯一の国ですね。4回目、あるんですよ、福島でね。私、ノーマークで今さっき秘書課長に持ってきてもらって、文科省がという。今日の新聞、見られたら、石田総務大臣が厚労省に譴責しています。あの統計で。省庁間でもそうなのに、自治体というのはガバメントなんです。だから、日本には3層のガバメントがあって、一応対等なんです。だから、文科省が言ってきたからよろしいなんていうの、全然だめですし、ちょっとこれはまた別途今読んでみて、もう何かどこへ戻ったのかなと。昭和20年より前に戻ってんのちゃうかなというぐらいに厳しい。原発を即時中止という話があったときに、私は一番穏やかで、やはりエネルギー、滋賀県の状況を考えたいというので調整しました、市長会で。決して原発、かりかりの反対みたいな人いますけど、でも推進でもないけども、中立だと思っておりますけど、これは広島、長崎、もうこれやったら修学旅行に広島、長崎、ましてや沖縄、行っている意味、全くないですよ、これ。これ、すごい。また1回、今は教育委員会制度で市長権限になっているので、もう1回きちっと検討させてもらいますし、もう終わったら即教育委員会と話をします。

そんな中で、今、施設のこともしっかりやっているということで、少し遠回りになりましたけども、ぜひもっともっとシビアにいじめ問題も追及いただきたい。ただ、施設は本当に財源と使うか使わんかなので、単にあるから使えという、そんな気軽なことで今済まない状況だと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 市長が先言われましたように、このふれあいセンター、デイサービスや安価で市民が憩えるお風呂の入浴もすることがかつてはできました。これからも十分議論されながら使用の方法も検討していただきたいと思っております。

住民からは、中主から何もなくなるな、今後この地域の将来を危惧する声を聞きます。

国はコンパクトシティの推進や平成の大合併、この公共施設総合管理計画で総務省からそういう管理をどうするんやと、そういうのを地方自治体が求めていますけれども、やはり市内の公共施設は地域の目的に沿った役割をこれまで果たしてきています。これらの施設は当時職員と町民が共につくり上げてきた宝です。それだけに、ほんまにコストだけでなく市民の立場に立ったまちづくりの観点で検討していくことが求められます。市の将来を考えれば、過疎化や少子高齢化対策として駅周辺に集中するのではなく、過疎化の進んでいる場所こそ人が憩い集まる場所が求められます。ふれあいセンターは、将来集約ありきではなく、高齢者の健康促進の施設として、あるいはまた若者がもっと使える場所として活用できないか、再度答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき申し上げたように、コミセンが2つあるわけですよ。人口、そんなに増えていません。

ただ、今中主とか野洲とか、私、言いたくないんですが、少なくとも西河原、吉地は地価も上がっていますし、本当に活気づいています。まだまだ土地のニーズもあるし、お店も出店しておられます。何か見捨てられているとか、それ、本当ですかね。それ言い出したら、もう南櫻とか議長の地元とかたくさんありますよ、そんな。何かそういう対立をおおるような、どうかなと思いますけどね。

北部合同庁舎も責任を持って、本当に何億円もかけて再生してやりました。そして、今度は兵主の駐在所も提案されたら市有地をお貸しすると。厳しい中にも解体費も使って、結局、土地、売れないので解体費はもう市民の税金で丸抱えになっていますよ。壊して売るんだったらいいですけども。

決して冷たくしませんので、さっき言ったように緩やかに考えようとは思っていますが、高齢者の、若者のと言われたら、もうコミセンになるわけですけども、むしろ、反問するようなものではないんですけども、具体的に何になったらいいのかという、もう少し絞り込んで。そして、これだったら東郷議員は使いますよというようなものを提案いただきたい。

そこプラスまだ市民交流センターも、私、本当になって次の月からとめに行ったんですけども、約束だと言われたのであそこにつくりました。場所はちょっと移して小さくしてですけども。そやから、3つできているんです、合併して。公共施設が。そこに北部合同庁舎を生かしているわけですから。

そういう状況の中で考えたいと思っています。

次の質問も一緒ですね。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） このふれあいセンターとかこういう問題はこれまで学区の連合会の方も一貫して利活用を求められる要望も出されていると思います。前向きな回答がされていないという、そういう声も聞きますが、市民の声を生かした施設のあり方を改めてお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、何ができたら使われますか。ただのお風呂だったら使われるということですかね。

コミセンと同じような機能を今東郷議員は求めておられるんですね。

○15番（東郷正明君） いや、ではないです。

○市長（山仲善彰君） いや、ほんじゃ、もう少し具体的に、これをつくってほしいとおっしゃったらそれを検証してできるかできないか考えますけども。

そうか、例えば訪問看護ステーション、決まっていませんけど、あとは市が持ちますから、例えば訪問看護ステーションをあそこに残しておく。

昨日もこの質問があるから、昨日か一昨日議論したんですが、多分あのままの建物では無理だろうというのが職員の見解です。老朽化し過ぎているのと、古い設計なのでもう電気が物すごい無駄なんです。そこが一番ネック。それと、湿田の上に建っているのもう生きているとき、生きていると言うたら変ですけど、活用しているときでもインターロッキングはもうでこぼこになっていましたね。だから、地盤が物すごく緩い中に、あんまり地盤をきちっとやらないでわかづくりしていますから。そういう意味では、もう一度きちっと建て直すとかというぐらいのことをやらないといけないんですが、そうやった場合、具体的に東郷議員は地域の声として、東郷議員からいったら少し離れていますけど、あえてお使いになるわけでしょう、自分で。欲しいとおっしゃっているわけですから。自ら欲しくないものを要望したらだめですから、もう少し具体的に絞り込んだご提案をぜひしていただきたいなと思いますけど。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 高齢者の健康促進、介護とかそういうような事業も、コンパクトでもいいからやっぱり使用できるように市はしてほしいと思います。

時間がないから次に行きますけども、さざなみホールについてもお尋ねします。

さざなみホールは駅前の野洲文化ホールと施設目的等が重複しているため、集約の方向性が出されていますが、このホールは黒川紀章さんの設計により当時鳴り物入りで建設された建物であります。旧中主の象徴でもあります。

開館されたのは1992年ですから今年で27年目ですか。今日では、歌声喫茶や音楽教室、また若者の楽器演奏の練習にも使用されています。この貴重な公共施設の役割を果たしているさざなみホール、利用されている人からは使えなくなると困るという多くの声を聞いています。駅前に文化ホールがあるから要らないとはならないはずですが。安価で利用できる施設は住民への公共の福祉としての役割を果たしてまいります。大ホールは497席ですが、知恵と工夫をすればまだまだこの施設は利用価値が生まれるのではないのでしょうか。今後のさざなみホールの方向性について答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さざなみホールにつきましても、市の計画の中で位置付けを示しています。

ただ、これも、私、何も壊したくないわけです。それと、黒川紀章さんの建築も私は大好きですし、貴重なものだと思っていますが、もともと無理がある建築ですね。あそこ、タージマホールみたいに水が張るようになってはいますが、水が張れていません。本来の設計が欠陥なんですね。ご存知のように、田んぼより低いところに地下室とか座席がありますから、もうぎりぎり水がついてくるわけです。田んぼの水を張られたとき、本当に危険な状態なぐらいになるわけで、いわゆる、欠陥という失礼なんですけど、デザインはいいですけども機能とか耐久性とか考えると問題ありの建物なんですね。そやから、そこを反省するのかどうか。今おっしゃった歌声喫茶とかそういったことだったらコミセンでも十分できるのではないかなと。

もしか本当にキャパシティーが足らなければですけど、今実態を見ていますと、ひょうずコミセンと中里のコミセン、2つありますし、市民交流センターもありますし、容量は満ちています。あと、B&Gの体育館も大改装しましたから、結構公共的な施設はあるわけです。B&Gも随分お金をかけて全面改修したわけです。その上に本当に必要なのかどうかを1回真剣に、ここでやっている相互にしゃべれませんね。昔の糸電話みたいなものですから。ぜひ膝を交えてしゃべる機会をつくらせていただいた上で建設的な議論をさせていただきたいというふうに思っています。

ついでに申し上げておきますと、さっき、省庁間ですけど、お昼休みちょっとネットを見てたらDL法、ダウンロード法、これも法改正、もう閣議決定直前にある閣僚経験者から連絡が入って閣議決定を控えた。欠陥法律なんですよ。だから、国だから正しいと思ったら大間違いで、国だから間違うかもわからんというのがあって、私も間違うかもわかりませんから、もっともっと厳しくご指摘いただきたいので、こんな簡単に答えられるご質問はちょっと残念だなと思うので、もっと厳しいご質問をぜひ、提案を含めてお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） このさざなみホール、建設された当時は野洲と中主が合併する以前で、野洲と中主が合併する、その前には守山市との話もありました。そういう中で、この施設が、さざなみホール、つくられているんですけども、当時の中長期的なコンセプトができていなかったのと、また、あの建築というのかあの建物、確かに欠陥いっぱいあると思います。それは考えますが、やっぱり、そやけどあれだけ税金を使って建てたまちの宝ですから、やっぱりこれが施設を使わない手はないと思うんです。若者が歌やロックなど安価で使える施設として有効活用すべきだと僕は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。もっともっと若者の声を聞いていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今安価とおっしゃったんですけど、あれ、大規模改修しないといけませんから、低く見積もっても3億、何もかもやるとおそらく5、6億以上はかかると思います。これから投資しないと。ひょうず、なかさとコミセンも今もうほぼ10年超えていますから、今しのはらをやっていますけども、軽く億単位かかります。本当は来年度ぎおうの取っかかりなんですけども、もう学校2つ抱えて厳しいので、もう1年待ってもらうことにしています。

（発言する者あり）

○市長（山仲善彰君） みかみももう今ぎりぎりになっています。

もう1年って、1年だけです。お約束したとおりですよ。しのはらを。来年やるでしょう。来年度ですよ。だから、その次にやりますから。並行しては、2つはさわれませんということ。

みかみももうかなり厳しい状態になっています。同じころにできていますから。

そして、やすのコミセンをどうするか。これ、課題なんです。やすは気の毒に昔の公民

館を使っておられます。それで、そのうちにもう20年経ったら、エアコンは大体15年ぐらいなんですけど、もうなかさとのコミセンとひょうずのコミセンのある程度の大規模改修、やらんといかんわけです。

議員さんも一緒にやっぱり、財政も、そして虐待も、いじめも、同じ、私のやり方で全部風呂敷を広げて皆さん一緒にやりましょうと言っているわけで、私に幾ら要望していただいてもお金がどうなっているかは、もう皆さん、よくご存知のとおりです。だから、中学校給食をやめて、先生に買い出しに行ってもらってもいいとおっしゃるんだったら。私は認めませんよ。認めないけど、東郷議員がそのぐらいの覚悟で言っていたら。あるいは、学童の指導員さん、私は2人を堅持したい。でも、そちらからは1人でいいやと言ってもらったら、そしたら皆さん、ああ、東郷議員のところも税は増やさんかわりに学童のサービスを落としていいと言っておられるんだというのでうまく理解が行けると思いますが、いい格好ばかりされていたら、制度の改正は反対、でもものは残せと。安くサービスの裏には何があるかと言ったら市民の税金を入れていかないと安いサービスは続かんわけですから。

ぜひ膝交えてしゃべれるように、公開でやりましょう。何回も申し上げるように、そう簡単には維持ができるものではないと思っています。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 確かにコストかかり、大変な問題やと思いますけども、やっぱり市民の声がありますので、その辺は頭の片隅に置いていただきたいと思います。

時間がありませんので、次に行きます。

3つ目、障がい者に優しい循環バスについて。

全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する。今日の社会環境の中で障がい者にとって日常生活の中で暮らしにくい状況がたくさん生まれていることを感じるものが少なくありません。だとすれば、例えば視覚障がい者は車窓から風景が見えなく、降車する停留所がわからないなどの不具合が発生しています。

そこで、視覚障がい者にとって声の案内は非常にありがたい手助けとなります。運転手がマイクを使って案内する等の方法も検討できないのか。また、聴覚障がい者は目で見えるデジタル表示で画面での案内表示があれば大きな手助けとなります。目で見えて確認できる画面表示等の対応を求めたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷正明議員の障がい者に優しい循環バスについてということで、1点目の音声案内やデジタル表示案内についてお答えいたします。

三上コースを運行しております32人乗りの小型バスは、デジタル表示案内はございませんが、音声案内を行っております。また、他のコースを運行しているコンピューター車両、こちらの方には音声案内やデジタル表示案内は設置してございません。ただし、運転手には車内アナウンス等利用者への情報提供等を正確に行うように指示をしております、利用者に配慮した運行に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 三上コースの中型バスでは運転手のマイクで案内されています。時々案内がないという問題もありますが、他のコースのワゴン車でもこのマイクの案内はワイヤレスマイクなどを使って案内はできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） ワイヤレスマイクを使つての案内ができるのではないかとというご質問でございますけれども、現在コンピューター車両には、音声案内、付いておりませんけれども、車内の幅とかそういった感じをイメージしていただければわかると思っておりますけれども、運転手が声をかけながら案内をさせていただいているところでございます。

また、コミュニティバスの利用者という方はほとんど、もう約8割、9割方が常連さんというような、常に利用していただいている方でございますので、そこら辺は運転手さんと情報共有しながら、運転手さんが変わっても、例えば目の不自由な方がここで降りられるというようなところは情報共有しておりますので、丁寧な対応をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 乗っておられる方はほぼ常連さんだとは思いますが、新たに乘られる方もおられます。視覚障がい者もやっぱり行動すること、生きる権利で保障されていると思うんです。視覚障がい者になったつもりで、例えば、バスに乗って、アイマスクをつけたらどんな感じかわかると思うんですよ。そういう障がい者になったつもりで優しい行政のサービス、また今後検討していただきますよう、お願いします。

次に、車椅子の方は民間バスやコミバスは三上コース以外は乗車することができない状況となっています。車椅子の人にとって大変不便な思いを感じられているのではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

現在車椅子の障がい者には、申請すれば福祉タクシーチケットを年間36枚つづりで渡されています。車椅子でのバスに乗車できない人のための対策としては十分ではなく拡充を求めたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、東郷議員の車椅子利用者へのタクシーチケットの拡充の件についてお答えをいたします。

ご質問の障がい者を対象とした福祉タクシーチケットにつきましては、本市の制度では心身障がい者燃料費タクシー利用助成事業でございまして、自動車燃料費またはタクシー利用料金の一部助成の選択制で助成対象者の範囲はご質問の車椅子利用者に限らず身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A判定所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者としております。

年間の交付枚数はご質問のとおりですが、腎臓機能障害のある方で人工透析を受けている方へは2倍の72枚を交付しております。現在の交付枚数につきましては、平成22年度からの旧循環バスからコミュニティバスへの変更に合わせて年間25枚から36枚に増やしております。タクシー利用の換算では1枚当たり600円の25枚で合計金額は1万5,000円から改定後の1枚当たりは500円に下げたものの、36枚に増やしたことから合計1万8,000円増額、率にして2割増とした経緯があります。

自動車燃料費またはタクシー券をお渡しする方は年々増加傾向にはありますが、この券をご利用いただいている利用実績につきましては、平成29年度では交付枚数に対する利用枚数は87.1%となっております。議員ご質問のバス乗車できない人へのチケット拡充につきましては、現実の問題として個々には利用に多少の差はあるものの現在の全体の利用実績からその必要はないと考えております。

なお、参考までに移動を支援する障がい福祉サービスといたしましては、介護者の支援による移動支援事業や同行援護サービス、また重度身体障がい者を対象とした自動車改造費助成があり、これらをご利用いただいている方々も年々増加していることを申し上げます。

以上、お答えいたします。

○市長（山仲善彰君） ちょっと追加します。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今部長がお答えしたとおりです。

もともとは旧野洲町のバスを合併してから同じやり方で中主も走ってもらっていました。料金は結構高かったです。菖蒲まで470円でした。小型化をして小回りがきいて路地も入っていけるという要望で、当時はやめとけというご議論もあったぐらいです。空気、運んでるんかいうので。それを切り替えて、そのかわりリフト付きにできないので、1コースだけ残しましたが、あえてこちらからタクシー補助を2割上げに行ったんです。当事者から要望もなくて。それも一番厳しいときにやりました。

今この厳しいときに、何回も言いますけども、今提案している重大な案件への賛否も示さないで、ずっと東郷さんのは政策論議じゃなしに、全部裏は、優しいとかおっしゃるけど、全部財政論議になるわけですね。だから、歯どめがきちっときくんだったら部長もみんないい答えができます。特に東郷さんのご質問に対しては。ぜひ閉会日までにご検討いただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 1カ月に36枚、ほんで人工透析の人、この倍の72枚でしたね。

（「1年間」の声あり）

○15番（東郷正明君） 1年間。ほんで、それでいくと、これ、1枚いくらなのでしょう。

（「500円」の声あり）

○15番（東郷正明君） すいません。

この金額からいくと、例えば私が家から野洲駅まで乗ろうとすればもう片道だけで千幾ら要ります。ほんで、この3枚でもう、ほんで1回で終わってしまいますやん。やっぱりずっと生活がある中で、やっぱり行動できない、こういう状況が生まれます。

この今後の高齢化社会の中でこのような方の移動をどう保障されるのか、これは野洲市だけの問題ではありませんけれども、その辺どのようなお考えかお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

（発言する者あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 1 9 分 休憩）

（午後 3 時 2 1 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） ご質問、高齢者ということですが、障がい者も含めて同じ制度を持っております。

参考までに申し上げますと、現在の枚数につきましては、湖南管内 2 枚で 1 2 回、2 4 枚ということです。単価は同じ 5 0 0 円です。ということからしたら、うちは 5 割増しという状況です。

先ほども申し上げましたように、うちの、個人差はありますけども、8 7. 1 %ということです。個人差、ありますので、たくさんご利用なさる方は不足という方もいらっしゃいますが、そんな青天井に制度をつくるわけにはいきませんので、現在の近隣の状況、あるいは利用者数からしたら現在の制度の枚数は一番適切かと思っております。

それから、高齢者につきましては、あと、げんきカードでいろんな利点がございます。サービスさせてもらっておりますので、そういうことも含めまして、総合的に捉えてご判断をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1 5 番（東郷正明君） 先ほど利用者率も言われました。この利用者率が少ないのは、やっぱり何回も乗れない、そういう状況からもこの利用される方も少ないのではないかと思います。

それともう一つ、さっき言われました人工透析、これやと週に 2 回、3 回ぐらい病院に行かなければならないと思いますが、これで、このタクシーチケットでどれだけ行けるのか。足りないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 政策議論なのか財政議論なのかですけど、補助なんですよ。野洲市の場合は、図らずも言いましたけど、都市計画税、もらっておられるまちよりもまだ手厚くやっているわけですよ。ここまでやっているのに、まだ増やせとおっしゃるのか。

それと、透析の全てはカバーできません。障がい者の方やったら障がい者の別の制度も

ありますし。ただ、そこを少し促進しようということでのことで、今の東郷議員の発想で言えば、全てをこの補助金でカバーしましょうということになりますから、それを言い出したら透析の方だけでなく他の病気の方でもタクシーを使っておられるかもわからない。その方も同じように均等にやらんとだめなんです、一定の制度に関わっておられる方、障害者手帳を持っておられるとかの方については、いわゆる一部補助、そういうのをかなり手厚くやろうとしているわけで、今の論理で、これで足るか足らんか言われたら。でも、それでも今8割ぐらいしか使っておられないので、これが満杯だったらまたどうかですけど、財源の見合いもありますけどね。もうこのあたりでご納得いただかなければ、何かあれですよ。もうごねておられるという言葉は悪いけども、すっとんやっぱりもっと評価した上で建設的にやらないと。

だから、さっき言ったように、本当に財源をもっと安心できるように、よそよりも本当に市民に還元しているつもりです。このあたりも経常経費比率が高いあらわれなんです。どこをついていただいてもごまかしていないというのは出てくるでしょう。よそよりもきちっとやっています。

ただ、これ以上に言われると、まあ閉会までのご検討いかに関わるという。もうこれで打ちどめにさせていただきたいと思えますけど。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 総合的に福祉、守山市とか、言っているのかどうか、周りの市町村と比べたら生活困窮者とか生活再建のための管理条例、これ、きちっと先進的な分野でやっておられます。そういうたくさんの方がこの野洲市に生活困窮者とかそういうことで視察にも来られていますし、私も枚方に野洲の生活再建のための管理条例、これを講演してくれと言われて行きましたけども、やっぱりそういうところでは野洲市のPRもよそでやっております。またそういうPRもできるように他の福祉施策も今後進めていただきますよう、よろしく願いしまして、今日の質問を終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。再開を3時40分といたします。

（午後3時25分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第10番、稲垣誠亮議員。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 第10番、稲垣でございます。

本件質問の趣旨は、市民に対してリスクの部分説明を行うことが趣旨になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、1番目の市立野洲病院移行後の医師勤務体制についてお伺ひいたします。

1問目ですが、平成31年7月開院の市立野洲病院の医師体制についてですが、急性期を行う上で重要な麻酔科、これはT医師と書いてありますが、N医師に交代とありますので、N医師交代と前提で質問させていただきます。

N医師の勤務体制はどのようなものを予定しているのか。当直体制を含め、お伺ひいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 麻酔科が一番重要な要の1つですから当然常勤であります。

残念ながら、何か途中から野洲病院、常勤でおられたのをやめていただいたという本当に信じられないことになってはいますが、きちっと常勤の医師を確保しています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今回の質問に関しましては、プロパーの独立行政法人病院事務職員の監修、政策教授をもとに行わせていただいております。

今回、この外科手術については麻酔科医師の執刀というのは必須だと思うんですが、これ、常勤医師はこのN医師1人のみなんですか。

○市長（山仲善彰君） あとの通告していただいている質問を見ていると、稲垣さん、病院に反対なわけでしょう。私のところは全部情報開示……。

○10番（稲垣誠亮君） いやいや。

○市長（山仲善彰君） いや、もう反対じゃないですか。何回でも、ここ7、8年。

○10番（稲垣誠亮君） いや、それは答えています。

○市長（山仲善彰君） 1時間ほど質問にも答えただけども、要するに常勤を位置付けて、常勤ですからフルタイムですね。当然非常時の手術も発生しますから、そこは非常勤の組み合わせとオンコールでやります。

あとの、これ、また計画、示しますから、今は野洲病院の医師体制がどうだったかというのを公表いたしました。これ、野洲病院ですね。新病院については、今19人。昨日も、今週何回もいろんなところへ回ってきましたけども、昨日も神経内科の位置付けと医師の数をどうするか議論しましたけど、大ベテランというか、大権威に相談したら、さっき何かでおっしゃったように、人の数も大事けどやはりいかに見立てがきちっとできる医師

を確保するのか大事で、1人か2人というよりは1人がきちっとやれる医師がまずいないことにはということなので、そういう方針でやりますけども。

あとの質問、またある段階できちっと具体的な情報をお出しします。これ、いっぱい聞いてもらうことになってはいますが、残念ながら答えられないと思います。秘密という意味じゃなしに。

どうも勘違いしておられますから。毎回言っているように、係長になるのか、もう組織内でやっていること、秘密じゃないけども、組織内でやっていることはある程度まとめたらきちっと野洲市の場合は公開しています。

ということであります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、まあそんな焦らず慌てていただかなくても結構だと思います。

これ、N医師と交代ということで、新人の先生ということなんですが、では、この新人のN医師が公休日の場合はどのように対応されるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、私、言ったじゃないですか。非常勤とオンコールで対応すると。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、それは夜間も同じですか。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○市長（山仲善彰君） 幾らでも答えますけども、当然そうですけども、もっと大きな問題じゃないですか。

稲垣議員は病院、本当に成立すると思っていますか。私は絶対成立させようと思っていますけども。市民の期待に応えて。本当に厳しいんですよ。賛成いただいてさえも厳しいのに、あなたはふらふら、ふらふらしていて、どっちに賛成なのかわからない。

○10番（稲垣誠亮君） いや、していません。はっきり言っています。

○市長（山仲善彰君） 賛成なんですか。

○10番（稲垣誠亮君） いや。

○市長（山仲善彰君） じゃ、今議会、病院関連予算、賛成しますか。

○議長（橋 俊明君） 冷静に対応お願いします。

○市長（山仲善彰君） いやいや。しますか。都市計画税、賛成しますか。

あのね、もてあそぶような議論は全く意味がない。今日も、建設的なご質問も、昨日もいただきました。でも、評価するわけでないし、私は全部答えますけども、1日遅れで訂正してくれとか、何かそんなね。

そして、この質問、物凄く細かい。オンコールで対応すると言っているじゃないですか。非常勤じゃなしに常勤を確保します。今、現野洲病院は非常勤で厳しい状況だから、きちんとまず常勤は確保しますと。もうこれで大体話は決まりますよ。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それをやはりプロパーの自治体病院とか、例えば独立行政法人の病院の現場の事務職員がどうこの視点で見ているかということを僕は今回、今日は述べさせていただきたいと思います。

じゃ、2番目に移ります。

同じく整形外科G医師は、当直対応にもかかわらず短縮勤務希望と併記されています。勤務体制の説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだ7月からなのでね。7月に採用するわけですが、基本的には。一部4月採用もあります。勤務体制までまだ組んでいません。組めますけども、組んでいません。

Tさんとかいうのは、これはわかりやすいように固有名詞を出していますがプライバシーだからフルネームは出していませんけども、Tさんと他の方がどうするとか、これ、今の段階では誰もまだわからない。まだわかりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 短縮勤務というのはどのようなイメージですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 短縮勤務、わかりませんか。

○10番（稲垣誠亮君） いや、でも、いろんな広義があると思うので。

○市長（山仲善彰君） いや、まずあなたが思っておられる短縮勤務を定義して下さい。

○10番（稲垣誠亮君） それ、僕に聞かれるんですか。

○市長（山仲善彰君） 反問じゃない。厳密に質問して下さい。端的に答えます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 1つの例として、日勤の勤務というふうに。1つの可能性としてはそういうものもあると思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 意味がわかりませんがね。要するに短縮勤務というのはフルタイムでないという場合と、フルタイムですけども子育てがあつたりして本来だったら5時半とか5時15分、それを4時で、フルタイムと同じ形だけど毎日4時で子育てのために退勤されるということも想定しています。

これは、今野洲病院でも、私になってから滋賀医大からの提案で女性の医師3人を実質2人の給料でしか動けないけども補助してほしいと言われて、そのシステムは今入れているわけですね。その分も今野洲病院には補助しています。だから、同じように、滋賀医大、一生懸命女性医師の働き方改革でやっているのを先取りしていますから、その場合もここに入っています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということであれば、5時間以内ということも可能性としてはあるんですか。

○市長（山仲善彰君） 答えません。意味がない。

○10番（稲垣誠亮君） いや、簡単な質問だと思います。重要なことなんです、これは。後々続いてくるんですから。重要なことです。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これから柔軟に考えますから、当然それもそういう条件で示された場合で、その方の能力と意欲があつたらそういう勤務体制も制度設計をいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、同じく産婦人科、3番ですが、I医師、健診科J医師も同じような考え方でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだそれは今内定をしようとしている医師であつて、もう1回勤務条件、今内定ですから、まだ勤務契約、やっていませんから。

だから、さっきから言っているんです。そこまでの話は答えられないというね。Tさんとか何とかさんというのは。その裏には固有名詞が隠れているわけけども、基本的にはフルタイムの方と、そして今の調整した勤務体制の方を置いてあるわけですけど、それは、

その裏には固有名詞がありますが、今Tさんと言われたら本人はご自分とわかるわけですよ。職員もわかるわけで。その方の勤務条件の調整はまだ一切していないから。秘密じやなしに、まだ答えられない内容を突き詰めようとしているわけで、いかに矛盾した質問かわかるでしょう。

いや、これがわからなかったら、物事の経営ってできませんよ。

○10番（稲垣誠亮君） いや、重要なことなんです。

○市長（山仲善彰君） いかにも、何かね、答えられないみたいな体裁をこの事業で。

○10番（稲垣誠亮君） いやいや、違います、違います。

○市長（山仲善彰君） いやいや、本当、本当。いや、違うことない。わかります。物事の文脈がわかる。全く答えられないことを市長が詰まっているとか。

○10番（稲垣誠亮君） 出しているじゃないですか、これ、だって。

○市長（山仲善彰君） ここまで普通は出さないんだけど、本来民間病院の厳しさというのを、野洲病院の厳しさをきちっと正直に出して、もう1回切り返してやっているわけで。あえて言えば、すごいことが行われていることがわかった。本当にすごいことが行われていますよ。ここまでやるかということもある。当然出てきますよね。

○10番（稲垣誠亮君） どういうことですか。

○市長（山仲善彰君） もうだから、今のご質問の背景もわかります。本当にわかるんです。私が言っていることは、職員はわかるんです。多分。

○10番（稲垣誠亮君） 僕、わかりません。

○市長（山仲善彰君） わからんでしょう。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○市長（山仲善彰君） ああ、健全ですね。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、質問ちょっと省略していきたいんですけど、消化器内科のH医師、こちらも短縮勤務希望でありますし、リハビリ科K医師、こちら非常勤職員の方ですが、こちらも短縮勤務希望という実質的意味もあると思いますので、これはもう尋ねるのは省略したいと思います。

5番に移ります。

同じく当直対応医師A、B、C、Gが4人しかいませんが、医師の過重労働の観点から

当直体制に支障はないのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだ全部の医師の内定もしていないし、具体的な勤務条件も決めていないのに、そこは今答えられないです。秘密じゃなくて、まだ制度設計、人事体制設計がこれからです。7月から引き受けるわけですから。

まだ、今野洲市役所の4月からの体制も決まっていませんよ。4月からの。組織運営するというのはそういうものですよ。ましてや病院の体制って、これから4月、5月、そしてきちっと7月から体制を整えて責任を持って運営をするわけで、今Aさん、Bさん、Tさんで答えられるような状況では全くないです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 本当は診療科で答えたいんですけど、診療科だけではこの質問が成立しないので。申しわけありません、その点は。

これ、今の答弁であれば、例えば、じゃ、非常勤のアルバイト医師のみで当直体制を維持することがあるというふうに解釈できる。そういうことがある可能性が否定されていないと思うんですが、その点をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的には常勤医師の体制で賄います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） なお、この4人であれば、医師の過重労働の観点から問題があるのではないかとということを申し上げております。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、ほんで経過報告をしているだけのことであって、全ての情報をまだ出していないわけですよ。出していないというか、出せない状況なんですよ。今まだ医大に行ったり関係機関に行って医師の確保をやっている最中だから。

だから、途中情報を出しているからいうて、先般からも、職員と言ってたんですけど、全員協議会。これ、月1回公開でやっています。これ、ぜひ私がということで、私が最初に就任したときは、ここにおられる方もご存知だと思いますけど、全協というのは時たま全協であって、秘密会でした。新聞記者は壁に耳をつけて聞いていました。私はぜひ公開でやっていただきたい。県議会でも秘密会だったんですけども、全ての情報をお出ししましょうと。

だから、政策形成過程情報を出しているわけで、その前提で話さないと、Tさんが書いてあったらまだTさんという想定で今内定、事前とかやっている。でも、そこまで今出しているんですよ。

いや、もうこれから本当に対応を考えて、さっきちょっと議長にも申し上げたんですけど、毎月全協、もうやめようかなと。こんなことをやっている議会、全国に私はないと思いますよ。これ、野洲市独特で全て出します。さっき講師に行かれたと言いましたけども、聞かれたら全協公開しているかとかですね。ましてや、職員がインタビューを受けても、議員さんから問いかけがあっても、出してもいいかどうか、もっと管理していますよ。私はもう全然そのつもりもないし、これからやるつもりもない。

だから、今の質問スタイルは、何かいかにも秘密があってとか破綻しているみたいに見えますけども、現時点でそれだけきちっと整っています。それが、勤務体制がどうのこうのというところまではまだ行っていませんよ。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、個別の医師のアルファベットのことはもうこれで終わりにしたいと思いますが、であれば、1つだけちょっと再確認ですが、じゃ、非常勤のアルバイト医師のみで当直体制を維持することはないというふうに解釈してよろしいですね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そういう方針でやりますけど、昨日の建設の契約と一緒に、一切これで上がらないようにという約束をとれというのと一緒に、そこはここでは約束できません。

だから、順番に医師を確保していったいい状態にする。ただ、過重労働とかそういうことは一切しません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そういうことになってくると、入院患者の立場からすると、常勤の当直医師がいることが約束されていないということは不安要素となるわけなんです。

そうすると、市民が入院時に病院を選択する際に野洲病院が避けられて、外来収益、新病院効果が想定を下回ることもあり得るということを申し上げています。その点に関して、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そうならないようにします。もうそれだけしかないじゃないです

か。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 結局、これ、非常勤医師というのは小中学校の非常勤講師と同じなんですけど、時間外勤務のアルバイト医師のことなんです。

計画では、これ、62名の嘱託非常勤のアルバイト医師が投入されることになっていますが、これ、常勤医師の規模と比較しますと3倍とって高く、大変この点は不安定要素を抱えているのではないかと申上げています。その点、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご指摘ありがとうございます。問題なしにやります。

どうも時点が違うんですよ。

○10番（稲垣誠亮君） いや、最新の情報をもとに。

○市長（山仲善彰君） いやいや、経常収支比率を将来にわたって求められたのと一緒で、本来立ち上がって、つくって問題があったらご指摘をされたらいいわけであって、本当に今すごいことをやっているわけですよ、作業として。それを今の稲垣議員に一タリアルタイムでは言えないし、まだ今閉じていない輪も存在する。そこを7月までにきちっとやろうとしているわけですよ。そういう物事を具体的に考えているだけとか要望しているだけでこれだけの大事業はできるはずないじゃないですか。だから、職員も動いている、いろんな方も今協力して動いていっている。その中で体制を整える。その一番最新情報を皆さん方にお示ししているわけであって、先ほど山崎議員は企業、製造業に携わってとおっしゃいました。自分のところが責任を受けて引き受けた限りはユーザー、顧客に対して最終的に完成やる。建設工事でも全く一緒ですよ。駅前も、その交差点までは年度内に無電柱化というか、地下溝をやるからもう休みの日でも夜もやってくれていました。最初も想定していないんですよ。

でも、野洲市民はそんなことをするつもりはないんですが、今からあらかじめ100%の絵を示せと言われてたって、それは今示せる状況じゃないわけですよ。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、未来と言いますが、もう3カ月前なんです。これが1年前であれば市長の言い分は確かに正しい面はあると思いますけど、もう3カ月前なんです。

私は将来想定される危険性やリスクについて解消できるように努めているように、私は

あえて提案しております。

でもって、次の質問に移ります。

これ、常勤職員からすると、非常勤のパート医師というのは転属も当然想定されて、職員間のコミュニケーション時間もとりづらい方であります。1年を通して会話することがないというケースもあると思いますが、この点はどうですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かどなたかに書いてもらったものを朗読しておられる。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そなん、やめて下さい。

○市長（山仲善彰君） ではないんですか。

○10番（稲垣誠亮君） 私が。最初に説明したじゃないですか。プロパーの独立行政法人の病院事務職員の監修と政策教授を受けたと。私が自分で書いております。

○市長（山仲善彰君） だから、そのあたりも含めて体制を整えている途中ですから、責任を持って7月から開院をいたします。

本当にいろんな人が今邪魔しているのがわかってきて困っているんですけども。また応援して下さい。

○10番（稲垣誠亮君） 邪魔。

○市長（山仲善彰君） うん。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、例えで言えば、端的に申し上げれば、今回の医師体制についてなんですが、常勤医師にしても今回常勤医師の中で7名が既にもう新規派遣の可能性があるということで、そのうち、しかもあと他に5名が先ほど申し上げたように時短勤務を希望されていると。非常勤医師の62名のことを考えますと、これ、端的に申し上げますと、結局急ごしらえの混成編成ということになるんですが、この点、もう3カ月前ということですが、問題ないんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 問題ありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

これ、計画を見る限り、患者さんの市民の主治医が非常勤のアルバイト医師となることも想定できるんじゃないかなと思うんですが、この点も問題ないですね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） アルバイト医師という言い方は悪いですけども、常勤を最大限ですけども、当然非常勤も依頼せざるを得ない。それは、だから、患者さん優位に、かつ医師の働き方にも配慮してスタッフ体制を組んでいきます。

今学校現場、保育園現場、ご存知ですか。幼稚園だって預かりをやっている。保育園は夜まで、朝も早い。非正規の方がどれだけ働いているのか。同じことなんですよ。命を預かっている、0歳から。市というのは今それもやっているわけですよ。ごみだって委託でやっているけど、クリーンセンターは職員がいて処理をやっている。そういう中で病院をやるわけでした、非常勤かどうかと言われたら、保育園だってもう最大限正規の職員が頑張ってくれているし、そこに非正規の職員さんも使命感を持って頑張ってくれている。命、全く一緒ですよ。アレルギーもそうだし、0歳の方のケアなんていうのは本当にすごい仕事をやってくれている。給食センターでもそうですよ。あれだけの6,000食をきちっと調理して安心してつくれるようにやってくれている。全く一緒。今病院だからといって一生懸命かりかり突いておられますけども、お任せ下さいと。ただ、厳しい状況だけど、職員、医大、医師会、協力してもらって体制を整えているわけで、むしろ厳しさを突つくよりは、厳しくて、私、いいですよ、チェックしていただいていいんだけど、応援もしながら。何か稲垣さんの聞いていたら、できるだけ成立しないように、成立しないようにしようとしているじゃないですか。

○10番（稲垣誠亮君） いや。

○市長（山仲善彰君） いやいや、そういうふうに、メッセージと見える。

図らずも、昨日いいことをおっしゃいましたよ。マナーと。マナー。法律より先、マナーですよ。この今の雰囲気、聞いていたら、私が声を荒げないといけないちゅうのは、決して応援をしてもらっているというイメージじゃないですものね。

だから、本当に厳しくてもいいんですけども、熱意としては市民の健康、安全のために何とか病院を一生懸命一緒に汗をかいて頑張ろうというんだったら私もいい答えができるわ。もうそういう姿勢じゃないじゃないですか。指摘をする、糾弾する。糾弾してもらったところでどうしようもない。これ、今形成過程であってね。だから、毎日よくなっていっているわけで、今まだいいドクターの確保も目処があるわけですよ。それなのに、今のリストだけ見てどうのこうのということの、いかに意味のないのか。

ということで、最大限、今お答えをしています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 僕は本当に危険性を心配していますので、その点で市民に対してリスクのある計画なんだよということを知っていただくためにやっているのです、お願いします。

これ、いかに問題があるかというのは、昨日新誠会さんの代表質問の中で三浦市立病院の話が出たと思うんです。

僕、早速昨日、ちょっと余り時間がなかったんですけど、概要を見ました。すると、これ、常勤の医師体制については同じレベルなんです。なんですけど、これ、よく聞いて下さいね。医業収益は、三浦市立病院は今回想定されている野洲独立行政法人市民病院の半分しかないんですよ。病床数も65%ぐらいですかね、133床。言いかえると、いかに今回計画されている野洲病院の医師体制が最低限に抑えられているかということの裏付けかと思うんですけど、この点は、市長、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、今ご指摘の他の病院の詳細まで知りませんから。

ただ、この構想は、きちっと専門家も入れて、そしてもともとの199、急性期だったのを回復期と療養型と急性期100と。診療科と医師はこれで成り立つということで今進めています。

ここには医大の学長も入ってくれていますし、京都大学の福山教授も入ってくれています。私も医療の専門家ではないけども、専門家のアドバイスを得ながら検討会で検討いただいて、評価委員会で評価、通っていますから。評価委員会の先生より稲垣さんの方が情報があるということをおっしゃられることになりますね。

○10番（稲垣誠亮君） 言っていない、そんなこと。

○市長（山仲善彰君） いや、そうなるじゃないですか。評価委員会、これ、通っているんですよ。

だから、専門家にご意見をいただいてまとめない限り、こういうの成り立たないじゃないですか。働くのも専門家。お医者さんを送ってくるのも専門家ですから。

ということで、私はこれでいいと思っています。

ただ、常に改善、チェックは必要だと思っていますから、決めたからこれで突っ走るじゃなしに、ご意見をいただいたらそれは、妥当なものであれば組み込んで進めていきます。

何かいかにも成立しないみたいなことばかり言っているから。

○10番（稲垣誠亮君） いや、そんなことはないです。

○市長（山仲善彰君） いい提案、何かありますか。今の野洲病院の計画、全体を見て。稲垣議員から評価できることが。

○10番（稲垣誠亮君） ああ、あります、あります。

○市長（山仲善彰君） あるんですか。

○10番（稲垣誠亮君） あります。

○市長（山仲善彰君） じゃ、反問します。ある言うてはるから。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時04分 休憩）

（午後4時04分 再開）

○議長（橋 俊明君） 再開します。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。それを言うのを忘れておりました。

なお、反問は質問議員1人につき2題までとなっております。市長。

○市長（山仲善彰君） ありがとうございます。

稲垣議員は、この野洲市民病院に一番たくさん質問をいただいていますし、一番知悉いただいている議員のお一人だと思います。

記憶では、ある時期に一番最初から反対している議員は私ですとおっしゃったことがあったと思います。ある時期に。一貫して反対しているのは私ですとおっしゃったことを覚えていますが、議事録、探したらあると思います。

そういう厳しい議員ですから、評価は余りないと思ったんですけども、大いにあるとおっしゃったので、そもそもの由来、昨日もいろいろご意見をいただきました。2010以降、本当に市民と専門家で詰めてきた計画です。

100%の計画はないです。幼稚園でも保育園でも、ここまで頑張ってきていろんな人の協力で2年に1つこども園を建ててきました。でも、国の制度の問題もあったりして、あるいは市民ニーズもあってまた待機が出ています。待機が出たからけしからんという話じゃなしに、どこかで行ってもらおうと。

だから、野洲市民でもできるだけいい形で立ち上げたいけども、対応できなかったらどこかの病院を紹介するとか、選んでどこかの病院に行っていたわけて、ここだけで完結はできない。でも、ここが安心することの安心。このためにやっているわけで、そういう

この前提で、稲垣議員が一番よく知っておられる議員ということで、総括としてこの野洲病院の、もちろん悪い点も含めてでも結構ですよ。野洲病院構想計画の評価できる点をすかつと行っていただきたい。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） すかつとということですので、悪い点、問題点については、もう通常のふだんの一般質問の中で、僕は基本的には解決しなければいけない課題については常に議員就任以来欠かしたことはないと思っていますので、その点はあえてこの場で言うことはないと思います。

市長の方からいい点ということでリクエストをいただきましたので、僕、2点ありますので、それを端的に申し上げたいと思います。

これは誤解のないように聞いていただきたいんですが、市民側ではないです。市民の側から見た立場ではなくて、医療従事者側から見た立場で申し上げます。

この嘱託職員の非常勤医師の方62名、非常勤のアルバイト医師と、私、申し上げているんですが、これはどのような方がいるかということ、ふだん他の病院で常勤で働いていると。医局からの依頼で非常勤で病院に週1回とかでも来ていただいたりとか、独自で、単独で採用されることもあるかもしれませんが、そういうこともあると思うんですが、今回嘱託職員数が割と62名ということでかなり人数が多いと思います。

全体、総体的なものにはなるとは思いますけど、駅前という立地、それは遠隔地にあるよりは働かれる医療スタッフの方にとっては総体的にはマイナスになることはないと思います。プラスになると思います。その点だけは、私は大変評価しております。

次に、2点目なんですが、これはこの病院整備問題に限ったことではないんですが、市長の方は積極的な情報公開に、基本的にそういうスタンスをとっていただいています。全てをオープンにするという情報公開の姿勢は、大変私はもう、議員就任以来感じていました、私がこうやって踏み込んで一般質問、課題点を提案したり質問したりすることができるのも、そもそも市長からの基礎となる積極的な情報開示によるものが大きく寄与していると思っています。

ですので、その2点について、私は大変評価をしております。

よろしいでしょうか。

○市長（山仲善彰君） だめです。全然。

○10番（稲垣誠亮君） いや、しっかり答えていますよ。

○市長（山仲善彰君） 誰に私はご質問をさせてもらっているのか。休憩、よろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後４時１２分 休憩）

（午後４時１３分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。稲垣議員。

○１０番（稲垣誠亮君） 先ほどの答えで私はもう十分答弁、答えになっていたと思うんですが、あえてもう少し踏み込ませて言わせていただきとすると、市民の命を守っていくというのはすごく大事なことですし、おそらくその財政的なことを考えなければ、病院というのは誰でも、全議員が欲しいというものだと思うんです。病院を整備するという構想自体は大変すばらしい事業計画だと思っています。

ですが、やはりそこに必要なことは市民各一人一人がこの病院は自分たちが責任を持って運営をしていくんだと、そういう責任がもとになればもう十分整備を進めていただければいいと思うんですが、そのあたりと、この事業計画、病院の現在の整備計画を考えると、市民の側からの評価と言われますと、私は現段階でそれ以上の評価をすることができないので。

以上になります。

○市長（山仲善彰君） 休憩します。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後４時１３分 休憩）

（午後４時１４分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。稲垣議員。

○１０番（稲垣誠亮君） いや、だから、きちんと駅前の医療スタッフの医師の利便性ということで、私は情報公開と、あと積極的な情報開示ということで、それはすごい評価になっていると思うんですけどね。

だって、病院の２大要素の収益性の問題と場所の問題ですね。その点の、場所の問題について、病院の医療スタッフの立場からは相対的にプラスになるということで前向きな発言をさせていただいていますけど。それで僕は十分な答えになっていると思うんですけど。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後４時１５分 休憩）

(午後4時17分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) 十分答えになっていると思いますが、病院整備計画自体は市民の命を守る整備計画です。市民の命を守ることであるので、大変望むべきことであると思っております。熱意を持って事業計画の完成度に向かって進めるべきであると思っております。

しかしながら、現在リスク要因が大きく存在するので、進める以上はその解消に努めるべきであると。そういうことを私は申し上げています。

大変前向きに評価している発言だと思っております。

以上、それで答えになっていると思っております。

○市長(山仲善彰君) もうこれ以上やっても。わかりました。市民目線が私から見たら余り熱くないなというの、わかりました。これだけの大変大きな事業に対してその程度の思いしかないの、わかりました。ありがとうございます。

○議長(橋 俊明君) 反問はこれで終了いたします。

引き続き、稲垣議員、質問を続けて下さい。

○10番(稲垣誠亮君) これから大事なことを話しますが、結局精神論ではないと思うんですよ。基本的に、今のその医師体制の話を伺っても、結局市民からこの医師体制への信頼度が不足していて、建物設備と比例して医療報酬の売り上げが見込めずに経営に苦戦することは明白であると思うんです。執行部にその可能性の認識があるのかをお伺いいたします。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 可能性の認識は、毎度言っていますように、いくらいい、安全な車でも酔っぱらって運転したり無謀にやったら事故を起こします。

でも、ここまできちっと積み上げてきて、最終段階に至って今医師の確保をやっているわけで、病院には、医師だけではだめですけども、医師のいない病院というのは、これはまたあり得ないので、今最大限いい医師を、きちっと体制を整えてやっているわけですから、皆さん方に安心していただけるように開院をしようと思っているわけです。

それ以上言っても単なる不安で立ちすくむだけの話じゃないんですか。だから、全然応援しようとしていませんものね。ここをどうすればいいのか、だめじゃないか、だめじゃないかと言っているだけであって。

○10番（稲垣誠亮君） 現実を言っています。

○市長（山仲善彰君） 現実。これ、やりとりしたらあかん。

まあ、答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 基本的にこの整備計画の遂行はリスクが存在するんだと。でも、市民の安全医療確保のために、当初の7億円を出資、貸し付けから出資に切り替えられました。この経営状況によっては、追加の出資金をさらに求めるかもしれないけど、市民に対して覚悟してくれと。自分たちの病院なんだからという問いかけを、市長からメッセージを出してその了解を得る。それがこの病院整備事業計画を進めるための条件だと思っています。その点、市長、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、厳しいシミュレーションでもきちっと公開して、対応策をやっていますよ。

何回も言いますように、自分がきちっと走っていても交差点で車が出てくるかもわからないし、交差点で車が出てくるというのはどういうことかと言えば、医療制度が変わったり、あるいは景気が変わったり、あるいはこれからつくっていくにあたって建設費が上がったり下がったりします。でも、それを開示して行って、目的は何かと言ったら、箱をつくることじゃなくて市民の健康と医療を守るためにやっているわけですよ。だから、危ないからといってやめる話と違います。もう社会政策というのが全然わかっていませんね。あえて金儲けでどこかに工場をつくったりお店をつくる話と全く違うんですよ。もうそこが、議論、すれ違っています。

稲垣さんは何か経営しておられるから。でもそれは民間経営。

○10番（稲垣誠亮君） 個人的な話はもうしないで下さい。

○市長（山仲善彰君） いやいや、いいじゃないですか。

やっぱり、さっき山崎さんでも自分の人間的な背景をおっしゃって、それで議員ですよ。議員という抽象的なものがあるわけじゃないんですよ。皆さん、人生、経験、今の現役、何をやっているかの中で市民代表であるわけで。何かここで話しているとか情報公開を求めるだけが議員の仕事ではない。実体的な存在としての人間が政治家であって、政治家が人間じゃないんですよ。

私は責任を持って、厳しいけどこの9年、8年、皆さんの応援で何とか病院をつくろう

じゃなしに野洲から医療がなくならないようにと思っているわけですよ。本当に新病院の動きがなければ野洲から医療がなくなります。医師会の方が一番心配をしているのは、やはり中核的医療がなくなると共に、この間も福田会長も言っていたように、皆さん、一緒やと思っているけど、野洲だけ特殊なんですよ。守山から大津までは陸地につながっています。草津川があるけど大した川じゃない。だから、瀬田川からこちらは、守山までは一体です。だから、平成25年の台風18号、あのときでも下水が詰まったのは守山のポンプ場で詰まったからあふれたんですよ。こちらは日野川で詰まった。だから、ここ、意外に特殊なんですよ。滋賀県の一番の大河川と一番の暴れ川に挟まれた地域なので、本当に大きな災害があったときにここで自立できる拠点医療がなかったら困るとするのは内々医師会長とか医師の心配しておられること。

日常レベルで言えば、もう在宅医療と言われてもバックアップがなかったらだめで、開業医さんだけではだめなんですよ。今までの、夜、おうちが別だとかそういうレベルと違って、きちっと病院という組織がなかったらレベルも機能も成り立たない。だから、わかっている方は本当に真剣なんですよ。

だから、そういうことを含めて、私、稲垣さんからこのプロジェクトの評価できる点が聞きたかったんだけど、働く人に駅に近いからいいとか、情報公開とか、まあ残念ですね。

もう、だから、もっとやっぱり熱い思いと積み上げで議論したいなと思うんですけども。

まあ、これでお答えになっていると思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、質問の話の本筋から何かずらされているような感じがします。

私、この質問に関しては、ひとりよがりな発言をしているわけじゃなくて、先ほど申し上げましたが、管理職の病院事務職員、看護師、ドクター、そして公認会計士から政策教授を行った上で本件質問を行っていますので、決して自分のひとりよがりな判断でこの質問の通告並びに質問の内容を考えているわけではありませんので、その点だけご理解いただきたいと思います。

6番目ですが、この医師の派遣元である滋賀医科大学と連携して専攻医を受け入れると、これは研修医のことではありますが、医師を育てる環境を整備する可能性についてお伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然医師を育てようと思うと、指導できる資格の医師が要りますから、それも全ての診療科でそれができるわけではないですけども、幾つかの診療科ではそういう体制も検討しています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、市長、もう当然ご存知だと思うんですけど、今検討していると云われましたけど、これ、自分がしたいから勝手に宣言してできるわけじゃないんですよ。市長、その点まずご理解されていますか。

○市長（山仲善彰君） 何をご理解で、ちょっと意味がわからないんですけど。

○10番（稲垣誠亮君） いや、可能性を探りたいと云いましたが、この病院単独の医師でそれはできることではないんですけど、その点については、まず市長、ご存知でしたか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、知っていますよ。何かえらいいきり立ってご質問いただいている。何か対応していて、市長をここでとちめてやろうみたいな感じですよ。

○10番（稲垣誠亮君） いや、ちゃいます。

○市長（山仲善彰君） ほんと、ほんと。今のしゃべり方。

○10番（稲垣誠亮君） いや、ちょっと焦っているんですよ、多いので。質問が。ちょっと時間が。

○市長（山仲善彰君） 大体、攻め方、わかっていますね。もう。代表質問では経常経費比率。これは2会派一緒でしたものね。裁判もそこばかり突いてきておられるんですよ。裁判も。大体ね、代表質問はほとんど裁判の項目と一緒に。図らずもか図ってか知りませんが。

今回、ここまで情報を出してあるから、多分稲垣さんは言ってくるだろうなど。内々はもう全てに答えないでおきましょうというのが答弁協議だったんですよ。それは、ごまかしとか黙っとこうじゃなしに、まだ答える段階でないことを突いてきて、いかにも破綻が生じているみたいに、事情のわかっておられない市民から見たら、まさになかなか見せ場ということもあるので。

ですから、若い研修医を指導しようと思ったら指導の資格のある医師がきちっと配置ができるかどうか。それと、チームが組めるかどうか。あるいは、指導しようと思うと一定の医療レベルが要るので機材も装備も要ります。だから、幾つかの診療科については今そ

れを探ろうとしています。

まずは、今野洲病院を平行移動、7月からしようとしているんですよ。本当は21年の春か夏に。だから、2段階を目指しているわけで、7月からその完璧というのは、最初から私も約束していない。だから、2年ほど前の野洲病院を平行移動しようと思ったら、年末に余りにもとんでもないことになっていたから、せめて去年の4月並みぐらいまでは持っていて、6月からはきちっと市民の皆さんに一定の医療を保障しましょうと。でも、手術室は変えられない。機器も公有にできません。一部は入れるけども。

それで、今稲垣さんは独法法人の規定でやっているわけでしょう。独法法人は2021年から立ち上がった、めでたく皆さんが応援してくれて立ち上がったらであって、7月からはせめて野洲病院の医療サービスを継続しましょうと。ということでやっているんですよ。

だから、全然そこがわかっていないんじゃないんですか、それよりも。

○10番（稲垣誠亮君） いや、わかっています。

○市長（山仲善彰君） わかっているんですか。

○10番（稲垣誠亮君） はい。わかっています。

○市長（山仲善彰君） じゃ、今野洲病院には指導医がいて研修医がどれだけ来ているか知っていますか。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 質問を続けてよろしいでしょうか。

○市長（山仲善彰君） 反問じゃないですよ。自発的に答えてほしいので。

○10番（稲垣誠亮君） はい。私もうかつなことは言えませんが、そこはちょっと答弁は控えたいと思いますが。

ただ、市長ね、市長がおっしゃっているのがインターンとしての研修医としての意味なのか、実質的な研修医としての意味なのか、そのあたりがちょっと僕、今の答弁では読み込めなかったんですけど。これ、研修医の制度を設けるためには厚生労働大臣指定の臨床研修施設としてならなければいけないんですよ。ということは、これ、当然大規模な、またさらにお金の投入が必要になるんです。

要は、市長、最初の事業計画では貸付金できちんと返済していただくということで計画を立てたけど、もう貸し続けてきたお金を返してもらっていたら病院が成り立たないからもう出資金に切り替えたわけじゃないですか。そういう状況で、この累積損失も平成57

年まで赤字が解消できない事業計画なのに、さらにお金を投資して臨床研修施設にすることができるとは到底私は思えないんですが、それは本当に現実的に考えて、何かの計画をもとに考えていらっしゃるんですかね。それであれば安心できるんですが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かご質問が飛びましたけども、まず、2021年に装備を整えてやっていこうと。その中で、まず守るのは市民の健康、保健です。昨日も大先生と話したんですけども、英語で話されたから私も言いますけども、コモンディジーズをまず。コモンディジーズ。多分わかりますね。これをやはり支えてやってほしいと。もうそこが尽きるんですよ。けども、いい先生を確保しようと思うと大学の研修機能。それと、今大学の研修機能は、この間も医大の副学長さん何人かおられて、名前は挙げませんが、常にコミュニケーションに行っている副学長さんと話してましたら、まあちょっと嘆いておられました。もう制度がもう本当に細かくなっているんですよ。研修しんどだめで。そこで、私もはたとわかったんですけども、もう医師になってからでも30過ぎぐらいまでは現場と大学と、これを交互にやらないといけないので、実際医療現場に出ていく医師が少なくなっているんですよ。これ、何か作戦じゃないかなと、私、思っている。厚労省と文科省の。だから、大学に結構医師がいるんですよ。でも、本当に働く医師じゃなしに研究、研修ということで。だから、30過ぎぐらいまではもうそれに物すごく時間を足られる。ということは、医療現場に行かれないから、診療報酬、上がらないでしょう。物すごく、これ、人材、無駄じゃないですかと言ったら、その先生もそう言われてみたらそうですねということです。

だから、いろんな今能力開発のシステムがあるから、その中で、新病院になった段階では指導医師の確保と装備でやっていこうということで、今そんな無謀に、何かもう収支計画を見直そうって、そういうことじゃなしに、まず走らせてみた上で。何でもそうですよ。車でも買ってから走らせてみて初めてわかるわけだね。こんな病院みたいな巨大なシステムを全てが描けるはずないです。好転する方に私はやりたいと思っていますけども、いずれにしても車と一緒に。ならし運転して助走して、そして一定のところまで行ったら健全に動くわけであって。

議員さんでも職員でもそうでしょう。4月に来てとか10月に当選してフル稼働できるかというたらそんなことないですよ。ましてや、新組織で新しいスタッフも入れて。だから慎重に展開していった中で今おっしゃるようなことも考えようとしているわけで、いき

なり収支計画のどこに織り込んでいるんやなんて、それは実績を見ながらしかできません。

何かそういうことばかり突いて、成立しないよう、成立しないということをおうとしているんじゃないですか。

○10番（稲垣誠亮君） 違います、違います。そんなことないです。

○市長（山仲善彰君） いや、そうしか思えない。

○10番（稲垣誠亮君） 違います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、この収支計画に入り込む余地がないということを私は申し上げたんです。

市長、これ、とりあえずやってみたらいいって、それから走らせて考えるって、これ、110億円かけるんですよ。それはちょっと僕、無責任なんじゃないかなと思うんです。規模からすると。

とりあえず、この事業計画を推進する以上は医師体制の部分で私は病院事務職員と協議する限りは大変不安定要素が高いと思うので、これの改善を市長に計画を進める以上はお願いしたいということでもあります。

それを申し添えて、次の2番目の質問に移ります。

○市長（山仲善彰君） 反問。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時33分 休憩）

（午後4時35分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がございましたので、反問を許可します。市長。

○市長（山仲善彰君） 情報元とか固有名詞は結構ですけども、さっき最後に病院事務職員から聞いた限りは成立しないとおっしゃいました。それはどこの。プロフィールでいいんですよ、固有名詞じゃなくて。

あるいは、さっきも会計の専門家とか医師とかとおっしゃいました。過去にもありました。稲垣議員のビラの中に、顔は写っていませんでしたけど赤十字病院の医師がということで名前も出てたん違いましたかね。覚えていますけど、言いません。その医師が本当におられるかどうかをその書いてあった組織に確認したら、最大限調べたけどおられませんでした。

また、ある時期には元事務長の意見としてとおっしゃったので、ぜひその事務長さん、議会の委員会なりに来ていただいて見識を、それは野洲病院の元事務長とおっしゃったから、見識を披歴していただきたいと言うたら、わかりましたとおっしゃったんですけども、引き受けられたのに途中から断ってこられました。

ずっと、2回あることは3回あるので、何かいかにも自分の背景には大専門家がおられるみたいなんです、それはやはり不透明。ここまで来ていることに関しては。もっと自分の基礎固めの情報がないと。ここまで表で本当に、近畿レベルでいったら最高レベルの方がきちっとチェックしていただいていると私は思いますよ。それをいいかげんだとか医師が足らんとか経理がなっていないとか、これ、医療経済学の今中京都大学教授にも検証してもらっていますよ。名前を出していいと言ってもらっているわけで。野洲病院の継続可能性、野洲病院支援継続可能性検討報告というのをいただいています。それなのに、まだ野洲病院を使えとおっしゃっている。その中にも今中教授に検証してもらっています。

今の論法でいくと実りある議論にならないので、稲垣さんの見識の、知見の背景を、固有名詞は結構ですから、もう少し具体的にお示しいただきたい。

というのが反問です。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） まず、幾つか答えたいんですけど、市長はまず、先ほど赤十字の話をされましたね。赤十字の病院って、何カ所あるかって、全国に。ご存知ですかね。どこの赤十字に問い合わせをされたのか、照会をされたのかわかりませんが。

ただ、それ、実際に、市長、実際照会されたじゃないですか。照会するという行為自体が僕はもう信じられなくて。だって、相手はサラリーマンなんです。それが自治体から照会をかけるって、本人からしたらもうとんでもないことです。サラリーマンなんです。サラリーマンが名前が出てそこで出せるわけじゃないじゃないですか。

例えば、僕、議会でも今まで何回かある程度答えられる範囲では具体的なことを言ったことがあるんですけど。例えば、会計士であれば市の受託業者の中の会社のうちのということも答えていますし。

○市長（山仲善彰君） いや、一般論で聞いていない。事務職員にということなので具体的に。

○10番（稲垣誠亮君） そんなん守秘義務も当然ありますしね。

じゃ、逆の立場で考えて下さいよ。市役所の部長さんから、じゃ、例えば何か他市の方

に、こちらの市役所の部長さんが情報を、政策教授を行ったとするじゃないですか。そして、そこでどこの職員なんだと言われたときに名前を出せるわけないでしょう。だから、市長は、これ、出せないことをわかっていて多分今反問されているので、大変ちょっとそれはずるいのかなと思っています。

答えられる範囲で、私、今日の答弁でも具体的に市立病院、病院の種別についても市立病院とは言っていませんし、十分答えになっていると思いますし、当然守秘義務もありますけど、最大限答えられる範囲では答えられると思います。

私、基本的にその方が言っているからと、政策教授は受けたと言っていますが、私の意見として、自分の言葉として答弁をしていますので、責任は僕自身にあると思っています。おそらく複数の同業者の方に僕の見解を言えば、そんなに完全に全否定されることは、僕はないとは信じていますので、それで答弁になっていると思います。

以上、終了です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私から発言して縮めます。

最大限お答えいただいてありがとうございました。

赤十字の件は、稲垣さんのビラにお名前が書いてあったわけです。基本的に公的病院、民間病院でも医師の名前は全部公表されています。ホームページでもわかります。草津総合に行っても全て、書き過ぎなぐらいなぐらいにお名前と背景の大学まで書いていますから。私、最大限ホームページで見たんですが、そのお名前が見当たらなかったのです。

変な調査じゃなしに赤十字の組織にこういう医師は、名前を書いてあるわけですからね、そういう名前の医師はおられますかと聞いただけであって、今の言い方だったら何かいわゆる個人情報を調査したみたいに。公開情報の中で、こういう、このビラに書いてある医師が存在されますかというレベルを確認しただけです。

普通だったら、私のホームページで病院の医師のリストを見たりしたら挙がってくるかなと思ったんですが、挙がってこなかったのです、だめ押しでお聞きしたレベルです。公的調査というよりは。できるだけ情報を厚くしたいのです。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○市長（山仲善彰君） もういいんじゃないですか。

○10番（稲垣誠亮君） いや、ちょっと答えさせて下さい。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今の反問の流れで答えますけど、これ、僕、思い出しましたよ。当時のことを今。

これ、どうして僕が赤十字と、前の具体的な病院、全国にありますけど、名称を書かなかったかという、市長の性格であれば私は必ず照会をかけて本人を呼び寄せること。本人に対してアクションをとることが、僕はそのとき容易に想像したんです。なので、その医師の方と話をし、ここに病院名の具体性を書くと大変危険が及ぶ、迷惑をかけることがあるかもしれないから、赤十字という名前は載せるけど、前のどこの病院かということは伏せていこうと。そういう取り決めで話したんです。

その後、僕、これも今思い出しましたよ。当時の、前の・・・病院整備課長に呼ばれましたよ。・・・病院整備課長に何を言われたかという、この医師について、これは具体的に誰なんだと。どこの病院で働いているんだと。原課で、僕は、たしか2階でだったと思いますけど、・・・病院整備課長に聞かれたんですよ。だから、そのときに僕は、ああ、病院名を具体的に書かなくてよかったなど、本人に迷惑をかけなくて済んだなど思いましたよ。まあそういうことですよ。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私が稲垣さんだったら発言の訂正を求めますね。私、結構、情報の信憑性を確認したかっただけで。

○10番（稲垣誠亮君） 聞いたじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） 何を。

○10番（稲垣誠亮君） 赤十字に聞いたって認めているじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） いや、自分で調べたけどなかったから、このお名前の医師がおられるかどうかで、アクセスするつもりは全くないです。

今、職員の名前を挙げられましたけども、私は職員にそんなこと、命じたことは一切ないです。

そして、名前がわかったら来ていただいてというふうにおっしゃいましたけど、私の性格だったらとおっしゃった。これは決めつけじゃないですか。自分の場合だったら発言を撤回させておいて、絶対私、プライバシーとか人権は厳しく守っている方です。ただ、情報の確かさ、あこで言うておられることは、何か成立しないみたいなことを言っていると言っているから、本当に存在している医師がこんな発言をするのかなと私、ひとときを思

ったから、そういう方が本当に存在しているのかどうなのかということ。

でも、あなたは今、私のやり方だったら、余りいい言い方じゃなかったですね、何か呼びつけとか、私は来ていただいといますけど、来ていただくとか一切やりません。従来からもう絶対そんなこと、やっていない。

ただ、情報がどれほど信憑性が高いかどうかだけは、これはやはり検証したい。

だから、事務長さんのときにも自分で言うておいて、自分でこの場で、私は強制していませんよ。でも、野洲病院の元事務長とおっしゃったから、それなら縁があるわけだし、野洲市の税金で給料をもらっておられたことも、そのときは言いませんけども、そういう貢献があるので、元事務長が病院が成立しないとおっしゃったというから、それだったら、その方だったら来ていただきたいと言ったら、じゃ、来ていただきますいうて、自分で承しておいて断ってこられましたけども。

ただ、さっきの病院の医師については断言しておきます。万が一そういう方がおられたというのがわかって、自分のホームページのあれで、ああ、この方かとわかったとしても、来ていただくとか押しかけようとか、そんなことは一切思っていない。あなた、今決めつけられましたけど。

○10番（稲垣誠亮君） ああ、じゃ、ちょっと続き、話させて下さい。

○市長（山仲善彰君） ちょっと待って下さい。今しゃべるとるんですよ。

そこは改めていただきたいといますけど。自分がいつもちょっとしたことでも訂正を求めているのと同じというか、それ以上のことを今あなたは断言しています。個人情報とかプライバシーは絶対冒さないつもりです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市長、僕、実際呼ばれたんですよ。聞かれたんですよ、原課で。報告を配布してすぐに実際に聞かれているんですよ。2階でね。

あと、市長、そう言われますけど、たしか多分駅前自治会館での話だと思えますけど、市長、多分議事録を拾っていったら残っていると思えますけど、そこで稲垣議員はこういうことを、医師のコメントを紹介しているけど、赤十字に照会したらそんな医師はいなかったと。そこで市長も断言されているんですよ。僕、それ、議事録で見ました。見たことがあります。覚えていらっしゃると思うんですよ、市長も。外部でそういう発言をされたこともね。実際、僕、駅前の自治会の中のとある市民の方から市長がそういうことを言っていたよということも、自治会、その方からも言われました。

根拠なんですけど、以前駅前当初の、もう本当に病院。すいません、ちょっとお名前をおかりしてもよろしいですか。駅前のことで照会をされた。

(発言する者あり)

○10番(稲垣誠亮君) いや、違います。駅前の整備計画の中で企業に照会された。

○議長(橋 俊明君) 暫時休憩します。

(午後4時45分 休憩)

(午後4時46分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番(稲垣誠亮君) なので、性格という部分についてはちょっと僕も言い過ぎた部分がありますので、性格という2文字の部分についてはちょっと言い方を変えまして、過去の行動からはそういうふうな心配を僕自身がちょっとしてしまったということはありませんので。

以上になります。

次の質問に移らせていただいてよろしいでしょうか。

○市長(山仲善彰君) ちょっと訂正があります。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) まず、私の懇談会での発言は伝聞ですから、それも消しといて下さい。

それと、一番深刻なのは。

○10番(稲垣誠亮君) 伝聞。

○市長(山仲善彰君) 今現職ではない別の組織にいる職員の名前、これも消して下さい。

もしかその職員の言ったことが人権侵害に当たるんだったら、そのときに指摘をしていただかないと。今こんな議事録に残るところで。

(発言する者あり)

○市長(山仲善彰君) 管理職ではあるけれども、特別職でない職員の名前を挙げるのは、全くマナー違反というか、深刻な問題です。

○10番(稲垣誠亮君) わかりました。はい。

○市長(山仲善彰君) いや、自らそこを訂正するかと思っただけから。

○10番(稲垣誠亮君) わかりました。はい。

○議長(橋 俊明君) 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、今から私が申し上げる部分は取り消しをお願いします。

私、先ほど前・・病院整備課長と申し上げましたが、ここを前病院整備課長と再訂正させていただきます。

○市長（山仲善彰君） それだけですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、今名前を挙げられた職員が行った行為は法的にも何も問題がなかったという前提で削除するというところでよろしいか。単なる削除では困るから。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私は違法性がある行為とは一言も言っていません。そんなことは、僕、今日の答弁の中で言っていません。

ただ、それをお尋ねになるというのはちょっといかがなのかなと。ただそれを私、申し上げているだけで、違法性の指摘はしていませんので、先ほどの名前の部分を削除しただけで十分だと思っています。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時49分 休憩）

（午後4時49分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前にお諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上会議規則第9条第2項の規定により本日の会議事案を延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

○10番（稲垣誠亮君） いいですか。今の発言の訂正はしたいと思うんですが。

○議長（橋 俊明君） その前にこの時間の延長。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○10番（稲垣誠亮君） すいません。

○議長（橋 俊明君） 延長時間ですよ。

○10番（稲垣誠亮君） いいでしょうか。もうこれ、今の1番、終わったと思うんですが、予備日を設定しているので、僕はもうこの再訂正をやって予備日に回して、せっかくとっているわけですから、もう終わればいいと思っております、続きね。

（発言する者あり）

○議長（橋 俊明君） これ、あくまでもご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○10番（稲垣誠亮君） いや、全員は言っていない。いや、異議ありは言っていますけど。

○議長（橋 俊明君） そしたら、ここで今の動議じゃないですけども、発言をしていただけますか。そこで賛同者を諮って。

（発言する者あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後4時53分 休憩）

（午後4時56分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の稲垣議員の時間延長の件でございますけども、表決をとりまして出席議員3人以上が異議あるときは……。おられますか。3人以上。

それでは、お諮りをいたします。3名以上おられますので、本日の延会につきまして、賛成される方の起立を求めます。

（発言する者あり）

○議長（橋 俊明君） 延会をしないことにつきまして。延会をしない。稲垣議員の意見、いわゆるもうここで打ち切りと。打ち切りではないですけども、月曜日に回す。稲垣議員の意見について賛同される方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） 賛成多数でございましたので。

○10番（稲垣誠亮君） すいません、議長。残りの宿題がありますので、今ちょっと発言を忘れないようにしたいので。修正の、発言の訂正の、今、途中だったので。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。端的に願います。5時までしかありませんので。

○10番（稲垣誠亮君） はい、簡単です。

発言の訂正ですが、2カ所あります。まず、呼びつけたという部分を訂正しまして、この部分を面談したというふうに訂正いたします。あと、前・・病院整備課長の部分を前病院整備課長というふうに訂正させていただきます。

以上です。

○市長（山仲善彰君） 面談て意味わからん。そんな訂正求めていますの。

- 10番（稲垣誠亮君） その2カ所だったと思うんですけど。
- 市長（山仲善彰君） いやいや、もう時間、延会しんとだめですよ。延会でやるんだっ
たら。
- 10番（稲垣誠亮君） じゃ、もう、月曜。
- 市長（山仲善彰君） その訂正は終わりです。認めない。今の訂正は認めない。
- 10番（稲垣誠亮君） え。何がだめなんですか。言われたとおり訂正したじゃないで
すか。
- 市長（山仲善彰君） 会議記録というのを確認して下さい。
- 10番（稲垣誠亮君） どこの部分ですか、だから。
- 市長（山仲善彰君） 呼びつけてと言ってきたのを面談を、どういう意味ですか。
- 10番（稲垣誠亮君） 面談をしたと。別にそれだけ、事実だけを言っているだけです。
- 市長（山仲善彰君） 誰と。
- 10番（稲垣誠亮君） いや、だから、病院整備課長と。前病院整備課長と面談をした
だけだと、そういうふうに訂正すると言っているんです。
- 議長（橋 俊明君） 月曜日に延会をいたしますので、そのときに再開しますので。
- 10番（稲垣誠亮君） 僕もそこは……。わかりました。
- 議長（橋 俊明君） こちら、もうあと2分を切っていますので。
- 市長（山仲善彰君） 今のは消して下さい。今の消して。今の付け足しは議事録、落と
して。
- 10番（稲垣誠亮君） それは僕の発言なので。
- 議長（橋 俊明君） もう月曜日の冒頭から議論を始めます。
- 10番（稲垣誠亮君） 先ほどの話と一緒に紳士協定で対応しますので。そんなひどい
こと、しませんので。
- 議長（橋 俊明君） もうあと。
- それでは、お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思いま
す。これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに
決定いたしました。

なお、3月11日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたしたいと思います。ご苦労さまございました。いたします。(午後4時59分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成31年3月8日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 東 郷 正 明

署 名 議 員 北 村 五十鈴